

第 1 回定例会

令和 5 年 3 月 1 日開会

令和 5 年 3 月 22 日閉会

# 三股町議会議録

三股町議会

# 目 次

## ◎第1回定例会

### ○3月1日(第1号)

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期決定の件について	3
日程第3	令和5年度施政方針表明	4
日程第4	議案第1号から議案第22号までの22議案及び報告1件一括上程	16
日程第5	議案第18号及び議案第19号の取扱いについて	25
日程第6	質疑・討論・採決(議案第19号)	25

### ○3月8日(第2号)

日程第1	一般質問	28
6番	堀内 和義君	28
5番	田中 光子君	40
10番	内村 立吉君	54
9番	堀内 義郎君	63

### ○3月9日(第3号)

日程第1	一般質問	82
12番	山中 則夫君	82
3番	上西 雅子君	95
7番	新坂 哲雄君	106
4番	西村 尚彦君	114

### ○3月10日(第4号)

日程第1	一般質問	130
1番	岩津 良君	130
2番	中原 美穂君	145
8番	楠原 更三君	155
日程第2	総括質疑	173

日程第3 常任委員会付託 .....174

○3月22日（第5号）

日程第1 発議第1号及び発議第2号の取扱いについて .....177

日程第2 常任委員長報告 .....177

日程第3 質疑（議案第1号から議案第17号及び議案第20号から議案第22号までの20議案） .....185

日程第4 討論・採決（議案第1号から議案第17号及び議案第20号から議案第22号までの20議案） .....185

日程第5 質疑・討論・採決（議案第18号） .....198

追加日程第1 発議第1号上程 .....198

追加日程第2 質疑・討論・採決（発議第1号） .....199

日程第6 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について .....199

日程第7 閉会中における広報編集常任委員会の活動について .....200

日程第8 閉会中における議会運営委員会の活動について .....200

日程第9 閉会中における三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員会の活動について .....200

日程第10 議員派遣の件について .....201

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和5年第1回定例会 (3月)	議案第1号	三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案 可決	3月22日
〃	議案第2号	三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例	原案 可決	3月22日
〃	議案第3号	三股町課設置条例の一部を改正する条例	修正 可決	3月22日
〃	議案第4号	令和4年度三股町一般会計補正予算(第9号)	原案 可決	3月22日

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和5年第1回定例会 (3月)	議案第5号	令和4年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)	原案 可決	3月22日
〃	議案第6号	令和4年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第3号)	原案 可決	3月22日
〃	議案第7号	令和4年度三股町介護保険特別会計補正予算(第4号)	原案 可決	3月22日
〃	議案第8号	令和4年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	原案 可決	3月22日
〃	議案第9号	令和5年度三股町一般会計予算	修正 可決	3月22日
〃	議案第10号	令和5年度三股町国民健康保険特別会計予算	原案 可決	3月22日
〃	議案第11号	令和5年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算	原案 可決	3月22日
〃	議案第12号	令和5年度三股町介護保険特別会計予算	原案 可決	3月22日
〃	議案第13号	令和5年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算	原案 可決	3月22日
〃	議案第14号	令和5年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算	原案 可決	3月22日
〃	議案第15号	令和5年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算	原案 可決	3月22日
〃	議案第16号	令和5年度三股町公共下水道事業特別会計予算	原案 可決	3月22日
〃	議案第17号	令和5年度三股町水道事業会計予算	原案 可決	3月22日

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和5年 第1回定例会 (3月)	議案第18号	教育委員会教育委員の任命について	原案 同意	3月22日
〃	議案第19号	財産の取得について(令和4年次学校 ICT整備事業学習用タブレットパソ コン購入)	原案 可決	3月1日
〃	議案第20号	第三次三股町生活排水対策総合基本計 画の策定について	原案 可決	3月22日
〃	議案第21号	三股町公共下水道三股中央浄化セン ターし尿汚泥処理棟築造工事に関する 基本協定の一部を変更する協定の締結 について	原案 可決	3月22日
〃	議案第22号	三股町交流拠点施設整備事業における 三股町とまちづくり合同会社みまたと の開発に関する協定について	原案 否決	3月22日
〃	発議第1号	三股町議会の個人情報の保護に関する 条例	原案 可決	3月22日
〃	報告第1号	専決処分の報告(損害賠償額の決定及 び和解について)		

# 一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の 要 旨	質問の相手
1	堀内 和義	1 児童館の建替え計画 について	① 児童館で老朽化した建物があるが建替えの計画はないのか	町 長
			② 児童館数と建築後の経過年数はどうなっているのか	
			③ 児童館の耐震化工事は終わっているのか	町 長 教育長
			④ 児童館と自治公民館を併用して利用している地区は何かあるのか	
		⑤ 児童館と自治公民館を分離する計画はないのか	町 長	
		⑥ 各児童館における放課後児童クラブの児童数と将来の児童数の推移はどうなっていくのか		
		⑦ 民間児童クラブ施設が新設されているが、町営より民営への移行を図ることにより統廃合できる児童館はないのか		
		⑧ 児童数を考慮した児童館の計画的な建て替えが必要ではないか		
2 資源循環型農業の推 進について	① 食品残渣と家畜排せつ物を完熟堆肥化する堆肥工場は造れないか	町 長		
	② 町内で発生する家庭用生ゴミと処理費用はどれくらいになるのか			
	③ 学校給食の残渣量と処理はどうしているのか	教育長		
	④ 循環型農業で完熟堆肥と化学肥料や農薬を適切に施用した有機野菜栽培で三股独自のブランド化はできないか	町 長		
	⑤ 町内におけるエコファーマーの認定を取得している農家・法人はあるのか			

2	田中 光子	1 生理の貧困対策について	① 児童・生徒が安心かつ健康な学校生活を送るために、学校での対策はどのようなになっているのか ② 生理についての教育はどのように行われているのか	教育長
			③ 庁舎内、公共施設等に生理用品等の配置について、検討すると言われていたが現在の進捗状況は	町長
		2 介護保険事業について	① 「要介護認定適正化事業」により、認定調査員や介護認定審査会委員への研修なども強化されているが、本町ではどのように強化されているか ② 介護サービスの在り方を、本町ではどのような課題を検討されているか ③ 県内市町村と比べ1人当たり介護保険サービス費用の格差は ④ 介護人材不足の対策は ⑤ 高齢化が進行し、介護保険料も増大していくと考えるが、今後の対策は	町長
	3 妊婦・出産・子育て支援について	① 「子ども家庭総合支援拠点」には、どのような職員が対応するのか ② 訪問育児サポートはどのような職種の人が訪問するのか ③ 支援制度の周知はどのように行っているか	町長	

3	内村 立吉	1 消費者生活相談について	① 消費生活相談の内容は ② 18歳以下の消費トラブル件数の推移と事例はどのようなものであるか ③ 特殊詐欺被害の防止対策の取り組みはどのようなものであるか	町 長
		2 畜産について	① 優良牛導入について (ア) 郡品出品牛導入の条件は (イ) 供卵牛導入の条件は	町 長
		3 盗難について	① 農業者の機械盗難、肥料盗難はないか伺う ② 対策は	町 長
		4 小・中学校の事について	① 小・中学校の運営における通帳管理の確認は	教育長
		5 みまたん霧島パノラマまらそんについて	① みまたん霧島パノラマまらそんの内容はどのようなであったか伺う	教育長

4	堀内 義郎	1 小・中学校のマスク着用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 卒業式について、卒業生・教職員・在校生のマスク着用についての対応はどうさせるのか。</li> <li>② 保護者・来賓の参加人数の制限と、マスク着用についての対応はどうされるのか。</li> <li>③ 4月以降のマスク着用について、原則、学校教育活動では求めないとあるが、登下校時でも同じ対応と言う事で良いのか。</li> </ul>	教育長
		2 みまたん霧島パノラマまらそんについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 大会に伴う通行止めについて、周辺の住民にご理解ご協力を得るため、事前にお知らせなど周知徹底はなされたのか。</li> <li>② 通行止めの看板設置について、時間だけではなくコースの地図も掲げるべきではないか。</li> <li>③ コース周辺の通行止めについて、周辺の住民に緊急や急用などで通行できるように配慮として「通行許可証」等の事前発行を行うべきではないか。</li> </ul>	教育長
		3 空家等対策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 空き家等情報バンクの取組状況と成果はどうか。</li> <li>② 三股町空屋等対策計画について、空家等の解体・除去に関して町独自の支援を行うべきではないか。</li> </ul>	町 長
		4 植木児童プールについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 植木児童館内にある児童プールは利用されておらず、管理や児童の安全面でも危惧されると聞くが、解体できないのか。</li> </ul>	町 長
5	山中 則夫	1 町政の諸課題の取組みについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 本町は合併しなくて良かったが、自主協働でやっていけるのか（例えば、交流拠点施設整備事業の結論が出ていないが）</li> <li>② 公共インフラ整備事業を進めるべきではないか</li> <li>③ 本町は働く場所が少ないので、もっと積極的に企業誘致をすべきでは</li> <li>④ ふるさと納税について積極的に力を入れるべきでは</li> </ul>	町 長

6	上西 雅子	1 社会的支援が必要であるにも関わらず、支援が行き届いていない人たちの把握と、その支援について	<p>① 現在問題となっているヤングケアラーの把握やその支援は、どの機関がどのような方法で行っているのか伺いたい。</p> <p>② 全国でも、命に関わる社会的ひきこもりの人たちの把握やその支援は、どの機関がどのような方法で支援を行っているのか伺いたい。</p> <p>③ 高齢者や障がい者、児童の虐待が疑われるケースの把握やその支援は、どの機関がどのような方法で支援を行っているのか伺いたい。</p> <p>④ 社会的支援が必要であるのに、支援が行き届いていない人たちが数多くいると思われる。その人たちを支援に繋げたり、継続的な見守りを行う専門家が、各地区に配置される必要があると思われる。意見を伺いたい。</p>	町 長 教育長
		2 地域活動支援センターについて	<p>① 障がいや疾病、その他の理由で、毎日働くことが困難な人や、行き場所や居場所が無く、社会参加ができない人たちの居場所が、町内に設置されているのか伺いたい。</p> <p>② 地域活動支援センターは都城市星空の都に委託しているが、利用したいと思っている町民にとって、様々な理由で行けない人たちがいる。町内にも設置する必要があるのではないか。意見を伺いたい。</p>	町 長
		3 役場職員の働く環境について	<p>① 役場職員の、過去3年間の長期療養者はどのくらいおられるのか伺いたい。</p> <p>② 職員の方たちが、働き方や健康に関する悩みの相談窓口は設置されているのか伺いたい。</p> <p>③ その相談窓口は、どのように職員に周知されているのか、またその窓口は相談を受けた後にどのように対処をしているのか伺いたい。</p>	町 長

7	新坂 哲雄	1 農地法見直しについて	① 50a要件の緩和はいつ頃予定か ② 農地確保の条件は	町 長
		2 長原茶園（約6町）排水路について	① U字溝が機能していないが、その対策は ② 民有林が被害を受けているが、その対応はどうなっているのか ③ 仮屋・内ノ木場線が台風のたびに通行止めになるが、その対策は	町 長
		3 空き家対策について	① 古屋を撤去した場合、固定資産税が高くなると聞かすが、更地になった時との差額は ② 町内の空家数はどれくらいあるのか	町 長

8	西村 尚彦	1 三股町の財政状況と今後の財政運営について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 現在の財政状況をどう認識しているか</li> <li>② 町債について <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 現在の残高と町民一人当たりの金額 (県内の市町村及び類似団体との比較)</li> <li>(イ) 臨時財政対策債とはどのようなものか、三股町の発行状況は</li> <li>(ウ) 臨時財政対策債を除いた町債の状況は</li> <li>(エ) 地方債運用の基準</li> </ul> </li> <li>③ 基金について <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 各種基金の役割と運用は</li> <li>(イ) 財政調整基金の残高と町民一人当たりの金額 (県内の市町村及び類似団体との比較)</li> <li>(ウ) 財政調整基金の適正な額と運用の考え方</li> </ul> </li> <li>④ 財政諸指数について <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 実質収支比率、経常収支比率、財政力指数、実質公債費比率の推移とその評価 (県内の市町村及び類似団体との比較)</li> <li>(イ) 健全化判断比率及び資金不足比率の推移とその評価</li> <li>(ウ) 新地方公会計制度の目的は</li> </ul> </li> <li>⑤ 今後の町税及び地方交付税の見込み</li> <li>⑥ 今後の財政運営の見込み <ul style="list-style-type: none"> <li>・中期財政計画から見る今後の課題等</li> </ul> </li> </ul>	町 長
---	-------	------------------------	--	-----

9	岩津 良	1 不登校児童・生徒について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 三股町での不登校における支援の在り方の重点的な方針を伺います</li> <li>② 小学生における中学へ進学時などの復帰状況はいかがでしょうか</li> <li>③ 適応指導教室に小学生が通級に至らない理由はなぜか、見学者はどれぐらいいるのか、また通級させる為の取り組みなどはあるのか</li> <li>④ 今後、通級者が増えた場合の対応は可能なのか</li> <li>⑤ 傾向がある児童生徒の未然防止策や早期対応についての具体的な取り組みを伺います</li> <li>⑥ 状況が深刻な場合の対応はどうされているのか</li> <li>⑦ 各機関との協議ではどんな課題がでてますか？課題を踏まえ機関や民間の施設との連携はどのようにされているのか伺います</li> </ul>	教育長
		2 学校教育におけるタブレットの活用状況について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 学びの機会をバックアップするために、不登校生徒へタブレットを活用したオンラインでの支援や学習機会を提供できないか</li> <li>② 各学校のタブレットの持ち帰り学習の状況は</li> <li>③ 今後どのような効果を目的とし、どのような活用をしていくのか</li> </ul>	教育長

10	中原 美穂	1 庁舎老朽化による建 替えについて	① 現在の庁舎は50年以上たつと聞くが、現在の状態は、台風や大雨時に雨漏りなどは起きないのか ② 利用上の不便は発生していないか (職員の立場、来訪者の立場から) ③ 障害者等、体の不自由な人にとって利用しやすいか ④ これまで、どのような改修をされてきたのか ⑤ 今後、どのような改修を考え、あとどれくらい使っていくのか ⑥ 庁舎防犯も含め、在り方をどう考えているのか	町 長
		2 中学校給食費の無償 化について	① 町内の生産年齢人口及び年少人口の増加につながる根拠は ② 本町を移住・定住先と選んでいただくきっかけになるのが中学生と考える理由は	教育長
		3 開かれた議会につい て	① 鹿児島県や都城市では、開かれた議会として、ユーチューブ配信をしている自治体が多くなってきている。町長の考えは。	町 長
		4 道の駅について	① 長田峡横に直売所を造りたいとの要望があるが、町長の考えは。	町 長

1 1	楠原 更三	1 文教三股としてのまちづくりについて	① 文教三股としての文化財行政をどのように位置付けているのか。	町 長 教育長
			② 文化財を活用したまちづくり、地域づくりの具体的な考えは。	
			③ 「三股町文化財保存調査委員会議規則」及び「三股町文化財調査専門委員に関する教育委員会規則」に基づくこれまでの主な動き	教育長
			④ 本町の文化財の現状をどのように考えているか。 ⑤ 本町には、追加指定に値する文化財はないのか。 (含、郷土芸能及び埋蔵文化財)	町 長 教育長
		2 梶山城跡調査整備について	① 梶山城跡調査整備検討委員会設置要綱に基くこれまでの具体的な動き	教育長
			② 梶山城跡調査整備についての今後の計画 (含、梶山城の試掘予定)	
			③ 大昌寺跡付近にある通行禁止はいつまでの措置か。 (従来の里道以外の通行路の整備は考えられないか。)	教育長 町 長
		3 交流拠点施設整備事業について	① 中心市街地として位置づけられた地域の回遊性・快適性の事前調査はどのように計画されているのか。 ② 周辺住民への説明会は行われてきているのか。	町 長

三股町告示第9号

令和5年第1回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月20日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和5年3月1日

2 場 所 三股町議会議場

---

○開会日に応招した議員

岩津 良君	中原 美穂君
上西 雅子君	西村 尚彦君
田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	山中 則夫君

---

○3月8日に応招した議員

---

○3月9日に応招した議員

---

○3月10日に応招した議員

---

○3月22日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

令和5年 第1回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

令和5年3月1日(水曜日)

---

議事日程(第1号)

令和5年3月1日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 令和5年度施政方針表明  
日程第4 議案第1号から議案第22号までの22議案及び報告1件一括上程  
日程第5 議案第18号及び議案第19号の取扱いについて  
日程第6 質疑・討論・採決(議案第19号)
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 令和5年度施政方針表明  
日程第4 議案第1号から議案第22号までの22議案及び報告1件一括上程  
日程第5 議案第18号及び議案第19号の取扱いについて  
日程第6 質疑・討論・採決(議案第19号)
- 

出席議員(12名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君

書記 馬場 勝裕君

書記 佐澤 やよい君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	.....	木佐貫 辰生君	副町長	.....	石崎 敬三君
教育長	.....	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	.....	白尾 知之君
企画商工課長	.....	山田 正人君	税務財政課長	.....	黒木 孝幸君
町民保健課長	.....	齊藤 美和君	福祉課長	.....	渡具知 実君
高齢者支援課長	.....	下沖 祐二君	農業振興課長	.....	上原 雅彦君
都市整備課長	.....	井上 政和君	環境水道課長	.....	木下 勝広君
ふるさと納税推進室長	.....	細田 高広君	教育課長	.....	福永 朋宏君
会計課長	.....	島田 美和君			

---

午前10時00分開会

○議長（指宿 秋廣君） ただいまから、令和5年第1回三股町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が会議において指名することになっております。よって、本会期中の会議録署名議員に、4番、西村議員、10番、内村議員の2名を指名いたします。

---

日程第2. 会期決定の件について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長から報告をお願いいたします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 内村 立吉君 登壇〕

○議会運営委員長（内村 立吉君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

去る2月20日、議会運営委員会を開き、本日招集されました令和5年第1回三股町議会定例

会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます議案は、条例の改正3件、令和4年度補正予算5件、令和5年度当初予算9件、その他5件の計22件、このほか報告1件であります。これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本定例会の会期は、本日から3月22日までの22日間とすることに決定しました。

日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月22日までの22日間とすることにしたいと思っておりますが、これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

---

### 日程第3. 令和5年度施政方針表明

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、令和5年度の施政方針の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。本日、ここに令和5年第1回三股町議会定例会の開会に当たり、令和5年度の町政運営の方針につきまして、私の所信の一端を申し上げます。

昨年の10月定例会で、4期目のスタートに当たり、今後4年間の町長としての所信を述べさせていただきました。その方針に則り、これまで進めてきた事業や新たな課題に積極的に取り組み、町政の進展に寄与したいというように考えます。議員各位のご指導ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

さて、昨年も、一昨年に引き続き新型コロナウイルス感染対策に配慮しながら、各種事業を展開した1年となりました。1月からの第6波では、県の感染拡大緊急警報発令後、オミクロン株の急拡大を受けて、都城市・三股町圏域は1月21日から3月6日の期間、国・県の「まん延防止重点措置」区域に指定され、飲食店等に営業時間短縮等の要請を行いました。また、この45日間、不要不急の往来自粛や教育・保育施設への登園自粛、小・中学校の学級閉鎖など感染拡大防止に努めたところであります。

その後の感染状況は、一進一退が続き、5月下旬から6月にかけて感染者数は減少しつつあり、本県も国同様で病床使用率も改善に向かいつつあることから、新型コロナウイルスと社会経済活動の両立を目指すこと、つまり、コロナ対策は長期戦でウイズコロナのステージとの認識に変わ

りつつありました。

6月の後半からの第7波では、感染の急拡大を受けて、医療警報、医療緊急警報、医療非常事態宣言と次々と発令されましたが、ウイズコロナのステージとして基本的な感染対策をお願いするとともに、地方創生臨時交付金を財源として生活者支援や中小企業者・農業者支援に関する事業等を実施し、社会経済活動を回す取組を実施してまいりました。

第7波は8月後半から減少傾向に転じましたが、11月からは第8波の到来となりました。この間の感染予防・重症化予防対策の切り札として、新型コロナウイルスワクチン接種については、町内の医療機関の積極的な協力により、集団接種、個別接種ともに予定どおり取り組むことができました。協力していただいた医療関係者やスタッフ、関係機関、そして町民の皆様に心から感謝申し上げます。

このような状況から、春のイベントは自粛となりましたが、5月のまちドラや6月のモノづくりフェア、10月の教育イベント、11月のふるさと祭り・文化祭、今年1月の霧島パノラマまらそんなど、町主催の行事は感染対策に配慮し開催したところです。一方、各地区・集落では、祈念や夏祭り、敬老会などの行事・イベントについては、自粛や規模を縮小し実施されたところもありました。

ところで、気候変動による地球温暖化等により、昨年も記録的な集中豪雨や台風等により全国各地に甚大な被害を及ぼしました。特に8月の豪雨では、青森県など全国各地で記録的な大雨となり、河川の氾濫、土砂崩れ、道路の崩壊などが多発しました。

県内では、9月の大雨特別警報が発表された台風14号で、各地で土砂災害、床上浸水などの甚大な被害が発生し、住民生活に多大な影響を及ぼしたところです。本町では、大規模な土砂崩れで1名の方が亡くなるとともに、生活道や農業用施設、公園、農作物などに被害が発生しました。このような気候変動による異常気象や災害の教訓から、防災・減災・国土強靱化に取り組むとともに、常在危機の覚悟で危機管理に対応する必要性を再認識した年となりました。

事務事業の効率化の分野では、情報通信技術の飛躍的な進歩やマイナンバーカードの普及率向上に伴い、町民生活の利便性向上を目指して、住民票等のコンビニ交付を昨年1月から開始し、証明書が発行できるマルチコピー機を役場庁舎内にも設置したことから、証明書交付窓口の混雑回避や三密回避に取り組むことができました。また、コピー機としても使えることから住民サービスの向上に寄与することを期待しています。

以上のとおり、新型コロナの爆発的な拡大もあり、中止・延期・規模縮小した事業も多々ありましたが、当初及び補正予算で計画した事業は、議会をはじめ町民の皆様のご理解、ご尽力により、ほぼ予定どおり実施できました。心から感謝申し上げます。

なお、第8波は、本年1月中旬をピークに新規感染者等が減少し、国においては、基本的な感

染対策等の見直しを行っております。令和5年度も引き続き新型コロナウイルス感染症に配慮しながら、社会経済活動を維持し、これまでの成果を踏まえ、残された課題、新たな課題に積極的に挑戦し、町の将来像「自立と協働が織りなす 元気あふれるまち三股」の実現を目指したいと考えています。

今後とも、議会からのご意見や町民の皆様の声に耳を傾けながら、職員一丸となって町政運営に取り組んでいく所存でございますので、皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

私は、町政の目標として「自立と協働が織りなす 元気あふれるまち三股」を実現するため、5つのプロジェクトをマニフェストとして掲げ、実現に努力しているところです。

その一端をご紹介しますと、1つ目の「まちむら元気わいわいプロジェクト」では、町営五本松団地の跡地活用策について、令和3年度に策定した三股町交流拠点施設整備事業基本計画で「学び」「子ども子育て」「健康づくり」「買い物と食」の4つの機能を導入し、地域密着型官民連携という考え方で各種事業を取り組むことといたしました。官民共同事業体設立については、令和3年12月に町商工会との間で設立に関する協定を締結し、令和4年度、町と商工会の出資によってまちづくり会社を設立しました。

当該整備事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等によって計画の進捗に遅れが生じましたが、令和8年度中のオープンを目指して、まちづくり会社を中心に令和5年度中に複数の事業者と連携体制を構築し、基本・実施設計に着手してまいります。

同時に、都市再生整備計画に基づき、三股駅と役場、文化会館及び五本松団地跡地を結ぶ約9.6ヘクタールのエリアを中心市街地として位置づけ、回遊性や快適性を重視した道路・公園等の公共空間整備や公共交通の利便性の向上に取り組んでまいります。

新たなまちづくり構想の1つの基点となる公共交通の整備におきましては、三股駅のバリアフリー化事業が今年3月10日までに完了する予定であり、整備により駅利用者の増加が期待されることから、新たな公共交通計画に基づくコミュニティバス「くいまーる」の運用においては、高齢者等の交通弱者対策との観点も含め三股駅を交通結節の基点とし、病院、買物、公用・公共施設等の利用に配慮した中心市街地の周回路線の設定、運行間隔の短縮により利便性を高めていく考えです。また、中心市街地と既存集落との柔軟な接続、路線設定を考慮した上で、デマンド交通等の補完交通の必要性も検証しつつ、令和6年度の本運行に向けて試験運行に取り組みます。

空き家対策については、昨年度実施した空き家等実態調査の結果を踏まえ、昨年12月に三股町空き家等対策計画を策定したところであり、今後、空き家に関するセミナーや相談会の開催を検討するとともに、周辺の居住環境への影響が大きい空き家等の撤去への支援など、計画に基づいた様々な施策を検討してまいります。

交流人口の拡大や町経済の活性化を図る各種イベントについては、新型コロナウイルスの感染状況等に

配慮しながら、社会経済活動の維持向上の観点を踏まえ開催を前提に検討してまいります。

安全・安心なまちづくりとしては、令和3年度、令和4年度の2か年に第5部の消防団詰所を長田小学校隣接地に避難所施設を併設した三股町第5地区防災センターを新設し、防災機能の強化と長田地区のコミュニティ機能向上の整備に努めることができました。今後は、土砂災害特別警戒区域にある第4部消防詰所の移転、新設に向けて令和5年度から移設用地の選定に着手し計画的に事業を進めてまいります。

災害大国である現状を踏まえ、自主防災組織の設立、拡充に努めるとともに、避難施設においては、令和4年度に避難施設の看板の設置やネット環境整備による防災環境整備に取り組みました。令和5年度以降も引き続き未整備な施設を対象として計画的に整備し、安全・安心なまちづくりに持続的に取り組んでいく考えです。

また、令和4年度は消防団活動のさらなる拡充を図るために女性消防団員枠を新設しました。定員10名の女性消防団員を確保できたことにより、女性目線での防災・減災活動に期待するところであります。令和5年度は、団員が災害活動時にマイカー等の使用による事故を補償する新たな制度の導入により福利厚生の実を充実することで団員の確保に努めてまいります。

なお、日常的な暮らしの安全・安心なまちづくりの1つとして、AED自動体外式除細動器の配置の地域格差を軽減するため、令和4年度は、第3地区分館、消防団第4部詰所、第5地区防災センターの3か所に屋外配置しました。また、民間施設に設置されているAED自動体外式除細動器の使用にご協力いただける事業所の募集を行い、ホームページや防災ポータル・アプリ上で公表し確認できるように取り組んだところです。令和5年度も新たな消防詰所への設置を含め、協力事業所の範囲を広げつつ、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

安全・安心な道路整備としまして、通学路の交通安全対策としてこれまで進めてきた生活道路の歩道改良に加え、新たに、小学校周辺の歩道のない通学路における歩行空間の確保に取り組んでまいります。

なお、県事業であります。県道33号の都城北郷線について、中心市街地周辺の歩道等の整備を進めるための都市計画決定手続が進められているとともに、今年度から長田地区の道路拡幅工事が交付金事業として進められております。県道都城北郷線は町内の基幹的な路線であり、道路整備により安全・安心なまちづくりに寄与する重要な取組ですので、引き続き事業の早期着手、早期完了に向けて県に訴えてまいります。

防災・減災、国土強靱化への取組については、国土強靱化地域計画に基づき、橋梁の長寿命化や避難路である島津紅茶園切寄線の拡幅工事、木造建築物の耐震化など、年次的に整備を進めてまいります。

なお、台風14号により被害を受けた生活道や公園については、現在、早期復旧に向けて工事

を進めているところであり、このうち、道路4か所、公園1か所は公共土木施設災害復旧事業の採択を受けたところであり、急傾斜地の崩壊対策についても、令和5年度から県の補助金を財源に復旧工事に取り組むこととしております。引き続き早期復旧に向けて取り組んでまいります。

過疎対策としましては、小学校の複式学級の解消を目指して、過疎対策奨励金を継続するとともに、小規模校の活性化を目的として、小規模特認校制度を利用して通学する児童のためスクールバスを2コース運行しています。過疎対策奨励金は、梶山小、長田小、宮村小校区を対象としてきましたが、宮村小校区については、当面は複式学級となる見込みがないことから、令和5年度から区域から除外いたします。

さらに、本町でも増加しつつある外国人の居住者を産業の担い手とだけ考えるのではなく、多文化共生社会の地域住民として位置づけることが重要と考え、日本語練習、スポーツ・文化交流等を実施してきました。次年度も引き続き日本語の学習支援、外国人と地域住民の交流の場の創出、地域社会への共生啓発の事業を継続してまいります。

2つ目の「産業いきいきプロジェクト」では、本町の基幹産業である農畜産業の担い手への農地集積や作業の効率化、農家の所得向上などを図るため、引き続き沖水川・三股中央左岸地区の農地・農道・用排水路等の基盤整備に取り組んでいるところです。

現在、事業採択申請に必要な所有者の同意書徴収を推進委員会の役員の皆様のご協力のもと、271人中255人の同意を得ております。残り16名の方につきましては、相続未登記等の関係もあり、現在、同意に向け手続を進めているところであります。また、畑地かんがい事業、高才第3地区（田上地区）におきましては、令和5年度に三股区域の遺跡発掘調査に着手する予定であります。

ICTを活用したスマート農業の取組といたしましては、ドローン等の機器の導入を推進し、生産性・収益性の向上に努め、県とともにスマート農業の取組を支援してまいります。

担い手対策としましては、国・県の農業人材投資資金等を活用し、令和4年度は2名の親元新規就農者の就農支援を行いました。令和5年度も引き続き就農相談等を受けながら新規就農者の支援を丁寧に行ってまいります。

昨年の台風14号に伴う農地・農業施設の災害復旧工事につきましては、災害箇所的大部分については、既に工事発注を済ませ早期復旧に向けて鋭意取り組んでおりますが、福留地区の樺山幹線水路におきましては、仮設水路の工事をまずは先行して行い、9月頃より水路橋の復旧工事を順次着手する予定としております。

畜産業については、令和4年10月6日から10日に鹿児島県で開催された第12回全国和牛能力共進会において、宮崎県の代表牛が8部門中2部門、第3区と第7区で優等賞首席に加え、今大会から新設された第7区（脂肪の質評価群）において、最高賞となる内閣総理大臣賞を受賞

し4連覇を達成したことで全国に宮崎牛のおいしさを証明することができました。次回、令和9年度に北海道で開催される第13回全国和牛能力共進会出場へ向け、現在、JA都城、生産者団体をはじめとする関係機関と連携し、農家の理解と協力を得ながら本町から候補牛を選出するための対策を検討しているところです。

また、コロナウイルスの長期化及びロシアのウクライナ侵攻に端を発した原油・物価高の影響を受けている農業経営者190戸に対し、第1段として、9月に農業者支援金の給付、個人5万円、法人10万円を行いました。次に、第2段といたしまして、配合飼料価格の高騰を受け、子牛価格が令和2年12月平均83万2,998円から令和4年12月平均65万1,667円と18万1,000円下落しており、経営に支障が生じている畜産農家120戸に対し、肥料価格高騰対策支援金を1トン当たり6,000円に飼育頭数を基準とし300万円を上限として交付しました。一方、施設園芸農家16戸に対しましては、暖房等燃料費高騰対策交付金を作物ごとの重油使用量指針を基準に交付したところであります。

令和5年度も引き続き、優良家畜導入事業や新生産技術推進事業により、優秀な素畜の導入を進め鳥インフルエンザ等の自衛防疫体制の早期対応と薬剤配布を行い、さらなる経営の安定化に向けて努めてまいります。

農業委員会におきましては、令和5年7月に農業委員6名、農地利用最適化推進委員10名の3年任期の改選時期となっております。これにつきましては、本年1月16日から2月15日にかけて、ホームページ、回覧板等で農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員を募集したところです。推薦及び応募者につきましては、選考委員会を経て選定する予定でございます。選定後の農業委員6名につきましては、6月議会でご審議いただく予定でありますのでよろしくお願いいたします。

林業振興につきましては、森林環境譲与税を活用しまして、森林所有者の意向調査やコンテナ苗の普及を図り、再造林率の向上と林業労働者確保対策事業等を行い、引き続き地域森林資源の循環型林業を促進させてまいります。

地場企業の活性化策につきましては、コロナ禍やロシアによるウクライナ侵攻に端を発した原油及び原材料の高騰、円安の影響によって、多くの事業者において経営が厳しいことから、中小企業者等435事業者や医療・福祉事業者等107事業者に対して緊急措置として支援金を交付したほか、第4弾みまたんプレミアム付き商品券の発行も行ったところです。引き続き原油や原材料の価格高騰や物価の高止まりが予想されますが、今後も、国・県の対応を注視しながら効果的な支援策を検討してまいります。

雇用創出としての企業誘致の取組としては、今年の2月に、一般貨物運送業、製造業及び食肉・加工品製造販売業の4社を指定したところであり、今後5年間で39名の雇用が見込まれま

す。また、投下固定資産総額は土地購入費を含んで約11億7,500万円であります。現在、本町に工場や事務所等を新設したい、あるいは、現在の規模を拡大したいとする企業からの相談が8件ほど寄せられていることから、その実現に向けて、町としてでき得る限りの対応をしていきたいと考えております。

ふるさと納税につきましては、応援事業者の新規開拓に努め、返礼品の新規開発、改良支援を行い充実を図るとともに、広報みまた等を通じて町民から町外の知り合いへのPR、寄附窓口となるポータルサイトの追加、企業版ふるさと納税に取り組んだところです。令和4年度は3億円を目標としましたが届かなかったことから、令和5年度は、4億円を目標に掲げ、引き続き応援事業者の開拓、返礼品の充実を進め、寄附者への訴求力の強化を図り、自主財源の確保に向けて積極的に取り組んでまいります。

3つ目の「少子・高齢化すくすくプロジェクト」では、放課後児童クラブの担い手として民間での取組を町では推進しているところですが、令和2年度は定員80名の放課後児童クラブ「たでいけキッズ」の施設整備を行い、令和3年度には定員40名の児童クラブ「ビバーチェ」と定員80名の「三股中央キッズクラブ」の施設整備を行いました。また、「第一っ子クラブ」は、令和4年度から定員20名でスタートしましたが、さらに定員を増やし令和5年度は40名になる予定です。

町営の放課後児童クラブの環境整備として、宮村、梶山、前目、蓼池、東原、今市、植木の7つの児童館に空調設備を設置いたしました。引き続き、児童館の環境整備に努めてまいります。また、保育の充実を図るため令和5年度に「たでいけ認定子ども園」の園舎増改築を支援し、本町のセールスポイントである子育てに優しいまちづくりを推進します。

なお、令和5年2月に町内の子供とその家庭、妊産婦等に関する身近な相談場所として子ども家庭総合支援拠点を設置しました。これにより、養育支援や児童虐待対応のための支援体制をさらに強化してまいります。

妊婦・出産・子育て支援につきましては、健康管理センターに設置している子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から出産・子育てまでの切れ目のない支援を実施しています。今後、国が示している妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施（出産・子育て応援交付金）に基づき、母子健康手帳交付時より妊婦や子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施してまいります。

また、保護者の負担軽減を図るため、学校給食費は据え置いたまま、原油価格・物価高騰対策として小・中学校の給食の食材費の値上げ分を補助します。さらに中学校給食費の無償化も行います。

高齢者福祉につきましては、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自分らしく元気に暮らしていくために、足もと元気教室などの介護予防教室や介護認定を受けなくても手すりの設置や段差解消を行える特定高齢者等住宅改修給付事業を、そして歩行器や杖などの福祉用具を給付する特定高齢者福祉用具給付事業に取り組んでおります。このような取り組みなどにより、要支援・要介護の認定率は、令和4年10月末で、宮崎県16.5%、全国19.4%に対し、本町は14.7%と県や国よりも低い状況であることから、今後も介護予防に力を入れていきます。

また、今年度から取り組みました高齢者補聴器購入費用助成事業補助金事業につきましては、今年2月現在で20名の申込みを受け付けています。高齢者の聴力機能の低下がひきこもりや認知症の誘因との指摘もあることから、引き続き実施してまいります。

さらに、令和5年度は、3年ごとに見直すこととなっている高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定するとともに、認知症の人が生活機能の低下に併せ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのかを示した認知症ケアパスの改訂も行います。昨年、社会福祉協議会に法人後見センターを、地域包括支援センターに中核機関を開設しましたので、認知症などにより認知機能の低下した高齢者や障がい者の権利擁護支援や成年後見制度の利用促進に取り組めます。

ところで、3か年に及ぶコロナ禍のため、ひとり親家庭を中心に生活に困っている世帯が増えています。町では、社会福祉協議会と連携し、ボランティアの力を借りながら実施しているフードバンク事業「どうぞ便」を通じて生活物資の支援を行いながら、生活困窮世帯の子供の学習支援や親の就労支援に結びつける取組を進めています。子ども食堂については、民間主導で社会福祉協議会と連携しながら取り組まれています。

障がい者福祉につきましては、障害者自立支援給付事業や地域生活支援事業などにより各種サービスや相談対応の充実を図りながら、それぞれの状況やニーズに応じた支援を継続してまいります。

なお、令和5年度に三股町総合福祉計画を改定し、令和6年度から5年間の福祉施策を総合的かつ計画的に推進します。なお、亡くなられた方の遺族の手続のお手伝いをする「お悔み窓口」については、令和4年7月に開設しました。

4つ目の「スポーツ・文化わくわくプロジェクト」では、アスリートタウン三股の推進では、各種イベント、行事を実施しました。昨年7月から11月にかけて町民総合スポーツ祭、今年1月に第6回みまたん霧島パノラマ馬拉ソンが開催できました。第7回みまたん霧島パノラマ馬拉ソンについても、第6回の反省点を踏まえ町民の皆さまにご協力を頂きながら、みまたの温かいおもてなしをアピールしてまいります。また、旭ヶ丘運動公園野球場や陸上競技場で企業や大学の合宿が行われました。

文教の町みまたの推進では、昨年5月にまちドラ、10月に「三股町教育の日」記念イベントと町文化協会の芸能発表会、11月に町文化祭、12月に総合文化施設開館20周年記念町民参加型演劇公演、今年2月に第23回文化の祭典が開催できました。コロナ禍ではありましたが、これらのイベントを開催できたことは大変ありがたく、多くの関係者の皆様に感謝と敬意を表します。

小・中学校の学習環境の整備につきましては、三股中学校の生徒数増に対応するため、2階建て8教室のプレハブ校舎を設置し、令和5年度から供用開始となります。また、児童が安全に学校生活を送れるよう、三股小学校南校舎の外壁改修工事を施工いたしました。令和5年度は宮村小学校の外壁改修工事を実施します。

学校ICTについては、1人1台のタブレットパソコン等の有効な活用による学習の充実にも年次的・計画的に取り組んでおりますが、学校の情報通信環境整備をさらに進め、三股中学校の生徒数増に伴いタブレットパソコン80台を購入します。

学力向上につきましては、諸調査等から見られる児童・生徒の状況を把握し、児童・生徒の視点に立った教材の活用等や指導者の視点に立った個の特性に応じた学習支援の取組等の授業改善に向けた取組を進めます。さらに令和5年度から、主体的・対話的で深い学びを効果的に進める基盤としての役割が期待される学校図書館図書整備充実を図ります。

また、学校と地域との連携・協働をさらに推進するため、コミュニティスクールを令和4年度の勝岡小学校に続き、令和5年度は梶山小学校、宮村小学校、長田小学校でスタートさせ、併せて三股小学校と三股西小学校でも設置に向けその準備に入っております。

児童・生徒の不登校対策につきましては、令和3年度に、児童・生徒増に伴い適応指導教室の場所を移転し、学習指導や児童・生徒、保護者からの相談対応を行ってまいりましたが、指導体制の充実を図り、引き続き適切な支援を行ってまいります。

文化活動や室内スポーツ等で利用するとともに、避難所である地区分館の整備については、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用して、第1地区、第3地区、第4地区、第7地区、第8地区、第9地区分館ホールに空調設備を設置しました。

スポーツ施設の整備については、2027年の宮崎国民スポーツ大会の銃剣道の会場に決定されている町武道体育館については、現在実施している観覧席設置基本検討業務委託の結果を踏まえ、建物改修の実施設計に着手する予定です。

芸術・文化の分野においては、三股の演劇の祭り「まちドラ!」、小・中高生を対象とした演劇ワークショップ「みまた座」や小学校への巡回公演、中学校の鑑賞教室に継続的に取り組まします。

文化財関係については、県営畑地帯総合整備事業に伴う高才第3地区発掘調査に着手します。

また、梶山城跡の国指定に向け関係資料の整備等も引き続き行います。

5つ目の「エコクリーンさわやかプロジェクト」では、公共下水道の工事施工区域を計画的に整備しており、令和4年度は、山王原、上米、植木地区を施工し、令和5年度以降についても同様の地区を重点的に施工していきます。また、農業集落排水の梶山地区については、将来的に公共下水道へ接続するとの方針であり、実施時期については今後検討してまいります。

また、昨年1月17日、本町の公共下水道事業運営審議会で答申のあった「蓼池分区175ヘクタールを合併浄化槽区域として整備する」との内容を含む第三次三股町生活排水対策総合基本計画を2月3日に本町の環境審議会に諮問し、2月7日に次のとおり答申がありました。「計画の内容については妥当である。なお、計画が効果的に実施されるよう合併処理浄化槽区域の生活排水対策の推進体制を充実させ、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、さらなる合併処理浄化槽の推進を要望する」との答申を受けました。今後、町民、事業者等の皆様とともに協力・連携しながら、一層の生活排水対策を図ってまいりたいと考えております。

なお、平成30年度から進めておりました中央浄化センターの増設工事については、令和4年度に完成し、現在、安定運用をしております。令和3年度から進めております、し尿汚泥処理棟築造事業については、計画設計が完了し、令和5年度からの工事着工となり、完成は令和7年度を予定しております。この事業の完成後に衛生センターの機能が中央浄化センターへ移行することになりますが、衛生センターの今後については、解体するかを含めて検討してまいります。

水道事業については、安全で良質な水を安定して供給するために、令和2年度に策定した三股町（新）水道ビジョンに基づき、管路更新事業及び水源施設の設備更新事業に計画的に取り組んでいきます。また、今年度策定する管路整備基本計画では、詳細な分析等による新たな整備方針を定めることにより、将来にわたって安全かつ効率的な運用と非常時の対応力の確保が期待されます。

以上、5つのプロジェクトに基づいた主な概要を説明しましたが、このほか、デジタル社会が形成されていく中で、デジタル行政の基盤となるマイナンバーカードの取得を促進するとともに、昨年11月に策定した三股町DX推進基本計画に基づき、書かない窓口や公共料金等のキャッシュレス化など、行政サービスのデジタル化を進めてまいります。このように、各種事業に着実に取り組むことができますことは、議員各位をはじめ多くの皆様のご支援の賜物と感謝申し上げます。

大手不動産会社が毎年行っている街の幸福度ランキングと住みたい街ランキングにおいて、これまで本町は、県内1位を維持してきましたが、2022年版では、幸福度ランキング3位、住みたい街ランキング4位という結果となりました。ただ、住みこちランキングでは、

3年連続県内1位を獲得しています。街の幸福度や住みたい街のランキングで、本町が県内上位に格付されたことは誇りであり、この結果を今後のまちづくりや町の発展に結びつくよう努力したいと考えます。

また、令和4年は、町の形がハートの形になってから150年の節目の年に当たり、幸福度の高い町とハートがマッチングすることから、町のPR及び町民に町の歴史に関心を持ってもらうチャンスとして、三股町ハートの町生誕150周年地域活動支援事業を行ったところです。音楽会、歴史顕彰事業、子育てシンポジウムなど、3団体の取組が採択され、イベントが開催されました。

さて、新型コロナウイルス感染症の状況がいまだ不透明の中、世界経済はウィズコロナ時代としていち早く経済を正常化させて、カーボンニュートラルの実現に向けた取組やデジタル化など、世界全体の経済構造や競争環境の変化に対処すべく最大限の政策対応を行っています。我が国においても、デジタル技術を活用した柔軟な働き方やビジネスモデルの変化、環境問題への意識の高まり、東京一極集中が変化する兆しなど未来に向けた動きが始まっています。

こうした状況に対し政府は、経済財政運営と改革の基本方針2022において、新しい資本主義に向けた改革の基本方針の下、成長と分配をともに高める「人への投資」を始め、スタートアップへの投資、デジタルトランスフォーメーションへの投資などを柱とする新しい資本主義の実現に向けた基本方針を示すとともに、新しい資本主義が目指す社会課題解決に向けた取組や多様性に富んだ包摂社会の実現、一極集中から多極化した社会づくり、地域を活性化する改革の方針を示しています。

これらの方針を踏まえ、令和5年度の地方財政計画では、令和4年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしています。歳出改革に当たっては、継続して感染症に対応するとともにデジタル改革の推進、地域づくりの推進、防災・減災・国土強靱化の推進、人への投資など、持続可能な地域社会の実現に向けて各分野での制度改革等、今後の動向に十分留意する必要があります。

また、本町では、脱炭素カーボンニュートラルの社会の実現に向けて全力で取り組んでいくため、昨年10月の議会定例会において三股町ゼロカーボンシティ宣言を表明したところです。先人から受け継がれてきた豊かな自然と文化を未来に生きる子供たちに引き継いでいくためには、脱炭素に積極的に取り組むことが不可欠と考えます。このため、今後はこれまで以上に省エネルギーや積極的な再生可能エネルギーの導入を町民、事業者等の皆様とともに協力・連携しながら町域全体で地球温暖化対策の取組を進めてまいります。

本町の財政の見通しについては、歳入面において自主財源が少ない財政構造の中で、町の根幹的収入である町税は微増が見込まれ、商業施設や個人住宅等の立地により固定資産税も微増が見

込まれます。地方交付税については、地方交付税交付金の基礎となる国税の歳入増が見込まれることから微増を見込んでいますが、令和4年度から予定している事業である町衛生センターから中央浄化センターに移転する汚泥等処理施設の建設や老朽化した公共施設の維持補修等の財源補填として基金残高の減少を見込んでおり、財政状況は依然として厳しいものと予想しています。

歳出面では、過去の投資的事業における公債費の償還や年々増加する扶助費等の義務的経費、公共施設等に係る維持補修経費に加え、国が進める新しい資本主義の重要な柱の1つであるデジタル田園都市国家構想を基本とする自治体DXの推進、公共施設等の適正配置や老朽化対策等の推進といった地方財政マネジメントの強化など、社会変化に対応すべき経費の増加が見込まれます。特に少子・高齢化社会への対応、循環型社会の構築、昨今多発する局地的豪雨や台風襲来、今後予想される南海トラフといった大規模災害への備えとして老朽化した公共施設等の大規模修繕などの実施が喫緊の課題であることから、財政状況は依然として厳しい状況になるものと思われます。

このような状況を踏まえ、令和5年度の町政運営の基本的な考え方は、第六次三股町総合計画の町の将来像である「自立と協働が織りなす 元気あふれるまち三股」の実現に向け、さらなる町民の幸福度の向上と町土の均衡ある発展を図るため、各分野の諸施策を着実に実施していくこととします。また、第七次三股町行政改革大綱（令和2年度から令和6年度の5か年の推進期間）の実実施計画において、効率的・効果的な行政運営の改革推進に取り組みます。

令和5年度は、まずDXの推進、五本松交流拠点施設の推進において効率的で分かりやすい組織機構の体制を構築するとともに、適正な人員の配置において、保健師、心理士及び建築士の技術職の採用や重点事業の強化に取り組む部署には増員配置に配慮するため、新規職員9名を採用し、正規職員数は184名となる見込みであります。

そして、第六次三股町総合計画の3年目となる本年度は、目標達成への推進期と捉え、常に町民との協働の視点を意識し、創意と工夫を凝らした施策を展開してまいります。なお、町政全般において、まちづくり基本条例を踏まえるとともに町民の皆様との協働の理念に基づき、情報の共有化を図り、見える行政、伝わる行政を進め、元気で誇れるまちづくりを目指して引き続き努力してまいります。

以上、私の所信の一端を申し述べましたが、身の丈に合った行財政運営を心がけるとともに町民目線を大切に、町民の皆様との交流と対話を重ねながら活力と魅力あるまちづくりに鋭意努力していく所存です。議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。施政方針といたします。

○議長（指宿 秋廣君） これより11時15分まで本会議を休憩いたします。

午前11時03分休憩

-----  
午前11時15分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

-----  
日程第4. 議案第1号から議案第22号までの22議案及び報告1件一括上程

○議長（指宿 秋廣君） 日程第4、議案第1号から議案第22号までの22議案及び報告1件を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 令和5年第1回三股町議会定例会に上程しました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号「三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、出産育児一時金等の支給額を引き上げるため、所要の条例の改正を行うものであります。

次に、議案第2号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、植木団地及び餅原団地の全部、蓼池第3団地、宮下団地及び今市団地の一部を用途廃止し、条例から削るものであります。

次に、議案第3号「三股町課設置条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、組織機構の見直しに伴い、条例の一部を改正するものであります。内容としましては、DX、デジタルトランスフォーメーションの推進体制の一層の強化と地域情報化を促進するため、行政情報化とデジタル化及び地域情報化を一元化して、総務課で所管することとし、総務課の情報政策係をデジタル推進係に変更しようとするものであります。また、ふるさと納税と三股町交流拠点施設整備の推進を一体的に取り組むため、ふるさと納税推進室をふるさと納税・交流拠点推進室に変更しようとするものであります。

次に、議案第4号「令和4年度三股町一般会計補正予算（第9号）」についてご説明申し上げます。

本案は、令和4年度の会計年度末を控え、各種事務事業の実績見込み、補助事業の決定、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業及び国の第2次補正予算に関連する経費等について、所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額132億5,937万7,000円に歳入歳出それぞれ7,988万円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億3,925万7,000円とするものであります。

まず、歳入について主なものをご説明申し上げます。

地方交付税は、普通交付税の再算定により9,160万7,000円を増額補正するものであります。

国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金1,033万9,000円などを減額補正し、保育対策総合支援事業費交付金1,090万円、出産・子育て応援交付金補助金1,709万円などを増額補正するものであります。

県支出金は、宮崎県地域医療介護総合確保基金事業費補助金756万円などを減額補正し、出産・子育て応援交付金補助金427万2,000円、現年発生農地農業用施設災害復旧事業補助金1億1,896万4,000円などを増額補正するものであります。

繰入金は、公共施設等整備基金繰入金2,080万円などを減額補正するものであります。

町債は、現年発生農地農業用施設災害復旧事業1億920万円などを減額補正し、三股小南校舎外壁改修事業310万円などを増額補正するものであります。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

総務費は、西側倉庫屋根改修工事1,463万円などを減額補正し、みまたふるさと納税応援事業者育成事業補助金150万円などを増額補正するものであります。

民生費は、三股町地域医療介護総合確保基金事業費補助金756万円などを減額補正し、保育対策総合支援事業費補助金1,492万5,000円、子ども・子育て支援交付金返還金1,506万6,000円などを増額補正するものであります。

衛生費は、コロナワクチン集団接種業務委託料ほか1,530万9,000円などを減額補正し、出産・子育て応援給付金2,550万円などを増額補正するものであります。

農業費は、農地利用効率化等支援交付金159万9,000円などを増減額補正するものであります。

商工費は、モノづくりフェア商品券事業報償費300万円、商工会消費喚起補助金205万円などを増減額補正するものであります。

土木費は、勝岡蓼池線舗装補修工事1,057万7,000円などを減額補正するものであります。

教育費は、三股町学校給食費支援交付金1,360万2,000円などを増減額補正するものであります。

予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

次に、第2表繰越明許費補正については、みまたふるさと納税応援事業者育成事業ほか13事

業を追加し、令和4年発生道路災害復旧事業ほか1事業について金額の変更を行うものであります。

次に、第3表地方債補正については、畑地帯総合整備事業（高才第1地区）のほか4事業について、事業費の変更などにより限度額を変更するものであります。

次に、議案第5号「令和4年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額30億7,498万9,000円から歳入歳出それぞれ409万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,089万2,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、一般会計繰入金を減額補正するものであります。歳出の主なものとしましては、諸支出金を増額補正し、予備費を減額補正するものであります。

次に、議案第6号「令和4年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3億599万6,000円に歳入歳出それぞれ737万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,336万6,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料を増額補正するものであります。歳出の主なものとしましては、後期高齢者医療広域連合納付金を増額補正するものであります。

次に、議案第7号「令和4年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額23億8,725万1,000円に歳入歳出それぞれ1,888万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億613万9,000円とするものであります。

歳入の主なものは、一般介護予防事業費を一般会計から介護保険特別会計へ組み替えることにより、国庫支出金・県支出金及び一般会計繰入金を増額補正するもので、歳出の主なものは、一般介護予防事業費を増額し、一般会計繰出金を減額補正するものであります。

次に、議案第8号「令和4年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額8億8,234万9,000円から歳入歳出それぞれ690万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,544万9,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金及び公共下水道事業債を減額補正するものです。歳出については、需用費及び委託料を減額補正するものです。

次に、議案第9号「令和5年度三股町一般会計予算」についてご説明申し上げます。

令和5年度の予算編成に当たっては、予算編成方針に基づき、国・県の予算編成の状況、地方財政計画並びに社会経済情勢の動向を見て予算編成を行ったものであります。

我が国の経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー・食糧価格の高騰など、我が国経済を取り巻く環境は厳しさが増している状況にあります。令和5年度の地方財政計画では、地方財政の一般財源総額について、令和4年度の水準を確保することを基本に、地方財政対策が講じられ、地方交付税については前年度1.7%、3,073億円の増となっております。

本県においては、財政健全化指針に基づき、引き続き健全な財政運営を維持し、人口減少対策などの諸課題に的確に対応するとともに、新型コロナウイルス感染症対策や原油価格・物価高騰等対策など、県民生活や地域経済の着実な再生と将来を見据えた新たな成長活力の創出に向けて、積極的な展開を図ることとしています。

このような国の動向や県の情勢を踏まえた令和5年度の本町財政の見通しについては、歳入面において、町税等は感染症対策と社会経済活動の両立の推進により、令和4年度に対し2.7%の増額を見込んでいます。

また、地方交税については、地方財政の一般財源総額において、令和4年度地方財政計画の水準が確保されたことに伴い、令和4年度に対し3.9%の増額を見込んでいます。

歳出面では、義務的経費が人事院勧告等による人権費、社会保障関連経費の扶助費などにより1.6%の増、経常的経費がシステム標準化、窓口受付支援システム、電力価格高騰、各委託業務の人権費の増に伴う物件費、ふるさと未来基金積立金の増などにより7.1%の増、投資的経費が保育所等整備補助金、宮村小校舎外壁改修事業などにより3.2%の増を見込んでいます。

令和5年度においても、第6次三股町総合計画に基づき、町の将来像、自立と協働が織りなす元気あふれるまち三股の実現に向け、町民生活の向上と町土の均衡ある発展を図るため、引き続き諸施策の着実な推進が求められます。また、特色ある、個性あるまちづくりに努め、自在の変化に柔軟かつ迅速に対応し、常に町民との協働の視点を意識し、創意工夫を凝らした施策の展開が必要となります。

これらを踏まえ、令和5年度当初予算の編成におきましても、行財政改革の継続、さらなる財政の健全化、持続可能な町財政構造への転換に努めるとともに、目まぐるしく変化する社会情勢や多様な行政需要への対応を図るため、町民の理解と協力を得ながら、中長期的視点に立ち、限られた財源の効率的な配分に努め、本町歳入に見合う予算規模の範囲において、本町の魅力を最大限発揮できるよう、予算編成を行いました。

まず、第1条において、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ117億7,000万円と

定めるものであります。

第1表歳入歳出予算の概要についてご説明申し上げます。

令和5年度は、対前年度比3.8%、4億3,000万円の増となっています。歳入のうち自主財源は40億9,407万7,000円で、構成比は34.8%、依存財源は76億7,592万3,000円で構成費65.2%となっており、自主財源は前年度より2億7,506万9,000円、1.1ポイント増となっています。

次に、歳出予算における性質別状況においては、義務的経費が64億4,476万8,000円で、構成比54.8%、経常的経費が46億6,766万4,000円で、構成比39.7%、投資的経費が6億5,756万8,000円で、構成比5.6%となっており、前年度より義務的経費の割合が減、経常的経費が増、投資的経費については同じ割合となっております。

次に、第2表債務負担行為については、新たに第7期仮想サーバー等新築事業ほか2事業を設定するものであります。

次に、第3表地方債については、たでいけ認定こども園増改築整備事業ほか、総額で2億2,912万8,000円の借入れを予定しているものであります。

次に、歳出予算の投資的事業の主なものについてご説明申し上げます。

継続的な事業として、道路維持補修事業8,294万4,000円、三股町舗装長寿命化修繕計画による生活道路の舗装修繕を行う公共施設等適正管理推進事業3,200万円、島津紅茶園切寄線改良事業4,324万9,000円、新規事業として、認定こども園の支援として、保育所等整備補助事業9,937万円、都城市郡医師会病院心臓・脳血管センター整備事業2,023万4,000円、交流拠点施設の周辺整備事業として、道路公園等空間設計業務委託事業1,320万6,000円、道路改良設計業務委託事業1,322万2,000円、三股町都市公園施設長寿命化計画に基づき施設整備を行う公園施設長寿命化対策支援事業3,100万円、老朽化した宮村小学校の安全対策として、宮村小校舎外壁補修事業5,225万円など総額で6億5,756万8,000円の投資的事業の予算となっております。

次に、投資的事業以外の新規事業及び重点取組実施事業についてご説明いたします。

総体的には、三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略の積極的な取組を各部署に予算化しております。

主な新規事業としましては、窓口DXとして、書かない窓口を目指す窓口受付支援システム等構築業務委託事業3,630万円、交流拠点のために設立した合同会社への貸付金、官民共同事業体貸付事業1,500万円、全ての妊産婦を支援する出産・子育て応援給付事業2,456万4,000円、畑地帯総合整備事業実施に伴う高才第3地区発掘調査事業4,810万8,000円、中学校の給食費の無償化対策として、三股町学校給食費負担軽減補助事業4,321万3,000円

などに取り組みます。

また、重点取組事業として、引き続き、乳幼児・小中学生の医療費を助成する子ども医療費助成事業1億1,693万5,000円、保育所・認定こども園に対する運営費の経費として、施設型給付費事業18億6,487万4,000円、ごみステーションの家庭系一般廃棄物などを収集・運搬する、じんかい収集運搬事業1億678万8,000円などに取り組んでまいります。

最後に、町が進める各種まちづくりの施策に、ふるさと未来寄附金を有効活用することによって、三股町を応援してくださる町外の多くの方々のご厚意に応えさせていただきます。

次に、議案第10号「令和5年度三股町国民健康保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,591万9,000円とするもので、対前年度比1.4%、4,092万4,000円の減となっております。

歳入の主なものとしましては、対前年度比で国民健康保険税が2.2%の増、県支出金が1.5%、繰入金が3%、繰越金が7.1%の減となっております。

歳出の主なものとしましては、対前年度比で総務費が40.1%、保険給付費が0.4%、国民健康保険事業納付金が5.4%の減となっております。

次に、議案第11号「令和5年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,866万2,000円とするもので、対前年度比9.1%の増となっております。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料及び繰入金を、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金等を広域連合の見込みにより計上したものであります。

次に、議案第12号「令和5年度三股町介護保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,031万7,000円とするもので、対前年度比0.4%、865万8,000円の減となっております。減額の主な理由は、保険給付費の減額によるものです。

歳入の主なものは、国庫支出金が2.3%、県支出金が1.5%、支払基金交付金が1.9%の減となっています。歳出の主なものは、総務費が19.3%、地域支援事業費が13.3%の増、保険給付費が1.96%の減となっております。

次に、議案第13号「令和5年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,697万2,000円とするもので、対前年度比16%、234万5,000円の増となっております。

歳入の主なものは、サービス収入が9.9%、繰入金が384.7%の増で、歳出の主なものは、サービス事業費が67.8%の増となっております。

次に、議案第14号「令和5年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,606万7,000円とするもので、対前年度比8.3%、325万7,000円の減となっております。

歳入の主なものは、施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものは職員給与費、施設管理委託料及び公債費であります。

次に、議案第15号「令和5年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,996万7,000円とするもので、対前年度比4.6%、174万1,000円の増となっております。

歳入の主なものは、施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものは施設管理委託料及び公債費であります。

次に、議案第16号「令和5年度三股町公共下水道事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本町は、公共下水道を整備し、衛生的で快適な生活環境を創造するとともに、公共用水域の水質汚濁防止を図るため、本事業を推進しているところであります。令和5年度も、引き続き事業計画区域内の未整備地域の管渠工事及び供用開始区域での接続率向上に努めるほか、し尿汚泥処理等の施設整備を実施してまいります。

まず、第1条において、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,401万3,000円とするもので、対前年度比54.1%、4億7,509万1,000円の増となっております。

歳入の主なものは、施設使用料1億2,594万4,000円、国庫補助金5億3,375万円、一般会計繰入金1億8,760万4,000円を予定しております。

歳出の主なものは、事業費の委託料7億6,287万4,000円、工事請負費3億円及び公債費1億8,166万3,000円を予定しております。

次に、第2表地方債については、公共下水道事業債として4億9,780万円の借入れを予定しております。

次に、議案第17号「令和5年度三股町水道事業会計予算」についてご説明申し上げます。

水道事業は、安全で安定し、継続した水供給が可能な給水体制の確保に進めるとともに、予算においては、公営企業の効率的な運営に主眼を置き予算を編成しております。

まず、第2条において、業務の予定量として、給水戸数を1万1,629戸、年間総給水量を

315万トンとするものです。

次に、第3条において、収益的収入及び支出の予定額として、収入を4億3,739万円、支出を4億413万5,000円とするものです。

収益の主なものは、給水収益が3億8,411万円、収入全体に占める割合は87.8%となっております。

費用の主なものは、職員給与費を5,532万9,000円、委託料4,795万5,000円、動力費3,986万5,000円、減価償却費1億3,663万6,000円を予定しております。

次に、第4条において、資本的収入及び支出の予定額として、収入を1,390万3,000円、支出を2億2,939万4,000円とするものです。

収入の主なものは、負担金1,390万1,000円を予定し、支出の主なものは施設費1億260万4,000円、固定資産購入費1,969万8,000円、企業債償還金1億365万円を予定しております。

なお、第4条予算の収支不足額2億1,549万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものであります。

次に、議案第18号「教育委員会教育委員の任命について」ご説明申し上げます。

教育委員は、人格は高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者の選任が望ましく、また、委員の年齢、性別、職業等に偏りが生じないよう配慮するとともに、委員のうち保護者（親権を行う者及び未成年後見人）である者が含まれるようにしなければならぬとされております。

現委員の屋敷和久氏が令和5年3月31日付で退任されます。氏の8年6か月の長きにわたります本町の教育振興に対する情熱とご貢献に対し、深甚なる感謝と敬意を表する次第であります。

屋敷氏の後任といたしまして、新たに、愛甲敬二氏を選任するものであります。愛甲氏は、現在、社会福祉法人愛生会エーデルワイス幼保園の副委員長として勤務されております。平成28年から三股町青年協議会の副会長、事務局長を歴任、令和3年から現在は、梶山小学校PTA会長、三股町PTA連絡協議会副会長に就かれるなど、保護者の立場であることや、現在の委員の年齢、性別等の構成から判断して、本町の教育委員の最適任者として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、教育委員の任命について、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第19号「財産の取得について（令和4年次学校ICT整備事業学習用タブレットパソコン購入）」についてご説明申し上げます。

本案は、三股中学校で使用する学習用タブレットパソコンの整備におきまして、令和5年度の生徒数の増加に伴い、新たに80台を調達するものであります。調達に当たっては、去る2月16日に指名競争入札を実施、予定価格700万円以上の財産の取得について上程するものであ

ります。

入札の結果、株式会社システム・ナインが1,199万円で落札したところであります。本契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第20号「第三次三股町生活排水対策総合基本計画の策定について」ご説明申し上げます。

本案は、第二次三股町生活排水対策総合基本計画が終了したことから、本町における生活環境や公衆衛生の向上、公共用水域の水質汚濁の防止のため、第三次三股町生活排水対策総合基本計画として、令和4年度から令和12年度の9年間を計画期間とした基本計画を策定したいので、三股町議会基本条例第9条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第21号「三股町公共下水道三股中央浄化センターし尿汚泥処理棟築造工事に関する基本協定の一部を変更する協定について」ご説明申し上げます。

本案は、現在、日本下水道事業団との間で締結している三股町公共下水道三股中央浄化センターし尿汚泥処理棟築造工事に関する基本協定におきまして、協定の期間及び予定事業費に変更が生じたので、基本協定の変更を行うもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第22号「三股町交流拠点施設整備事業における三股町とまちづくり合同会社みまたとの開発に関する協定について」ご説明申し上げます。

本案は、三股町交流拠点施設整備事業について、地域密着型官民連携の事業手法を構築して実現するため、町とまちづくり合同会社みまたとの間で、その開発等に関する協定を締結するものであり、三股町議会基本条例第9条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、22議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告1件を提出しております。報告第1号「専決処分の報告（損害賠償額の決定及び和解について）」につきましては、関係法令の規定に基づき報告するものであります。よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 補足説明があれば許します。総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、議案第19号の財産の取得について、補足説明をさせていただきますと思います。

まず、本案につきましては、先議をお願いしているところでございます。まず、その理由について述べさせていただきます。本案は、三股中学校で使用する学習用タブレットパソコンについ

て、新年度新入生生徒数の増に伴い80台分を追加調達とする財産の取得に関わるものでございます。

まず1つ目に、調達費は12月定例議会で予算化されたこと。2つ目に、今年4月からの授業に必要であること。3つ目に、議決後の契約となり、納入期限を3月31日とする短期間であること。以上、3つの理由によりまして、先議をお願いしているところでございます。

次に、競争入札の経過についてご説明申し上げます。去る2月16日に指名競争入札を実施したところでございます。お手元の資料を御覧いただきたいと思っております。そちらのほうに入札に参加した業者が記載してございます。5社が入札に参加し、その結果、予定価格1,230万2,400円に対しまして、落札価格1,199万円、落札率97.46%で、株式会社システム・ナインが落札したところでございます。また、納期につきましては、先ほど申しました令和5年3月31日までとなっているところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

#### 日程第5. 議案第18号及び議案第19号の取扱いについて

○議長（指宿 秋廣君） 日程第5、議案第18号及び議案第19号の取扱いについてを議題とします。

お諮りします。本定例会に提案されました議案のうち、議案第18号及び議案第19号については、委員会付託を省略し、議案第18号は本定例会最終日に、議案第19号は本日、全体審議で措置することとしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号及び議案第19号については、委員会付託を省略し、議案第18号は、本定例会終了日に、議案第19号は、本日、全体審議で措置することに決定いたしました。

---

#### 日程第6. 質疑・討論・採決（議案第19号）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第6、質疑・討論・採決を行います。

議案第19号「財産の取得について（令和4年次学校ICT整備事業学習用タブレットパソコン購入）」を議題とします。

全体審議における質問の回数は、1議題につき5回までといたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第19号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時59分休憩

-----  
〔全員協議会〕  
-----

午後0時02分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

----- . ----- . -----  
○議長（指宿 秋廣君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって、本日の会議を散会します。

午後0時02分散会  
-----

---

令和5年 第1回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和5年3月8日(水曜日)

---

議事日程(第2号)

令和5年3月8日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(12名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 佐澤 やよい君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	木佐貫 辰生君	副町長 .....	石崎 敬三君
教育長 .....	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長 .....	白尾 知之君
企画商工課長 .....	山田 正人君	税務財政課長 .....	黒木 孝幸君
町民保健課長 .....	齊藤 美和君	福祉課長 .....	渡具知 実君

高齢者支援課長 …………… 下沖 祐二君      農業振興課長 …………… 上原 雅彦君  
都市整備課長 …………… 井上 政和君      環境水道課長 …………… 木下 勝広君  
ふるさと納税推進室長 …… 細田 高広君      教育課長 …………… 福永 朋宏君  
会計課長 …………… 島田 美和君

---

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、堀内和義議員。

〔6番 堀内 和義君 登壇〕

○議員（6番 堀内 和義君） おはようございます。発言順位1番、堀内和義です。4年ぶりのトップバッターで大変光栄に感じております。

それでは、通告に従い、質問してまいります。

まず、児童館の建て替え計画について質問をいたします。

昨年10月、文教厚生常任委員会で町内7か所の児童館を視察いたしましたが、耐用年数を過ぎ老朽化している児童館もありました。

また、9月の台風14号においては、雨漏りもした児童館もあると聞いております。今後、老朽化した児童館の建て替えの計画はないのかお伺いいたします。

あとの質問は質問席で行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。児童館の建て替え計画について、児童館で老朽化した建物があるが建て替えの計画はないのかについてお答えいたします。

町内の児童館は、以前11館ありましたが、山王原と長田の児童館、2施設を廃止しましたので、現在、9施設であります。うち2施設は、統廃合により休館状態となっており、実質、7館が稼働しているところでございます。

9つの児童館は、昭和40年から昭和56年にかけて建築されております。全ての児童館は、

旧耐震基準で建設されており、老朽化が進んでいることから、これまで施設の修繕等を実施しながら維持管理に努めてまいりました。

これまでの取組を紹介しますと、長田児童館については、平成29年度に廃止し、令和4年から第5区防災センターに児童館機能を持たせ、放課後児童クラブを実施しているところでございます。

山王原児童館につきましては、平成11年にトイレを改修を実施しましたが、児童館機能を廃止し、平成24年から地域福祉センターとして利用をしております。

上米児童館につきましては、平成17年にトイレ、調理室の改修を実施しましたが、放課後児童クラブを2地区交流プラザに統合したことから、平成29年から休館といたしております。

4つ目ですけれども、新馬場児童館につきましては、平成19年にトイレ、調理室の改修を実施しましたが、児童数の減少によりまして、平成31年4月1日から休館といたしております。

5つ目ですけれども、前目児童館につきましては、平成11年に床改修を実施しております。

6つ目ですけれども、蓼池児童館につきましては、平成17年に防球フェンス、平成20年に床研磨、フロア増し貼り整備を実施しております。

7つ目の東原児童館につきましては、平成16年にトイレ、調理室の改修を実施しておりますが、五本松交流拠点施設の建設、開館に合わせて廃止する予定でございます。

8つ目の植木児童館につきましては、平成8年に和室を改修、平成22年にトイレと外壁及び床の改修を実施しております。

9つ目の梶山児童館につきましては、平成9年に外壁改修、平成10年にサッシ窓枠改修を実施しております。

10番目ですけれども、宮村児童館につきましては、平成17年にトイレ、調理室の改修を実施しております。

最後の11番目ですけれども、今市児童館につきましては、平成16年にトイレ、調理室の改修を行ったほか、平成30年に内外装及び床の改修を実施しました。

ご質問の建て替え計画については、子供の居場所を確保しながら、放課後児童クラブの現状や児童数の推移等を考慮し、そして地域の実情に応じて、統廃合や複合化を進めてまいりたいと考えております。

また、施設の更新を含む長寿命化についても、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 検討するという事なんですけれども、町内の児童館数と建築後

の経過年数はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） それでは、自治公民館数と建築後の経過年数はどうなっているのかということでお答えさせていただきたいと思います。

まず、資料11がございいますので、そちらのほうをご参照いただければと思います。

現在、児童館は9施設あり、経過年数は41年から57年となっております。一番古い児童館は梶山児童館で、昭和40年に建築されており、経過年数は57年となっております。一番新しい児童館は上米児童館で、昭和56年に建築されており、経過年数は41年となっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） この中で古いのが梶山児童館が57年と、それで新しいのが上米公園の41年と、56年ということなんですが、経過年数でもかなり幅があると思うんですが、木造造りの耐用年数は何年ですかね。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） すいません、ちょっと木造の耐用年数というのは、今ちょっと把握していないところです。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 大体、木造は30年ぐらいですかね。通常の基準で見るとそういうことなんですけれども。ただ、30年が過ぎたからすぐに壊れることはないんですけれども、やはり、このように経過年数が57年たっているわけですから、そのうちほとんどが、30年とすれば、ほとんどの児童館が40年を経過したということで、うち3か所は50年を経過いたしております。50年もしますと、先ほど町長のほうで、ある程度の改修等はしたということでありましてけれども、私たちが回った中では、やはりトイレなり洗面所等が傷んだところが多くありました。常に修理はある程度されていると思うんですけれども、通常メンテナンスはされているのかどうなのか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） 通常メンテナンスにつきましては、まずは、担当職員が定期的に児童館を回っております。

それと、児童館は、まず児童クラブをやっているというところは、その支援員とかそちらの職員がおりますので、そちらの職員から、その職員が定期的に児童館を点検して、不具合がありましたら、すぐに担当課のほうに、担当のほうに連絡して対応するということと、あと公民館で使っていらっしゃる方、そういう方もいらっしゃれば、ここは壊れているとかそういう声があ

りましたら、対応しているという状況になっております。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） メンテナンスはされているようではすけれども、築後50年も経過すると建物全体が傷んでいきます。大きな台風や地震が起きたら壊れる可能性も高くなると思うんですが、耐震化工事はされているのかどうかお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） 耐震化は終わっているかについては、いわゆる児童館については、先ほど言いました全てが旧耐震基準の建物であることから、新耐震化基準に基づく耐震診断が必要と考えております。

先ほどご説明したとおり、児童館の児童クラブについては、民営化や児童館以外の運営を行うなど段階的な老朽化に対する対応を行ってきたため、現在のところ、耐震化工事はしておりません。しかし今後は、施設の統廃合や複合化、長寿命化を含めた整備計画を策定し、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 耐震化工事はしていないということですね。調査はしたということですか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） 調査も今のところやっております。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 耐震化の調査も工事もされていないということなんですが、これまで大きな地震もなく何事もなかったからよかったわけではすけれども、近い将来、南海トラフ地震が発生する可能性が高いと言われております。地震の強さでいうと、どれくらいの震度まで耐えられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） あくまでも一般的な基準として捉えていただきたいんですけれども、新耐震化基準については、中規模地震の場合、震度5強の程度であるんですけれども、新耐震化基準の場合は、軽微なひび割れがとどまるということになっております。

すいません、もう一度。大規模地震、大規模地震、震度6から7程度になりますけれども、旧耐震基準は規定はないんですね。新耐震化基準は、倒壊しないという基準になっておりますので、そういう意味では、震度6から7の強い地震になると規定はないということですので、その基準というか、そういうところは、旧耐震基準にとっては危険な状況かなというふうに考えており

ます。

○議長（指宿 秋廣君） ちょっと待って。町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 旧耐震基準の震度に耐えられるかということですが、10年に一度発生する中規模地震の震度5強までは耐えられるということで旧耐震基準はつくられております。南海トラフ地震の三股町にどれだけの震度があるのかというような国とか県の報告では、一番強いところが6強というようなところ、これは蓼池のほうの、多分、市場辺りじゃないかなと思います。それ以外のところは6弱というようなことで報告というか、公表されておりますので、今のところ、旧耐震基準でも震度に耐えられる建物ではないかなというふうに思います。この建物役場自体も6強には耐えられるというようなことで、耐震基準、新耐震基準に対応できるような建物であるということでもあります。しかし、旧耐震基準で造っておりますので、やはり子供たちの命を守るという意味合いでは、やはり今後、新耐震基準に適應するような建物に仕上げていく必要があるのかというふうに考えています。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 今のところは、6強ぐらいまではいいということですね。

しかしながら、やはり南海トラフどれぐらいのものが来るかは分からないわけですから、十分、ここあたりも検討はしていただきたいなというふうに思っています。

今後については未定と、計画はないというような感じなんですけれども、耐震化工事をするか、耐用年数を過ぎているわけですから、やはり地震が起きた場合の児童の安全確保、また、避難訓練等の防災対策は十分取っていただきたいなというふうに思います。日頃の訓練が大事ですので、特に子供ですから、十分、そのあたりを対策を取っていただきたいなというふうに思っております。

次に、児童館と自治公民館を併用して使用している地区は何か所あるのかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） それでは、次に、この資料の12を御覧ください。

現在、児童館と自治公民館を併用して利用している地区は5か所ございます。上から大鷲巣、今市、蓼池、上米、上新の各自治公民館であります。うち、上米児童館と新馬場児童館、こちらについては、現在、児童館としては休館していることから、実質、自治公民館と併用している児童館は3つ、大鷲巣、蓼池、今市の3か所となっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 5地区が併用ということなんですけれども、その中で、上米と新馬場については、もう児童クラブは使っていないということですから、宮村、今市、蓼池児童館

の3地区は併用ということです。やはり、児童館と自治公民館を併用の場合、平日の午後と土曜日の終日については放課後児童クラブが使用ということで、地区住民は利用ができないということで非常に不便であります。公民館長、住民からも自由に使える施設の要望が多々出ております。特に蓼池地区は、町内でも世帯戸数が一番多く、毎年住宅戸数も伸びています。特に自治公民館活動も活発であります。午後からの公民館活動が制限された上に、公民館行事を実施するときにも面積が狭く支障が出ております。6地区分館もありますけれども、遠くて不便であります。公民館は地域のコミュニティーの場所でもあり、災害時には最も近くにある施設で、一番の避難所としての役割もあります。児童館と自治公民館を分離する計画はないのか、町長にお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） 現在、自治公民館と児童クラブというのを併用しているというところはあります。現状としては、おっしゃられた問題点もございますので、児童クラブとしても地域の住民の皆さんに配慮する形で運営をするように気をつけて運営をしているところです。

ご質問のあったのは、児童館と……。〔「自治公民館」と呼ぶ者あり〕公民館が分離する計画はないかということによろしかったですか。はい。すいません。

現在、先ほども申しあげました自治公民館としても利用している3か所については、やはり地域住民の方が使用されています相互の交流を深めて自主的に活動する形での集会の場所、機能を担っております。集落の活動の拠点となっていらっしゃるということで、このような状況から、児童館と自治公民館を分離する計画については、自治公民館としての必要性や放課後児童クラブの再編等も考慮しながら、地域の実情を踏まえ、総合的に検討する必要があると考えております。以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 先ほど申しあげたとおり、かなり古い建物もあります。当然、耐用年数を過ぎたやつもあるわけですから、やはりもう公民館の世帯戸数なり、また住民数も十分考慮しながら、公共施設ですから、できれば公民館と児童館は別にあったほうがいいですね。それと大きいやつを造って併用でもいいんですけども、やはり先ほども申しましたように、大きな災害等がありますと、公民館、大きな、住民にとってはコミュニティーの場所になりますし、避難所でもあります。そういうことで、そこらあたりも、今後、十分検討をしていただきたいと思います。町長、よろしく申し上げます。

次に、児童館における放課後児童クラブの児童数と将来の見込みについてお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） それでは、資料の13を御覧ください。

まず、放課後児童クラブの1月31日現在の児童数についてです。

まず、定員が779人になっております。これは、この資料の真ん中の右のほうになりますけれども、町営、民営、プラスで779と書いてありますけれども、町営と民営を合わせて合計779。これに対して、登録者数、これはその右の493人となっております。うち、先ほど言いました7つの児童館を利用している児童数は178人です。

今度、左のほうの表になって、その真ん中に178と書いてあります。これが5つの児童クラブの合計です。民営の児童クラブ、これは156人になります。今度は、民営は右半分のほうに載っておりますので、その合計の登録数が156人を受け入れており、将来は民間の児童数の受入れの拡大と、今後、少子化が進むことから、7つの児童館を利用している児童数は、少子化の影響もあり、減少すると予想されています。一方、民間の施設の児童クラブの定員に対して、登録数はまだ余裕があること、そして、6年生までの学童保育等を考慮すると緩やかに増えていくと見込んでおります。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 現状においては、令和6年度をピークに減少して、5年後は503人となり、ピーク時からすると35人減るという予想ですよね。今後、4年から6年生あたりが増えていくと利用すると若干増えるかもしれないということなんですけれども、現状で考えるとそういうことですから、やはり、将来的には減少する可能性が高いということですよ。地区によっては多少の差はあると思うんですが、今後、少子化の傾向は続くと思われま。現在、民営の放課後児童クラブ施設が相次いで新設をされております。町営より民営の移行を図ることにより統廃合できる児童館はないのかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） 放課後児童クラブの民間への運営委託については、令和2年度から委託を開始し、現在は5つの施設で民営の放課後児童クラブがおり、民間施設だけで定員が279人の増となっております。これにより待機児童の問題が解消され、民間事業者が有する専門的かつ高度な知識や経験等の活用による均質で良質なサービスの提供により、児童の安全で安心できる放課後の居場所としての放課後児童クラブができたことにより、子育てと仕事の両立の支援を図ることができました。

ご質問の民間児童クラブ施設が新設され、町営より民営の移行を図ることにより統廃合できる児童館はないかについては、地域の実情を踏まえ、子供の居場所を確保しながら、統廃合や複合化について検討してまいりたいと考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 民間の児童クラブ施設の新設については、やはり多額の予算を吸

い込んでおります。資料13で見ますと、町営民営合わせて定数779人に対し登録数が493人ということですので、地域的には差はありますけれども、民営だけで見ても、定数279人に対し登録数156人、まだ123人は受入れ可能ですよね。預ける人の選択肢もあると思うんですが、民営化できるところは民営移行を図ることも必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） 民営化については、来年度なんですけども、ここの表であります第一っ子クラブ、こちらの定員も今20人になっておりますけれども、来年度さらに20人増えて40人増えるという状況になります。

また、民営のほうは小学校6年まで受け入れられるということで、今後、民営のクラブの人数も増えてくると予想されております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） やはり予算あたりも限られた予算ですので、そういうことで、民営化できるところはどんどん進めていかないと、どうなのかなと。これは将来的に考えても、当然児童館に限らず必要だと思いますので、十分検討していただきたいと思います。

それから、放課後子ども教室については、教育活動推進と教育活動サポーターがいらっしゃいますよね。ですかね。この方は1教室に何人配属されているわけですかね。（発言する者あり）放課後児童クラブですかね、クラブ、教室の中にそういう人がいらっしゃいますよね。（発言する者あり）はい。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） いわゆる放課後児童クラブですか。（「はい、クラブです」と呼ぶ者あり）クラブは、基本的には各クラブに3人の職員がおりまして、この3人で随時2人の職員が配置されて、3人で交代で配置していると。ですので、クラブは基本的に2人の構成員というか、支援員がクラブで子供たちの面倒を見てると、そういう状況になります。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 常時2人はいらっしゃるということで、3人は要ということで見ているわけですね。ですから、児童館の維持管理費、また人件費を見ても、やはり将来的には民営化を進めるべきじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

やはり、今までずっと述べたんですが、やはり地域間により児童数の増減はあると思うんですけども、将来的にはやはり少子化が進む、これは確実にございますので、民営化を進めていただ

きたいんですが。

やはり児童館の耐用年数なり、また児童数を考慮した中長期計画の中で計画的な建て替えが必要だというふうに思うんですけども、ここあたりは町長どういう考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 言われるように、この児童館につきましては、40年代から50年代にかけて集中的に建築したと。当時の状況では、どちらかというところ集落館機能を持たせようということが中心になって、そして児童館という一つの補助事業を用いながら、各集落に集落の居場所というような形で建設されたんじゃないかと。それが児童館機能、そしてまたそこに放課後児童クラブを併設させていったという歴史的な経緯もありますけれども、大変古くなっております。

言われるように、この児童数の将来的な減少と、また民間のほうでの放課後児童クラブの受皿というようなのもできつつはございますので、この児童館を今後どう統廃合していくのか、これは大きなテーマかなというふうに思います。

そういう意味と、それとまた集落館として児童館を使っているところもございまして、そちらのところがこの集落館としての機能もどうやって維持していくのか、そういう意味合いでは、また建て替えというのも一つのテーマになっていくんじゃないかなというふうに思います。

そういう意味合いで、この児童館の今後の在り方について、時代の流れを含めて再検討といたしますか、検討させていただきまして、そしてまた、集落館のそれぞれの地域の集落館の在り方、これも含めたところで位置づけをはっきりさせていきたいなというふうに思っておりますので。すぐにはできませんけれども、今後の計画をつくっていききたいというふうに、ただ子供たちの居場所づくりという意味合いで、先ほど質問がありましたけれども、この児童館の臨時交付金で児童館のエアコン設置もいたしましたので、環境整備については、しっかりと子供たちの居場所の環境整備は努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） ありがとうございます。十分検討よろしく願いいたします。

続いて、2番目の資源環境型農業の推進について質問いたします。

ロシアのウクライナ侵攻後、穀物や生産資材の供給網が混乱、停滞して、国際相場の急騰や供給不足を招いております。日本には円安の影響もあり、物価が高騰し、家計を直撃いたしております。農家においては、肥料や飼料など生産資材価格の急騰で、農家経営に深刻な打撃を与えています。

農林水産省は、1月31日の2022年の農業生産資材価格指数を基準とすると、20年に比べ16.6%高い116.6と発表をいたしております。21年比では9.3%高く、2000年以降の最高を更新しています。特に肥料は27.1%高い130.5、飼料は19.4%高い138で記録的な上げ幅となっております。一方、22年の農産物価格指数は101.4と0.6%の上昇にとどまり、農産物価格への転嫁が進まない厳しい状況が続いております。

畜産や農業で出る廃棄物などを地域の有機資源として有効に活用し、環境に配慮した持続性の高い資源循環型農業に取り組む動きが各地で見られるようになっております。農業で出る廃棄物に限らず、食品残渣、家畜排せつ物を完熟堆肥化して、有機肥料としての再利用する堆肥工場は造れないかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） お答えします。

家庭などから発生する生ごみと家畜の排せつ物を混ぜ合わせて堆肥を作る堆肥工場につきましては、県内では幾つかの類似施設がございますが、堆肥の品質など幾つかの課題があるため、現在は取り組む計画はございません。

まず、堆肥を作る事業としましては品質が重要であると言われております。良質な堆肥を作らなければ需要が減少し、事業の継続に影響を与えます。

もう少し詳しく言いますと、家庭などから出される生ごみは分別の徹底がなされにくく、例えばビニール袋などの不純物の混入がありますと品質が低下します。また、分別の問題が克服されたとしても、食べ残しは極めて多くの素材で構成されており、その成分は複雑で日々変動します。よって、品質が悪かったり成分が不安定でありますと、利用者側にとって使い勝手が悪くなるため、購買意識の低下につながります。

次に、建設費や事業開始後のランニングコストの課題があります。費用を考えますと、堆肥化するより焼却したほうが割安となることもあります。施設の老朽化が進み、大規模な修繕や更新時期には今後の事業の継続について検討され、結果的にやむなく廃止されたところもあるようです。

最後になります。3つ目に、事業を実施する上では、堆肥の品質や成分の安定以外にも農協をはじめとした農業関連団体との提携、分別を徹底とする地域住民の協力、家庭からの回収方法などの仕組みづくりから原料となる生ごみ量の見通し、作られた堆肥を使用したい農家数や、どのくらいの量が必要になるかなどの需要の調査、また売上と費用の収支など、事業継続中に限らず、事業開始前から様々な課題と向き合っていかなければならないと考えます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 家庭から出る生ごみについては、分別なり収集について問題があると思うんですが、やはり大規模農家についての堆肥処理は非常に皆さん困っております。また、生堆肥の散布については環境問題も発生しております。農家から排出される牛ふん、鶏ふんを堆肥工場で発酵させ完熟堆肥化することにより、堆肥の販売でふん尿の処理コストも賄えられます。給食残渣や剪定枝、家畜排せつ物を混合することによって、そしてそれを完熟堆肥化することによって良質な有機質肥料となり、水稻や野菜等の生産農家は化学肥料、農薬の軽減にもつながります。生産資材価格の高騰による経営の安定化が図れるのではないかなというふうに思っております。

ただ、コストだけの問題じゃなくて、環境に配慮した農業、これも今後は大事になってきます。環境問題も含めて、やはり進めるべきではないかなというふうに私は思っております。

この中で、年間に発生する家庭生ごみと処理費用はどのくらいかかるのかなということでお伺いしたいと思うんですが。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） お答えします。

令和3年度実績で、本町から都城市クリーンセンターへ運ばれた可燃ごみの量は7,194トンです。焼却灰からの成分分析結果から、約13.8%が生ごみであると分析されておりますので、換算しますとおよそ993トンになります。

一方で、処理費用につきましては、都城市クリーンセンターへの負担金、収集運搬及び焼却灰運搬費用の合計約1億900万円から換算しますと、約1,260万円となります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） これを家庭に換算すると年間どれぐらいになるんですかね。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） 今ちょっと手元に計算機がございませんが、1,260万円を三股……。 (発言する者あり) 1万世帯で割りますので1万2,600円ほどとなります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 結構な金額になるんですけども、やはりさっき言ったように、分別、収集の問題もあるんですけども、何らかの方法で再利用できないかなということですよ。

今後、ごみも増えると思いますので、そこらあたりも皆さんで研究していただきたいなというふうに思っておりますし、全国ではそのような取組をしている自治体はないのかなのか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） お答えいたします。

県内では類似施設としまして、小林市に、バイオマスセンターというのを平成17年度に建設されております。また、国富町におきましては、国富町クリーンセンターを昭和60年度に建設しております。また、綾町では、綾町生ごみ堆肥化施設を平成9年度に建設しております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 県内でも3市町村がしているということですから、三股もできないことではないということですよ。最初から言ったように、コストがどうなのかいろいろ言われたけど、やはり他町村がやっているわけですから、いいことはやはりまねてもいいと思います。やはり循環型農業ですから、そういうことで資源の再利用ということもやはり考えていただきたいなというふうに思っております。

次に、学校給食の残渣処理はどうしているのか伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 学校給食の残渣処理はどうしているのかとのご質問にお答えいたします。

給食の残菜等については、給食センター内の機械で脱水し、三股町シルバー人材センターに委託し、都城市山田のクリーンセンターに搬出してあります。

また、調理室から出る排水に含まれる油やごみについては、グリストラップと呼ばれる装置の分離槽で残菜等と油脂分の泥状物に分けます。

その上で、残菜は学校の残菜等と合わせて脱水処理、搬出をしております。油脂分の泥状物は、都城北諸県地区清掃公社に委託し、同公社が運営する緑豊苑に搬出をしております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 最終的にはもう廃棄ということになるんですかね。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） はい、そのようになります。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 学校給食の残渣については、そういう分別等もあまりいらなないと思いますので、さっき言ったように、堆肥化すれば再利用はできるわけですよ。完全に廃棄する、もったいないですよ。どれぐらい出るか私は分かりませんが、今後はそういうものを再利用を生かすという方法も大事だと思いますので、検討してみてください。

それから、先ほどから言っております資源循環型農業で、完熟堆肥と化学肥料や農薬を適切に施用した有機野菜栽培で、三股独自のブランドはできないかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員、50分になったので、次の機会にどうか、最後のほうでお願いできますか。

○議員（6番 堀内 和義君） はい、すみません。あと少しなんですけれども、午後からですね。

○議長（指宿 秋廣君） 次が11時になるといかんので。

○議員（6番 堀内 和義君） はい、分かりました。

○議長（指宿 秋廣君） これより11時まで本会議を休憩します。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位2番、田中議員。

〔5番 田中 光子君 登壇〕

○議員（5番 田中 光子君） 皆様、こんにちは。質問順位2番、田中光子です。通告に従って行っていきます。

物価高騰対策としましては、政府は、今年1月から9月までの電気、都市ガス、燃油代について、標準的な家庭で総額4万5,000円程度の負担軽減を実施しました。現在、電気、ガソリン代などの高騰により、あらゆるものに影響が出てきています。まだまだ先行きの見えない現状で、皆さん大変な思いをされていると思います。

それでは、質問に移ります。

質問事項1の生理の貧困についてですが、令和3年12月議会での生理の貧困対策で、福祉課長が早急に対応してくださり、どうぞ便を活用し、配布してくださっています。そのときに、教育長からは、町教育委員会としましても、児童生徒が安心かつ健康な学校生活を送ることができるようにするためには、大変重要な課題であると考えております。まず、中学校において対応可能かどうか検証を行うなどして、検討を進めてまいりたいとの答弁を頂きました。

そこで、質問の要旨①児童生徒が安心かつ健康な学校生活を送るために、学校での対策はどのようなになっているのでしょうか。

あとは、質問席にて行います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 児童生徒が安心かつ健康な学校生活を送るために、学校での生理の

貧困対策はどのようになっているかのご質問にお答えいたします。

現在、本町では、生理用品を学校施設の女子トイレ、個室等に常時設置している学校はありませんが、全ての学校において、生理用品等が必要となった児童・生徒には保健室で渡している状況です。

令和3年12月議会においても、本課題についてご質問を頂き、令和4年12月に中学校において検証を行ったところでございます。

生徒の利用するトイレの手洗い場、個室に設置したところ、各設置場所でも一定数の利用がありました。このことから、令和5年度からは、まずは中学校において、誰でも必要なときに使用できるものとしてトイレに設置するために、その必要経費を新年度予算に計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 調査結果の資料を頂いて、15—2に写真も載せていただいておりますが、このお助けボックスを設置されました。本当に助かっています。ここにメッセージを少し足してくださると、例えば、ご自由に使ってくださいとか、個室のトイレで人目を気にせず使えるので、大変にありがたいことです。

次に、15—3を御覧ください。考察には、配備されたものは使いたくないという声もあるとのことでしたが、トイレットペーパーは皆さん使われるのになとも思いますが、人それぞれなので、考え方は、今後は学校環境における基本的環境の整備として検討する必要もあると書かれていました。

結果的には、今後どのように整備されていくのかを詳しくお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 先ほど写真で見ていただいた資料の形と同じような形で、今後は、トイレの個室それから手洗い場、それと保健室に配備をするということで、これは中学校のみそのような形を取る予定です。

小学校につきましては、これまでどおり保健室のほうに配備して、必要な児童が使えるようにということで準備をする予定にしております。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 生理の貧困は、生理用品が買えないことだけを意味しているわけではありません。十分な生理用品がないため、外出を控えたり、重要な試験などを休んだりといった、女性の社会進出に対する機会損失も意味しているのです。これは、精神的な健康状態にも影響しており、生理用品の購入や入手に苦勞したことがある女性は、そうでない女性と比較して、

プライベートの予定だけでなく学業などに影響が出ており、精神的な健康状態も悪い傾向にあることが報告されています。

資料15—3を御覧ください。問題なのが、保護者に頼みにくいとの回答が34.6%という結果でした。この子供の状況を考えると心が苦しくなります。今後このような子供たちのためにどのような取組を考えておられますか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 学校といたしましては、今お話ししたように、生理の貧困ということではなく、児童生徒が安全かつ健康な学校生活を送るためにということで、生理用品の配備をトイレにするというような形で行っていくということで考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 保護者に頼みにくい子供がいる現状です。これを考えると、これは中学校で検証された分なんですけれども、中学校で初めて困っているわけじゃないですよね。小学校、今は4年生ぐらいから始まっています。もう本当に心が痛くなります。小学校4年生からそういう思いをして、中学生になられているわけです。そういう子供、まだ4年生といたら本当に無邪気な頃です。その頃にそういう思いをしている子供がいるということ、ちょっと真剣に受け止めて対策をお願いしたいと考えます。

SDGs目標3の全ての人に健康と福祉をにも、2030年までに全ての人が性や子供を産むことに関して保健サービスや教育を受け、情報を得られるようにする。国はこれらを国の計画の中に入れて進める。全ての人がお金の心配することなく、基本的な保健サービスを受け、値段が安くかつ質の高い薬を手に入れ、予防接種を受けられるようにするユニバーサル・ヘルス・カバレッジというターゲットがあります。

生理は、基本的な保健サービスとして対応すべき内容であると言えますが、いかがお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 学校といたしましては、先ほどお答えしましたような配備をするということについては、今考えている対策ですが、そのほかについては、今のところはまだ検討はしていませんが、議員のほうからもお話がありましたように、今後はそういう観点からも対策は考えていかないといけないというふうには考えます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 学校のトイレの設置や無償配布などを通じ、様々な事情で生理用品が手に届きにくい女性を支えようとする各地での取組が始まっています。

都城市でも、令和5年度から小学校、中学校に生理用品を配置するようです。貧困だけでなく、父子家庭で父親に言いにくかったり、親に心配かけたくなくなったりして、家で相談しにくい子供の支えにもなると考えられています。

コロナ禍を機に、生理の貧困問題もより注目されるようになって、国内ではメーカーによる支援活動も始まっているようです。2022年4月7日に、エリエールで知られている王子製紙が、学生に向けた生理用ナプキン1年分を無償でサポートする奨学ナプキンをスタートしました。生理用品の入手に困る学生を支援するなど、いろいろな企業が支援されているNPO法人もあります。

今後、小学校も検討していただきたいのですが、いかがでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 現在のところ、小学校は保健室で配置するというふうにしておりますが、今後につきましては、今お話も伺いましたので、検討はしていきたいと考えます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） ぜひ、小学校、先ほど申しました4年生からです。小学校保健室には本当もらいに行きにくいです。私も小学生のときには、保健室に行くのすら敷居が高かったです。そういうことを考えると、やっぱり個室トイレに配置されると大変助かると思います。

ユニ・チャームでは、ソフィが考えるこれからの初経教育として、女の子と男の子の体の仕組みから、生理のメカニズム、生理用品、ナプキンの使い方などを解説されています。こんな感じで、かわいいイラストでいろんなことが書いてありますので、分かりやすいかと思います。初経教育について必要な内容が一通り入っています。各テーマごとにクイズを入れて、内容の理解度も高めることができます。

それで、質問要旨②生理についての教育はどのように行われているのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 生理についての教育についてですが、学習指導要領において、性に関する指導では、児童生徒の発達の段階を考慮することと示されており、学校の教育活動全体で共通理解を図り、家庭の理解を得ることに配慮するとともに、関連する教科等においても児童生徒の発達の段階を考慮して指導することが重要であると、新たに示されたところです。

これを踏まえまして、例えば小学校4年生では、理科の授業で、人の体のつくりと運動という単元で、中学校1年生の保健の授業では、生殖機能の成熟という単元を通して、男女の体の仕組みや違いについて学習しています。

また、小学校4年生では、先ほどの単元と関連づけまして、養護教諭が女子児童に対して、女

子の体と心の変化、月経の仕組み、月経の具体的な手当等について指導を行っているところでございます。

そのほか、小学校5年生の集団宿泊学習や小学校6年生及び中学校2年生の修学旅行の事前指導においては、具体的な指導を行っています。

このように、小中学校における生理についての教育は、健康教育の一環として、学校教育活動全体を通して指導をしております。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） いろいろなきに指導されているとは思いますが、生理前のもやもやであるPMS、月経前症候群と言われますが、これもちらいですが、日常生活に支障を来すようなひどい生理痛に襲われる月経困難症も、人によっては通学や出勤ができなくなるぐらいきついものです。

月経についての恥ずかしがらず話そうという機運が高まってきているのは、とてもよいことです。性教育においても、男女平等では大切なことです。ぜひ、男の子も教えてほしいと思います。男性もいずれ自分たちが親となったときに、子供にどう伝えるかという視点を取り入れてもよいのではないのでしょうか。男の子も一緒に話すのはいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 男性が女性について理解するということは大事なことです。そのような機会もぜひ設けていければというふうには考えますが、今のところはそういう宿泊学習とか修学旅行のときには、具体的な指導ということで女子生徒のみで指導をしているというような現状はございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 2022年の教育新聞に、日本財団がこのほど発表した18歳意識調査、女性の生理によると、学校で受けた生理に関する授業の内容などについて、満足と回答した若者は29.2%と3割に満たなかったそうです。さらに、生理をめぐる課題について、男女ともに、男性にも生理に関する知識がもっと必要だ、男性にも学校で生理について学ぶ機会がもっと提供されるべきだなどの意見が目立ちました。性別に関わらず学ぶ機会を求める声が相次いでいますとの記載がありました。

今後、取り組めないでしょうか、再度お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 児童生徒の心身の発達の状況には差はありますが、今お話しされたように、男性も女性のことをしっかり理解するということは必要だと思いますので、そのことにつきましても、今後検討させていただければというふうに思います。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 男性が無関係でいられるかということ決してそうではないです。特に、女性が社会に進出し、同じ職場で同じ役割を果たすことが求められる現代、男性の理解がより一層重要になってきます。

次に、質問要旨③令和3年12月議会の中で、庁舎内公共施設等に生理用品等の配置について検討すると言われていましたが、現在の進捗状況はどうなっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 総務課のほうから、庁舎内公共施設等への生理用品等の設置についての考え方についてお答えしたいと思います。

まず、近隣市町村の生理の貧困対策の取組状況について、都城市、日南市、高原町に状況を確認しましたので、その状況をまず報告させていただきたいと思います。

都城市は、令和3年度から庁舎や特定施設的女子トイレに生理用品、案内カードを設置し、必要な場合にカードを持参し、窓口で配布をしているようです。カードの設置箇所は、庁舎1、2階の来庁舎の多いフロアに、特定施設については、Mall Mall、図書館、社会福祉協議会、保健センター内のトイレに設置しているようです。配布窓口につきましては、庁舎では福祉課、地域振興課、特定施設では施設窓口が配布箇所となるようでございます。必要となる財源については、寄附や防災備蓄品の活用によるもので、寄附については、ホームページなどによる呼びかけや、庁舎内、特定施設内に寄附ボックスを設置しているようでございます。

次に、日南市につきましては、令和4年度から来庁舎の多い庁舎内1階の女子トイレ、多目的トイレの個室ごとに生理用品を配置し、公共施設等には、トイレ、個室、設置数の半数に設置しているようです。財源につきましては、一般会計予算と寄附で賅っているようでございます。

高原町は、現在のところ、庁舎、公共施設等への設置は実施していないとの回答でございました。

また、令和4年10月に発表されました、内閣府男女共同参画局発表の生理の貧困に関わる地方公共団体の取組概要におきまして、宮崎県の状況は、取組を実施している、または実施を検討していると答えたところが52%を占めております。昨年同時期、22%と比較しまして2倍以上になっております。年々取組の指導が進んでいることがうかがえております。

以上のことから、生理の貧困対策に関する行政の在り方につきましては、近隣市町村の事例を参考にしつつ、公共施設管理を所管する福祉課、教育課、町民保健課等の関係部署と連携し、協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 学校での生理用品等の配置についてであります。先ほどお答えしましたように、誰でも必要なときに使用できるものとして、中学校に配置する予定でございます。

そのほか、学校施設以外の教育課所管の施設等の生理の貧困対策につきましては、総務課、福祉課、町民保健課等、関係各課と協議を進めていきたいと考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 生理の貧困に係る取組を実施しているところを把握した地方公共団体の数は、全国で715団体だそうです。厚生労働省が、令和4年2月に実施した生理の貧困が女性の心身の健康等に及ぶ影響に関する調査の結果によると、生理用品の購入・入手に苦労したことがある人は244人のうち約半数が、居住地域で生理用品の無償配布提供が行われているかどうか分からないと回答し、生理用品の提供の取組を認知している人の割合が低いことが分かりました。

さらに、市町村における取組を認知している人のうち、利用したことがない人にその理由を尋ねたところ、申し出るのが恥ずかしかった、人の目が気になるから、対面の受け取りが必要だったからなどが挙げられました。

トイレに置いていただけると顔を見ないで利用することができます。ぜひ、公共施設で実施をお願いしたいと思いますが、再度、どうでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 公共施設等について、先ほど申したとおり、関係する部署と前向きに検討はしていきたいなど。意識的にも、先ほど言いましたとおり、県内でもやはりこれからの取組について前向きな回答をしているのが55%ありますので、そういった考えを基に前向きに検討はしていきたいというふうに、町独自のやり方を出していきたいなどというふうに思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） ありがとうございます。前向きに検討していただけるということで、ちょっと安心しました。

ある新聞記事には、島根県で女性に優しいまち松江を目指して、レッドボックスジャパンと松江市が官民連携で実現しました。女性からの切実なお声は、女性に生まれただけでなぜ大変な生理の負担をしなければならないのか、レッドボックス発祥国のイギリスのスコットランドでは、トイレにトイレットペーパーがあるように、生理用品も普通にあるべきとの方針で、法律により生理用品がトイレに設置されている。少子化対策が喫緊の課題ですが、国の未来を担う大切な子供を命がけで出産してくださる女性に対し、もっと敬意を払い、もっと女性に優しい、もっと女性が働きやすい、もっと女性が暮らしやすい社会になることが必要であると思いますとの新聞掲

載もありました。もっと力を入れていくべきです。

それでは、次の質問に移ります。

質問事項2の介護保険についてですが、近年のニュースを騒がせている2025年問題、少子高齢化というキーワードが飛び交っています。団塊の世代が75歳になる2025年には、全人口1億2,066万人中75歳以上が18%に上るとされている一方、高齢者を支えることが期待されている15歳から64歳の世代が減少しています。高齢化が急激に進む日本にとって、介護の負担というのは非常に大きいです。介護疲れによって介護者を殺害してしまったり、自殺を図ってしまうケースも悲しいことに起きています。

そこで、田中の一般質問関連提供資料の1ページを御覧ください。

これです。1ページから2ページにサービスを利用するまでの流れが書いてあります。要介護認定は、全国どこで申請しても統一された基準に基づいて審査されることが基本原則です。

質問の要旨①要介護認定適正化事業により認定調査員や介護認定審査会委員への研修なども強化されていますが、本町ではどのように強化されているのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 要介護認定適正化事業により、認定調査員や介護認定審査会委員への研修などを強化されているが、本町ではどのように強化されているかについてお答えいたします。

要介護認定調査は、調査員が要介護認定の申請者を訪問し、申請者の身体機能や生活機能、認知機能など心身の状態を調査します。調査結果が要介護認定の最も基本的な資料であることから、全国一律の方法により公平公正で客観的かつ適切に行われる必要があります。

そのため、調査員が公平公正かつ適切な調査を実施するために必要な知識や技能を習得し向上させることを目的に、保健所主催の研修に参加したり、厚生労働省の認定調査員向けeラーニングや要介護認定適正化事業による調査員能力向上研修、ウェブ研修を受講しているところであります。

なお、介護認定審査会委員については、審査業務を都城市に委託しているところであります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 認定調査員向けの研修システム、eラーニングシステムですよね。認定調査のこの勉強会はどれくらいの頻度で行われているのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 頻度としましては、年1回ぐらいかと思っておりますけども、それぞれ担当調査員のほうの時間によって、都合のいいときに受けるようにしています。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） eラーニングは、ユーチューブでも見れるので、各自、適宜勉強していただきたいと思います。

認定調査を受けた要介護者を知るケアマネジャーや介護職からは、要介護度が実態より軽くなるという声をしばしば耳にすることがあります。適正化イコール給付抑制のための軽度化とも言われています。私に相談された方も、老健施設に入所中で車椅子生活でした。更新認定で要支援が出たのです。要支援というのは、要介護よりよくなった、軽いということです。車椅子ですね。要介護から要支援になって、これはあり得ない、私としては、ケアマネジャーしていた私としては、車椅子なのに支援が出るとは、私はあり得ないと考えました。

支援になると施設を出ないといけなくなって大変困って私に相談をされました。不服申立てや区分変更手続などでもできるのですが、家族はそこでもう諦めて、ほかの施設を探されました。なかなか支援で入られる施設はないんですよ。たまたまその人は入れたからよかったんですけども、施設では食事も提供されるし見守りもいるので生活できます。でも自宅に帰ると独り暮らしとなるのでできないですよ。

調査時の聞き取りが大変重要となってきます。調査員の勉強会が重要だと思いますがいかがお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 調査員の研修については、公正、公平で適切な調査を行うために大変重要なものだと思っています。今後も機会あるごとに研修を受けて、調査の質を上げていっていただくように行っていきたいと思っています。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 要介護者のことを一番分かっているのは家族です。本人は、認定調査員の質問にできます、大丈夫ですと答えてしまうことがよくあります。それでは正しい判断は受けられません。認定調査員も初めて会うのですから、高齢者の状態はその場だけでは全てを見抜くことは難しいのが現状だと思います。

介護認定調査員の調査の日にちを調整することは可能なのですが、仕事を持っている場合、平日に休みを取って同席されるわけですね。今後、多様な要望が上がってくると思います。そうなったときに、土曜日の包括支援センターの対応はどのようになっているのでしょうか、お伺いします。

同じ介護事業として包括支援センターの現状はどうなっていますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 包括支援センターについては、役場と同じで、月曜日から金

曜日までが開いている時間になっています。ただ、もし緊急な場合で何かあった場合は、職員に連絡が取れるようにはなっています。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 確かに包括支援センターは、都城市とかほかでは土曜日も交代で出勤したり、携帯電話で対応されていますが、これからも包括支援センターの対応は、携帯電話での対応とかはできないのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 何かあったときは、役場のほうに電話をいただければ、警備員のほうから担当者のほうに連絡が行くようになっていますので、そのようにして対応させていただきたいと思っています。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 介護保険サービスを受けられる量を左右する要介護度の認定に、市町村によってばらつきがあるという趣旨が、2020年3月に全国紙トップで報道されました。コンピュータによる1次判定、先ほどの資料の3ページにあるんですけども、コンピュータによる1次判定を99%の市町村が独自基準で変更していることを指摘され、変更の基準が明文化されておらず、1次判定を受けて2次判定を行う介護認定審査会も非公開であることを問題としていました。

三股町では、独自基準で変更されてはいないのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 認定審査につきましては、都城市の審査会に委託しています、都城市と同じ基準となっています。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 1次判定ではチェックリストをコンピュータに入力し判定され、それをもとに2次判定の介護認定審査会が行われますが、そのときに重要となってくるのが調査時の特記事項です。例えば、排せつは自分でできるが週二、三回は失敗し、掃除は家族が行うとなると、介護の手間がかかっていることになります。

コンピュータで判断できないことを、審査会で判断することとなりますので、調査時の特記事項の記入次第で介護度も変わってきます。

厚生労働省は、要介護認定については、全国一律の基準に基づき客観的公平、公正に行われるべきという見解です。介護認定審査会でどのような案がなされ、要介護の判定が変更されているかは、町は明らかにすべきではないでしょうか。都城市に任せているからそれでいいではなくて、関わっていただけないでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 審査内容につきましては、どのように審査があったかというのは、ちょっと詳しく市のほうに確認していないので、はっきりしたことをお答えすることはできません。申し訳ありません。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 現在、三股町ではケアマネジャーが調査時の立会いが基本できないこととなっています。他市町村ではほとんどが立ち会いますが、令和元年12月議会にお聞きしたとき、当時の課長が認定調査は業者とその家族、調査員で行われるべきであり、そこに利害関係のあるケアマネジャーが立ち会う必要がなく、第三者であるケアマネジャーが調査に関わると調査の公平に疑問が生じるという意見と言われました。調査の公平に疑問が生じると言われたことに憤りを感じました。

先日、宮崎県福祉保健部長寿介護課、黒木様に調査時の立会いについてお聞きしたところ、ケアマネジャーや身近な人が調査に立ち会うことが望ましいとの回答でした。家族やケアマネジャーの要望があるときは立会いをさせていただきたいのですが、いかがお考えでしょうかお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 認定調査にケアマネジャーが立ち会うことができないかということではありますが、要介護認定調査は調査員が調査対象者を訪問し、身体機能、生活機能、認知機能や社会生活への適応など、全国共通の74項目について、実際、両足で立っていられるかとか5メートルほど歩けるかなどを行ってもらったり、本人からの聞き取りによって調査をしています。

また、調査対象者の日ごろの状態を一番よく知っている家族に立会いをお願いし、日ごろの状況の確認を行っています。さらに、普段利用しているサービス事業者の担当者に施設等での状況も確認しているところです。

なお、認定審査会では必要であれば担当ケアマネジャーを呼んで意見を聞くことができるようになっています。そのため、多忙な中、特にケアマネジャーに立ち会っていただく必要はないと思っていますが、しかしながら、独り暮らしで近くに家族がいない方や身寄りのない方、施設等に入所している方の場合は、ケアマネジャーの立会いをお願いする場合があります。

なお、本人や家族がケアマネジャーの立会いを希望するのであれば、拒むこともないのかなというふうに思っています。

いずれにしても、認定調査は公平、公正かつ適切な調査が行われることが最も重要でありますので、その時々状況に応じて立会人の選定が求められるのではないかと考えています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） ということは、本人や家族が希望すれば、これから立ち会ってもいいということですか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 今、先ほど申し上げましたとおり、家族や本人が希望されるのであれば、そのケアマネジャーが立ち会うことが一番調査が適正に行われるというのであれば、うちのほうとしては拒むこともしないのかなというふうに思っています。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） ケアマネジャー会議でそれを言っていただけるとありがたいんですけども、それをちゃんと公表していただけるでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 聞かれた場合は、家族の方と都合をつけていただいて、立ち会ってもらっても構いませんけれども、こちらのほうからケアマネジャーにお願いすることは、立ち会ってくださってお願いすることはいたしませんけれども、別に立ち会っても構わないということも言ってもいいかなというふうに思っています。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） なぜこれを聞くかというと、ケアマネジャーさんからすごく家族から言われている、立ち会ってほしいという声がたくさん上がっているということでした。ケアマネジャーも本当忙しいので、全てを立ち会うことは本当無理ですけど、そういう希望があるときには、立ち会わせていただきたいと思います。

次の質問要旨、②介護サービスの在り方を本町ではどのような課題を検討されているのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 介護サービスの在り方を本町ではどのような課題を検討されているかについてお答えいたします。

第8期介護保険事業計画策定時の調査では、介護サービス提供体制の維持、確保について、本町の要支援、要介護1人当たりの施設、居宅、在宅サービスの利用定員数、人口10万人当たりの事業者数は、全国及び県平均を上回っており、他市町村と比較し、介護サービス提供体制は十分整っているという結果が出ています。

また、自立支援重度化防止の理念に基づき、必要なときに必要なサービスを適量、適切に提供できる町を目指して、介護保険サービスとその他の高齢者福祉サービスを適正に提供していく地

域包括ケアシステムの構築を進めています。

高齢者が増加し、家族関係も複雑化する中で、地域包括ケアシステムの中心的役割を担う地域包括支援センターの業務量が増加しており、自立支援重度化防止につながる介護予防支援に結びつけることができないケースがあるのではないかと懸念しているところもあります。

第8期計画策定のときの町内事業所ケアマネジャーへの調査で、小規模多機能型サービスや短期入所生活介護、リハビリなどのサービス体制が地域に足りていないと感じているという回答もありました。

現在、来年度策定の第9期計画の準備段階として、高齢者の現状把握のための調査を行っています。今後、このデータの分析、精査、整理を行い、地域包括ケアシステムの充実のために足りないサービスや包括支援センターの体制等に必要な施策を高齢者福祉介護保険運営協議会等で検討していきたいというふうに考えています。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） コロナ禍で介護関係は大変な思いをされていると思います。その中で、通所介護や訪問介護の閉鎖となると利用者への影響があります。質問の要旨③県内市町村と比べ1人当たりの介護保険サービス費用の格差はないのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 本町の第1号被保険者1人当たりの給付費月額、令和4年8月サービス提供分で2万2,725円と県内26市町村中、19位となっています。県平均が2万5,128円となっており、他市町村の多くが年々増加しているにも関わらず、本町は減少しています。これは、平成29年度から開始した日常生活支援総合事業軽度生活援助事業等の社会資源の活用及び介護予防事業により、自立支援及び重度化防止が図られた結果、認定率が低下しているためだと思っています。

現在の第8期計画策定の調査では、要支援、要介護者1人当たりの定員数について、特別養護老人ホームなどの施設サービス、認知症グループホームなどの居宅サービス、デイサービスなどの在宅サービス等に全国平均、県平均を上回っています。

加えて、人口10万人に対する在宅サービス事業者数につきましても、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護など、ほとんどの事業者数で全国、県平均を上回っており、本町の介護サービスは充実している状況にあると考えています。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 先日、相談された事例として、相談者は入院していた親が正月早々退院となり、役場へ介護保険申請に行かれ、大変な状況を話されましたが、若手の方が窓口で対応され、分からないところは奥のベテランの人に聞きに行き、対応をされていたようです。

しかし、退院直後なので調査は2週間後と言われたそうです。

相談をされた方は、その2週間を大変な思いをされ、夫婦で介護されました。その後、夫は体調を崩し入院、相談者は疲労困ぱいで食事も取れなくなりました。暫定プランで即座に対応すべき事例です。相談者の思いをどれだけ受け止めることができるか、ただ相談を聞いて手続をするだけが役場の仕事でしょうか、どう思われますか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） ケース・バイ・ケースで、暫定的にサービスを利用するということはできますので、そのように取りこぼしといったら変ですけども、十分なサービスができるようにしたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） この家族は体調まで壊されたんですよ。それを思うと、暫定プランでできたのということですよ。後で家族は知られました。ケアマネジャーがついてから、何で暫定プランで動いてもらわなかったんですかということで、家族は知られたわけです。

だから、役場に不信感しかなくなりますよね、そうなる。だから、新人であろうとも、その責任者です。なので、その辺、暫定プランで動くかどうかは、奥のベテランの方に話を聞きに行かれたときに、一緒に座ってその相談を受入れれば、暫定プランで動けたわけですよ。どうお考えでしょうか。これからの対応をどうされるか、お聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 一人一人の話をよく聞きまして、一番どういうサービスを望まれているのか、どういう方法があるのか検討をして、このようなことがないように気を付けていきたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 相談される方はやっぱり正月早々来るとなると、やっぱりせっぱ詰まった思いだなというのは、しっかり受け止めていただきたいと思います。

次に、2035年時点で介護人材は68万人不足するとの……

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） ですね、すみません。

.....

○議長（指宿 秋廣君） 50分を経過しましたので、引き続きの質問は、堀内和義議員が終わった後に、今の持ち時間を継承して行いたいと思います。

これより休憩に入りますが、1時まで休憩をしたいと思います。

午前11時50分休憩

---

午後1時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位3番、内村議員。

〔10番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（10番 内村 立吉君） 発言順位3番、内村です。通告したことについて、質問していきたいと思います。

新型コロナウイルスの影響で、みんなが不安に包まれやすくなっている状況だと言われております。誰のことでなく、自分のこととして考えてみるのが大切だと言われております。悪意のない言動が人権侵害につながることもあると言われております。この世の中で、2022年度から始まったロシアのウクライナ侵攻、円安に伴う物価高騰、いろんなところに影響が出てきております。

また、新型コロナウイルス対策の行動制限が緩和され、詐欺グループが動きを活発化させていると言われております。まず、コロナの中での本町における消費生活相談内容ということで、相談内容がどのようなことかということで伺いたいと思います。あとは質問席にて質問をしていきたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 本町の消費生活相談についてお答えいたします。

本町では、消費生活相談窓口としまして、元気の杜に三股町福祉消費生活相談センターを設けておりまして、消費生活相談員として国家資格を有する会計年度任用職員1名を配置し、対応しているところであります。

当センターの役割は、消費者から寄せられる悪質商法による被害や、商品事故の苦情等の消費生活相談に対し、問題解決のための助言、あっせんを行うものであります。

相談の状況につきましては、担当課長のほうから回答いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、当センターの相談状況についてお答えいたします。

当センターの前年度と本年度1月までの相談状況でみますと、本年度1月までの相談件数は43件、前年度同期に比べ18件減少している状況でございます。

相談の分類としましては、契約、解約に関する事項が26件で最も多く、全体の約60.5%、次に販売方法に関する事項が8件、18.6%となっております。この傾向につきましては、前年度と同じ傾向にあるようでございます。また、全国、宮崎県と比較しても、率は異なるものの

同じ傾向にあるようです。

次に、本町の特徴的な傾向としましては、販売、購入形態において、本町は店舗購入が14件の32.6%を最も多く、通信販売が8件の18.6%、訪問販売は2件の5%となっており、前年度と同じ傾向にあるようですが、全国、宮崎県では通信販売が最も多く、次に店舗購入となっており、順位が逆転する傾向にあります。

また、相談者の性別でみると、全国、宮崎県に比べ本町は男性からの相談が多いこと、年代別では全国で50歳以上が多いようですが、宮崎県、本町では60歳以上の方が多くございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 1月現在で43件、18件減少しているちゅうような状況ですね。これはどういうことがいえるのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） その状況判断としては、私の専門ではないので分からないし、また消費生活相談センターの方にもその辺はお聞きしておりませんが、どうなんでしょうか。要因というのはちょっと減少したか、それは分からない、分析していないというところでお答えしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 本町の特徴として男性が多いというようなことですね。これ、何かやっぱり分かるようなことがあったら教えていただきたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） その件に関しても、性別で三股は男性が多いという状況はあるんですけど、その理由としては分析もしておりませんし、相談の職員のほうにもその辺は確認もしておりません。すみません。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 分かりました。次に行きます。

トラブル被害がいろいろと多いわけですが、なかなかトラブルを解決するにはなかなか難しい状況なわけですが、以前はいろいろと高齢者という方が多かったというような状況ですが、トラブル被害について、近年若い人の被害が増えている状況だと思います。18歳以下の消費トラブル件数の推移と事例ということで伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） ご質問につきましては18歳以下ということでございますけれども、

消費生活相談センターでは20歳以下という数字しかございませんので、そちらのほうでご報告させていただきたいと思います。

本町の本年度1月期までにおける年代別の相談件数を見ますと、まず70歳以上が11件、60歳代が8件、ついで20歳代、30歳代がそれぞれ5件となっております。20歳未満の相談につきましては、前年度を含めゼロ件でございました。

ここでは、宮崎県における20歳未満の相談状況を申し上げます。本年度は1月期までに173件の相談があり、全体の2.8%の割合となっているようです。前年度同期の3.4%に比べて0.6ポイント減少しているようでございます。

相談内容の傾向としましては、20歳未満は教養、娯楽品、化粧品、20歳では美容、融資サービス契約の内容が多いようです。若い世代の特徴としましては、何らかの形でインターネットが関与していることが報告されているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 今、いろいろと答弁がありましたけど、今、一番問題になっているのはインターネットの被害状況じゃないかと思っております。やっぱりいろいろと後で気づいたとか、いろいろと送られてきて、今の被害、いろんな被害状況でもインターネットを利用した被害が多発しております。

その様な中で、やっぱりいろんなこと、体にも悪いというようなことも言われておりますので、なかなか難しい状況ですけども、これにつきましても、いろいろと問題解決に向けては、なかなか難しい状況だと思っております。

次に行きまして、特殊被害の防止対策ということで伺いたいと思っておりますけど、まさに2022年度に特殊被害が、前年に比べて、79億4,000万円、28.2%、361億4,000万ということで言われております。8年ぶりに増加したということが言われております。認知件数は、20.8%増加の1万7,520件、2年連続増加ということでもあります。

本町における特殊詐欺被害の防止対策ということで、取組状況について伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 特殊詐欺被害の防止対策の取組についてお答えしたいと思います。

まず詐欺についてなんですけども、詐欺とはということで、他人をだまして金品等を奪ったり、損害を与えたりする犯罪行為でありまして、一般的に知人、顔の分かる間柄で発生する事案を示すものでございます。知らない者同士で発生する、相手の見えない事案を特殊詐欺というふうに言っているようでございます。例えば、オレオレ詐欺とか、還付金詐欺、そして各料金の請求詐欺などが該当するものでございます。

本来、詐欺は刑法によるもので、警察が取扱う事案でございます。消費生活相談では、民事による契約トラブルの解決が基本ですが、風潮としまして、詐欺も消費生活相談という流れもあるようでございます。三股交番の情報によりますと、令和4年に2件の詐欺事件が発生していますが、特殊詐欺に該当するかは確認できなかつたところでございます。

特殊詐欺被害の防止の取組につきましては、警察と三股町福祉消費生活相談センターとの情報の共有や連携を図り、回覧、広報、ホームページを活用しながら、被害防止の啓発に取り組んでいきたいというふうに考えています。

直近では、今年2月下旬に、県警察本部から詐欺に関する注意喚起の連絡がありましたので、3月1日付回覧にて注意喚起を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 本町においては、特殊詐欺は認められなかつたということですが、やっぱり先ほども申しましたように、いろいろなネットの被害とかいろいろ後で気づいたというようなことが多い状況ですから、今後も防止対策にやっぱり万全な状態で取り組んでいただければと思っております。

その中で、畜産について伺います。優良牛導入についてということで伺っております。

優良牛導入につきましては、市場性や遺伝的、能力の高い家畜導入を行い、地域内の家畜改良促進、増産を推進、進めることができたとあります。肉用牛繁殖導入については、郡品導入、供卵牛産子導入、供卵牛について、12月議会で質問をしております。

郡品導入事業については、内容を伺っています。答弁としまして、郡品導入事業については、町内で生産され、本町から郡市共進会に出品した、雌牛8か月以上、12か月齢未満を導入し、繁殖に供することが条件ということで答弁をいただいております。

まず、私のほうからいろいろと言わせていただきますけど、和牛につきましては、まず血統が大きく重視されます。購買者は血統を重視し、発育、肉質を求めての選定になります。次に、その成績、データをもとに、成績のいい牛は、現在、自家保留する人が増えております。郡市の共進会で入賞しても、市場に出さない人もいます。自家保留ということになります。

郡市の共進会后、市場に出荷するまでの期間があり、この期間中、牛が伸びる牛、大きくなる牛、伸びない牛、比較して入賞した牛と入賞しない牛の差が出てくる牛もいます。見違える牛もいます。

以上のようなことから、購買者はスーパー種雄牛というようなことになりますけど購買になります。市場においてもたくさんの牛がいますので、購買者は見比べます。選定について比較をしております。購買者はバイヤーといいますけど、見る目が非常に優れております。購買者はです

ね。この中で質問をしていきます。

都城市では出品牛導入については、都城、三股、どちらの牛を導入してもいいことになっております。本町においても、条件を限定しないで導入してもいいということにできないかということで、伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 畜産に関わる優良牛導入制度についてお答えいたします。

郡市和牛共進会出品牛の導入事業でございますが、こちらは、今、議員がおっしゃられたとおり、町内で生産され、本町から郡市和牛共進会に出品した雌子牛8か月以上、12か月齢未満を導入し、繁殖に供することが条件となっているところでございます。

本事業はもともと、町内の優秀な子牛の町外流出防止と地元保留を推進し、地域における家畜の改良、増殖を図ることが主な目的でございます。補助対象牛については、町内産であることが一つの条件となっているところでございます。

この補助対象牛につきまして、町内産だけでなく、都城管内の子牛まで対象範囲を広げることも考えられますが、先ほどご説明いたしましたとおり、優秀な子牛の町外流出防止と地元保留の推進といった、当初設定した事業目的との整合性を確認する必要があるかと思います。

また、予算にも限りがあることから、補助対象牛が増えることになり、今まで受け取っていた補助金の額が少なくなることも想定されます。このことにより、導入する際の農家の負担割合が増え、優秀な町内産の子牛の買い控えにつながる恐れもございます。

現在、畜産農家を取り巻く状況は、飼料及び原油価格などの高騰により、安定した畜産経営の継続が危ぶまれる状況にございます。いずれにいたしましても、畜産農家の方々が利用しやすい補助金となるよう、三股町和牛生産部会の方にもご意見などをいただきながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 今、町内のいい牛の町外流出を防ぐちゅうようなことを言われたわけですがけれども、いい牛がおったら、どこまでも購買者は買いに行くんですよね。やっぱり、今、牛も流行りという、そのときの人気、種雄牛というスーパー種雄牛がいるわけですがけれども、今、日本全国で高いところは、東北、北海道、島根、鳥取、岐阜、その辺が高いですよね。九州は非常に価格が落ち込んでいるわけ、平均価格も落ち込んでいるし、その中で、やっぱりいい牛がおったときには、九州でも鹿児島県の薩摩地区辺、あっくら一带まで買いに行ったりしているわけですよ。そのような限定した考え方では、これから先、やっぱりよそのほう、いい牛を導入しても、そのような形で一貫した考えでない、やっぱり郡品とかいったときには、やっぱり見比べる可能性がある。やっぱり、その中で比較する。

先ほど申しましたように、共進会があつてから、その中で伸びる牛と伸びない牛がいる。そう  
いったときには逆転している。あっちのほうがいいんだけど、こっちのほうがいいちゅうような  
ことも出てくるから、具体的には、そういう限定した考え方は捨ててオープンにして、そういう  
どちらでも買える状態にはできないか。今、生産者の声がそういう声が多いわけですよ。前から  
そういう生産者の声があつたんですよ。

その中で、今後そういうことの解決策に向けての対策というのは考えられないか、伺いたいと  
思います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 購買者の方は、確かに血統を重視されて、いろんなところにも  
買いに行かれておりますが、その中でも、三股町の中でも供卵牛導入という形で、県外の血統の  
いい牛を買ってきて、宮崎県の血統のいい牛をつけて受精卵を採取して、受精卵移植を行って  
いく事業も行っているところでございます。

そうやって、町内で繁殖素牛の血統のいい牛を育てていくということも行っておりまして、そ  
の産子についても、町内に残して新しい血統、人気の高い血統を市場性に合うように改良を進め  
ているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） これは生産者の声も聞かれているわけですかね。そして、その  
中でそういう対策的なことも議論された結果が、こういう結果になっているわけですかね。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） この供卵牛導入に当たりましては、町の新生産技術推進協議会  
というところがございまして、その中で、どういう血統の牛を導入するかと、肉用牛の改良増殖  
を図るため、受精卵移植等の新生産技術を積極的に活用しているところでございまして、その中  
の技術員という方から、受精師の方から生産者の方、獣医さんを含めて検討した上で、あとこう  
いう供卵牛を導入したい方というのを公募しまして、その中から計画的に、二、三頭ぐらいずつ  
導入いたしまして、供卵牛導入を行っているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 郡品導入について、もう1回こういうことを、このようなこと  
は生産者からもあるから、こういうことで限定しないで、改良しないことの議論はできないで  
かね。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 先ほども言いましたように、和牛生産部会とか、その辺りの意  
見を聞きながら、また検討も進めてまいりたいと思いますが、先ほど言いましたように、都城市

のほうは郡品のほうの導入に対しては、優秀な優等1席とか優等の牛には幾ら、1等の牛には幾ら、2等を出さないとか、そういう予算制限を設けておりますが、三股町の場合は、郡品に出た牛については、同等で取扱いをしているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） これは一長一短あるかと思えますけど、やっぱりこれはいろいろと議論をしていただきたいと思えます。

供卵牛についても、先ほど答えられましたけど、同じようなことが言えますので、供卵牛については質問はしていきませんので、次の質問に入らせていただきます。

盗難についてということであります。

今、全国的に農業機械の盗難が増しているというようなことが明らかになっております。そして、肥料価格が高騰する中、農家が肥料を盗まれる被害が、各地で相次いでいるということでもあります。本町における農機具盗難、肥料盗難はないかということでも伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 農業者の機械盗難、肥料盗難はないかにつきましてお答えいたします。

現在、農業用トラクターといった農業機械の盗難被害につきましては、JA都城、三股支所及び農家の方々にも確認いたしました。近年は、盗難の被害は把握できていないところでございます。数年前には、トラクターが取られたという話は聞いたことがございますが、近年においては、肥料盗難につきましても、そういう報告は受けていないところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 近年について、そういう被害はないということですけど、肥料盗難もないということですね。結局、本当はないわけですけど、今後の対策として、やっぱり、今、全国的にいろいろ盗難とかあるちゅうなことを情報を得ておりますので、その中で私のほうに述べさせていただきます。

農機具盗難の内容につきまして、業者から中古のトラクターを買ったら、盗品だったというようなことがあるということでありまして、業者によると中古機械は品薄状態で、需要が高く価格が上がっているということでもあります。一般的に盗品を買くと、次から次に盗品を売りつけられる可能性があるというようなことでもあります。それで、疑わしき商品には絶対に手を出してはいけないということになっております。やっぱり中古機械に限らず、トラブルを避けるために、きちんと販売会社から買うということ、伝票や契約書を出さない業者とは取引を避けてほしいというようなことですね。誰が相手でも怪しい点がないか、自身で判断することが重要であるということも言われています。これは農機具のそういう流通に詳しい方からの意見ということでありま

す。

肥料の盗難につきましても、倉庫から盗まれる被害がある。肥料価格の高騰もあり、転売目的でもあるというようなことを言われています。まず人目につかないこと、鍵をかけることというようなことが言われています。そのほかに、盗難以外にも、今、農業機械の転落、転倒、多発しているちゅうような状況であります。私のほうにそういう情報を得ておりますので、今後、参考にしてもらえればと思っておりますけれども、原因を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 盗難被害を防止するために、農家の皆様方に対しまして、警報機、ハンドロック等の物理的な盗難防止対策はもちろんのこと、防犯灯及び防犯カメラの設置、保管倉庫に鍵をかける等、また万が一に備え、車体番号、型番の記録、農業機械の盗難等を保障する共済、自動車共済、農機具共済や保険等に加入していただくようについて、啓発していきたいと考えているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 以上、いろいろと参考にしてもらって、いろんところで、やっぱり後でしまったということがないように、参考にしてもらえればいいかと思っております。

次に、最近ですけど、小中学校の運営における通帳の管理、確認状況ということで伺いたいと思います。

都城市の中学校で、学校文集の基金やPTAの会計の通帳が何冊かなくなって、1,200万円の使途不明金が判明したということでもあります。金融機関から数回にわたり引き出されているということでもあります。

市の教育委員会は、準公金管理マニュアルということ、毎月点検するよということでも求めたということでもありますが、学校側が徹底されていなかったということでもあります。

今回のこの通帳使途不明金について、学校側が管理がなされていなかったということですけども、教育委員会としても確認をしていなかったということでもありますので、本町におけるこの小中学校の運営上の通帳の管理、点検ということについて、どのようであるか。各学校の調査ということはどのようであるか、お伺いしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 小中学校の運営における通帳管理の確認についてのご質問にお答えいたします。

町内小中学校における公金、準公金、または公物の取扱いにつきましては、県教育委員会から各学校に対しまして教職員課が毎年度定める学校におけるコンプライアンス重点遵守事項の中に、金銭の出入れについても確認するように指示が出されております。

また、毎月5月に、南部教育事務所が主催する校長会の中でも、不祥事の根治的課題に対する留意事項として、準公金等の不適正な取扱い防止について示され、これが各学校に勤務する職員にも指示されることになっております。

町教育委員会といたしましても、定期的で開催している学校事務研修会の中で、準公金の取扱いについては機会あるごとに状況を把握し、適正な取扱いをするよう指導してまいりました。

今回の報道を受けまして、町教育委員会では、2月16日の公金等の取扱事務についての副町長通知を受けまして、各学校の通帳の取扱いについて調査を実施いたしました。

調査の結果、どの学校においても通帳及び通帳印は、金庫に保管されておりました。出金に際しての取扱いは、処理方法の違いはありますが、適正に処理されていることを確認いたしました。

今後は、さらに適正であるための取組として、2月22日に臨時の町共同学校事務室を開催し、他自治体教育委員会が定めています準公金マニュアルについて、勉強会をしております。今後、町教育委員会では、学校での準公金マニュアルを策定してまいります。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 適正に処理されていたちゅうことですけど、マニュアルでこれからまたやっていくちゅうことですけど、やっぱり最近のことですけどね、こういうことがないようにやっていただきたいと思います。

次に、1月22日に行われたみまたん霧島パノラマまらそんということで、概要ということですけども、この頃は非常に寒い時期でもありまして、この冬最大の寒波ということでありました。その中で、天候が非常に左右されますけど、体調管理いろいろありますけど、反省点もいろいろあったかと思います。意見もいろいろ伺えたんじゃないかと思っております。

その中で総体的に含めて、今後の対策も含めて内容ということで、全体的なことちゅうことで伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） みまたん霧島パノラマまらそんの内容はどのようであったのかのご質問にお答えいたします。

今回、3年ぶりの開催となりました第6回みまたん霧島パノラマまらそんは、新型コロナウイルス感染症対策として、ハーフマラソン1種目のみの開催となりました。今大会には、町内88人、町外821人の909人のエントリーがありました。

大会当日は、自治公民館や地域の皆さん、町内外の学生の皆さんによる給水所運営や、大会会場運営など、総勢600名を超えるボランティアの方々にご協力をいただきました。また、メイン会場では、三股中学校吹奏楽部の歓迎演奏や、よかもん朝市を開催し、ご来場の皆様をお迎えいたしました。

その結果、ランナーからは、「沿道の途切れのない応援が励みになった」「応援することを楽しんでいる感じが感じられた」「来年も参加したい」とのご意見をいただいております。

一方、大会当日の交通規制に関して、コース周辺の町民の皆様には、多大なるご協力をいただいた反面、事前の交通規制周知など、会場周辺の事業者等への配慮が欠けていたこと、また交通整理員並びに誘導スタッフとの連携が不足していたことなどにより、通行にご不便をきたさせてしまいご迷惑をおかけしたことも反省点であります。

このパノラマまらそんは、おもてなしをアピールする大会としても位置づけておりますが、ランナーに喜んでいただくためには、ランナーを受入れる側の町民の皆様にも、ご理解やご協力をいただいた上で開催することが大変重要であります。

次回大会では、今回の反省点を十分に考慮しながら、計画や準備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 全体的に大きなあれがなかったんですけども、反省点を踏まえながら、また今後もコロナが収まったら、また大体的にやっていかれるんじゃないかと思っておりますけれども、これでいろいろと反省点もあるかと思っておりますけれども、やっていただきたいと思っております。これで終わりたいと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） これより14時まで本会議を休憩いたします。

午後1時35分休憩

午後2時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位4番、堀内義郎議員。

〔9番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（9番 堀内 義郎君） 発言順位4番、堀内義郎です。

早速、通告していましたが小中学校のマスク着用についてお伺いします。

コロナ禍での暮らしが約3年に及びましたが、2月中旬にも政府の新たなマスク着用を大幅に緩和する指針がまとまりました。全員の着席が可能な新幹線や高速バスでは外すことを容認し、混雑した電車やバスの乗車時のほか、家族に感染者がいたり、医療機関や高齢者施設を訪問したりする場合などは着用を推奨すると言われ、学校現場でも着用を求めないこととしたということですが、卒業シーズンを迎え、学校の卒業式でのマスクについては、着用せず出席する

ことが基本と通知を受け、一生一度の晴れ舞台に臨む子どもの表情が見たいと歓迎する声がある一方、学校生活に定着していたマスクをいきなり外すには抵抗感があるなど、困惑の声が交錯しているとあります。

特に、今春卒業する中学生は、入学時から同級生の姿をほとんど見られないまま卒業式を迎えますが、本町としての対応として卒業式について、卒業生、教職員、在校生のマスク着用についての対応はどうされるのかお伺いいたします。

あとの質問は質問席にて行いますので、よろしくをお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 卒業式での卒業生、教職員、在校生のマスク着用についてのご質問にお答えします。

卒業式におけるマスクの着用については、国は2月10日付で児童生徒及び教職員については、入退場、式辞、祝辞等、卒業証書授与、送辞、答辞の場面など、式典全体を通してマスクを外すことを基本とする。来賓や保護者等はマスクを着用するとの方針を示しました。

また、宮崎県の方針は2月13日付で、国が示した場面等ではマスクを外しても差し支えないと示したところがございます。これらの国及び県の方針を受け、町教委員会としましては、各小中学校に対し、卒業生及び教職員は入退場、卒業証書授与等の場面においては、マスクを外しても差し支えないこととして通知したところがございます。

また、児童生徒等の中には、基礎疾患があるなど様々な事情により、マスクの着用を希望したり、また健康上の理由等によりマスクを着用できなかつたりする場合もあることなどから、マスクの着用の有無による偏見等がないよう適切に指導するよう併せて通知しました。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 今、答弁があったんですけれども、卒業生、教職員については、入退場、卒業証書授与とか外すことということであったんですけれども、在校生も同じということではよろしいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） マスクを外すことが差し支えないということで、こちらから通知しておりますので、学校の判断でマスクを着用する、着用しないということにはなるとは思いますが、在校生につきましては、こちらとしましては基本マスクを着用するということで考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 冒頭言いましたとおり、特に卒業する中学生においては、入学当時からマスク着用で同級生の顔を見る機会がなかったということで、今回、卒業式については、外すことを許すということでもありますので、ひととおり卒業する生徒については、これはいいの

かなと思っているんですけども、次になるんですけども、保護者の来賓の参加人数の制限とマスク着用についての問いですけども、対応はどうされるのか、今月16日も中学校卒業式、23日は小学校の卒業式を控えているんですけども、どう対応するのかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 保護者、来賓の参加人数の制限とマスクの着用についてご質問にお答えします。

保護者や来賓等に対しましては、マスク着用を求め着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保することとしております。その上で、感染対策のために来賓や保護者等の参加人数の制限は必要ないとしております。

しかしながら、座席間の距離を確保できなかつたり、十分な換気等を行うことができなかつたりすることが想定されます。そのため、来賓、保護者ともに、それぞれの学校の実情により、参加人数の制限をさせていただくことになります。

今のところ、学校からお聞きしている来賓につきましては、教育委員会、PTA会長ということで限定をされているところがあります。

また、三股西小につきましては、学校評議員を来賓として呼び出すということでお聞きしているところです。また、保護者につきましても、2名までということ制限をさせていただいている学校が5つ、制限がないところが2校ということになっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 中学校とか、大きい学校、西小学校、三股小学校とか大規模学校については、来賓とかの人数制限、保護者の必要かなと思うんですけども、梶山とか長田とか宮村については、余り密になることはないと思うんですけども、私としては、できれば3年間、入学式も運動会とかそういうのもなかったものですから、ぜひ呼んでほしいなという気持ちがあるんですけども、そういったことについてはどうか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 卒業式につきましては、事前にも案内等もしているという関係もありまして、これまでどおりで進めさせていただきたいというふうに考えているところです。

入学式につきましては、今後検討することになっております。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 卒業式については、ほとんど決まっているということでありまして、入学式はまた通常どおり戻るような現状になるかと思っておりますので、ぜひ呼んでほしいかと思っているところでございます。

次の質問になりますけれども、4月以降のマスク着用については、原則、学校教育活動では求めないとあります。また、登校時でも同じ対応ということでもいいのかお伺いしますけれども、登校時のマスク着用については、以前コロナの感染の急増で児童生徒にも感染が広まった頃に着用するというので質問させていただきました。今回は原則求めないということの質問になります。登校時の対応についてはどう対応されるのか、お伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 4月以降のマスク着用についてのご質問にお答えします。

既にご承知のように、令和5年3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねられることになりました。学校教育活動の実施に当たっても、マスクの着用を求めないことを基本とするなどとなっておりますが、具体的な留意事項等については、今後、通知されることとなっております。

体育の授業、運動部活動、登下校の際には、マスクの着用は必要ない場面として既に示しておりますことから、本町におきましても登下校の際のマスク着用を一律には求めておりません。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 分かりました。登下校については求めないということで、あと特に4月から新1年生になる児童について、このことについて求めないということ。保護者が着けて登下校したのがいいのか、戸惑いの声とかいろいろあると思うんですけども、そういったことで着けてないから着けたからといじめにつながらないようにしていただきたいと思いますが、このようなことについての通達ですか、そういったことはどう連絡とか行うのかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 町教育委員会として直接保護者等に連絡することはありませんが、学校のほうを通してそのことについては連絡をされるというふうに思っているところです。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 着ける着けないのことで、いじめとかそういった危惧がありますので、そういうことがないようにお願いしたいと思うんですけども、あと登下校時の見守り、交通安全をされる指導員の方にも、そういった基本的には求めないということを、ぜひ連絡してほしいかと思えます。

要するに、子供が着けたり着けていなかったりしていると、それにちょっと合わせなければまずいのかなと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思えます。

次の質問になりますが、先ほどもみまたん霧島パノラマまらそんについての質問が出ましたが、私も大会当時、沿道にて応援させていただきました。当日は昼から雨模様の天気の中で、何とか

持ちこたえた大会でありましたけれども、今回は909名の参加があったということでありまして、通行止めについてちょっとお聞きしたいと思いますけれども、周辺の住民にご理解、ご協力を得るため、事前にお知らせなど、周知徹底はされていたのか、お伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） みまたん霧島パノラマまらそんについて、大会に伴う通行止めについて、周辺の住民にご理解を得るため、事前にお知らせなど、周知徹底はなされたのかのご質問にお答えいたします。

まず、10月7日からパノラマまらそん公式サイトに、交通規制について掲載を開始いたしました。次に、12月15日号回覧に交通規制のお知らせを掲載いたしました。そして、1月6日に町内173か所、大きいものが27か所、小さいものが146か所でございます。

そして、都城市幹線道路沿いに6か所、都城市山之口町に5か所、日南市に6か所の看板を設置いたしました。大会9日前の1月13日には、大会会場西側の住宅及び東側の上米地域のコース沿いの住宅へ、交通規制案内図の配布を行うとともに、大会3日前からは、広報車による案内を町内で実施いたしました。最後に、大会前日の午後6時と当日の午前7時に、町の防災行政無線による大会交通規制の町内放送を行いました。

しかしながら、大会後、周知が十分でなかったことも浮き彫りとなりました。次回大会へ向けての周知方法等を再検討し、町民の皆様のご理解とご協力のもと、自立と協働で創る元気なまち三股に寄与する大会となるよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 周知については、ホームページとか回覧板、周辺の住民の方に案内図の配布とか、防災無線でも放送したということでもありますけれども、次になるんですけども、通行止めの看板設置についてですけど、何か所か通行止めの看板が設置されました。その中に時間が書いてあるんですけど、何時から何時までは通行できませんので、ご協力くださいというんですけども、要として時間だけでなく、コースの地図も掲げるべきではないかと思うんですけども、迂回するときとかそういったときどこが通れるのかというのものもあるかと思いますが、これについてお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 通行止めの看板設置について、時間だけではなくコースの地図も掲げるべきではないかのご質問にお答えいたします。

今回設置いたしました看板には、大会の実施及び時間規制の案内を掲示しておりました。ご指摘のコース地図も含め、自動車のドライバーが分かりやすい掲示の仕方を今後検討し、来年度に

向けたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） ぜひ協力を得るために掲げるようお願いしたいと思います。

次になるんですけども、通行止めについて、先ほども言っていました、周辺の住民に緊急や急用などで通行できるように配慮として、例えば通行証、許可証などの事前発行を行うべきではないかお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） コース周辺の通行止めについて、周辺の住民に緊急や急用などで通行できるように配慮して、通行許可証等の事前発行を行うべきではないかとのことのご質問にお答えいたします。

先ほどお答えいたしましたとおり、大会の交通規制につきましては、公式サイトへの掲載、回覧、看板設置、会場周辺住宅への交通規制図、ポスティング等を実施いたしました。しかしながら、区間によっては全面通行止めを要する道路もありますので、緊急時の配慮につきましては必須と考えております。

今大会におきましても、交通整理員の代表者には、緊急車両を最優先させること、ランナーの安全を確保すること、安全が確保された場合は歩行者や車両を横断させることなどを報道で伝えておりましたが、交通整理員約150人全員への周知がなされているとはいえない状況でございました。

今後は緊急時の対応マニュアルを作成し、大会運営における任務の明確化と連絡体制を整え、ご提案の通行許可証はなくても必要に応じて通行できるような対応をし、町民とともに開催する大会としてランナーをお迎えしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） できれば許可証みたいのがあればいいんですけども、マニュアルを整え、連絡とかを十分に行って進めていくということをお願いしたいと思うんですけども、今回、あぜ焼きと日にちが重なり、午前中にも農家さんのほうから草刈りがあって、現場に行きたいんですけどもちょっと行けない。あるいは畜産農家のほうから、家畜が病気のために畜舎に入りたくないんですけども、すぐ目の前に見えているにもかかわらず、ちょっと通行止めになって返されてしまったということがありました。そういったことが、今後の反省点だと思いますけれども、要するにマラソン大会においては、選手の皆さんの協力も必要ですけども、地元のご理解と協力が欠かせないかと思っていますので、今後よろしくお願ひしたいと思いますが、

町長にちょっとお伺いしますが、施政方針でパノラマまらそんについては反省点を踏まえ、次に生かしたいというようなことを言われましたけれども、今回の大会において所感があれば、一言何かお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今回3年ぶりという大会の実施でございました。1回、2回、3回、4回と歴史を積み重ねて、大変全国にPRできるような大きな大会になりそうだなと、三股町を発信できる大会だなというふうに認識しております。

今回も栃木のほうからも来られまして、南のほうは沖縄というようなことでございますので、やはりこの大会をしっかりと三股町の存在をアピールする。そしてまた三股町を発信する大会として、今後とも継続していきたいと、そのためにやはりボランティア含め、町民の皆様のご理解が必要ですので、先ほど反省点もございました。そういうところもしっかり踏まえながら、また皆様方のご理解、ご支援をいただきたいというふうに考えています。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問になりますけれども、空き家等対策についてお伺いいたします。

空き家については、2月半ばに、2地区の公民館長、顧問の皆さんと地区が抱える課題等について、意見交換が私のほうであったんですけども、この中で出たのが、少子高齢化や公民館加入、空き家等の増加等の問題点との意見が出ました。

地元地区の空き家実態調査された方からも、町内全体空き家が増えているとのご意見がありました。空き家と情報バンクの取り組み状況と、成果はどうかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 空き家バンクの取組状況と成果はどうか、そのご質問についてお答えいたします。

空き家バンクの掲載件数についてであります。現在、空き家5件、うち1件は前年度繰越分になります。それと宅地1件の計6件を掲載いたしております。これまで物件への問合せはございますが、成約には至っていないところでございます。

なお、過去5年間の実績を申し上げますと、平成29年度から令和3年度までに19件登録し、18件成約いたしているところでございます。

今年度の取組といたしましては、空き家バンク制度を広く周知するために、昨年4月の固定資産税の納付通知と一緒に、空き家バンク登録案内の文書を同封いたしました。その数は1万1,522通でした。その効果もあり、今年度はこれまでと比べ、物件登録に関して電話での問合せや、直接窓口を訪れて相談される方が多くなったところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） いろいろ登録件数や成約件数が増えたということではありますが、次になるんですが、三股町空き家等対策計画についてですけども、空き家等の解体、除去について、町独自の支援を行うべきではないかについてお伺いします。

通告後、新年度予算が計上されましたけれども、内容についてお伺いしたいと思います。先ほど言いましたとおり、公民館長さんとの意見交換の中で、今後の児童数、子供の数が増えない、高齢化が急速に進展するという予測が2地区にはありまして、また農振がかかってどこでも家が建てられない。また空き家が増え続けている現状があるということが課題だと言われました。本町でも空き家等が増え続けて、昨年、空き家等対策計画を策定されましたが、中でも空き家等の有効活用に関する中で、除去跡地利用の支援として、空き家等の解体、除去に関しての町独自の支援制度を検討するとあり、今回計上されましたけれども、内容についてお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 三股町空き家対策計画について、空き家等の解体、除去に関して町独自の支援を行うべきではないか、との質問にお答えいたします。

本町における空き家対策につきましては、昨年度、空き家等の実態調査を実施し、12月に空き家等対策計画を策定したところでございます。計画におきましては、空き家等の所有者または管理者が自己の責任において管理することを前提とし、管理不全な空き家等の発生を抑制すること、空き家等の適切な管理を促進すること、空き家等を有効活用することの3つを基本方針として定め、施策の方向性や具体的な取組をお示ししているところでございます。

ご指摘の空き家等の解体、除去に対する支援につきましては、来年度の当初予算案において、国の社会資本整備総合交付金を財源に、老朽化等により居住することが困難であるものとか、周辺環境への影響が大きい空き家等の除却に対する支援を行う空き家再生等推進事業に取り組むこととしております。

さらに、専門的な知識を持つ関係団体との連携を図りながら、空き家の管理や流通、相続等の空き家に関する相談会やセミナーを開催し、相談体制の拡充や情報提供の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、三股町空屋等対策計画に基づきまして、関係団体や地元の公民館等と連携しながら、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 立地適正化計画ですけども、この中で、居住誘導区域というのが

あるんですが、高い生活制限性を有している区域や、人口増加の見込まれる区域や、都市基盤が整備されている区域を設定したとあるんですけども、この対象としては、居住誘導区域とはもう関係なく、支援するのかどうかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 今議員ご指摘のございました居住誘導区域につきましては当然、対象になるんですが、一応、今の——まだ来年度、その補助の内容について検討させていただきますが、現在今こちらのほうで考えている案としましては、居住誘導区域内と居住誘導区域外で若干差を設けるような形で、居住誘導区域内のほうが若干優遇されるような形でですね、補助を行っていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 一応、参考としてですね、その空き家の解体助成をしているところ、お隣の都城市さんですか——に、ちょっとお話をお伺いさせていただきました。昨年度予算化されたということで、土木ですか、その方にお聞きしたんですけれども、一応こういったパンフレットをもらったんですけれども、当都城市とすれば、古い空き家等の解体工事の補助をしますということで、都城市立地適正化計画の計画に定めた居住誘導区域内にあるもの、あるいは建物用途に住宅が含まれるもの、国の基準により不良住宅と判定されたものを補助するというで、解体の費用の2分の1、最大で75万円まで補助するということであります。

また、鹿児島県の曾於市でもですね、以前から除去の助成をしているということで、工事費が30万円以上で最高30万円補助しますということで、都城市さんについては大体20件ぐらいの実績があった。あと、曾於市さんについては結構な件数の実績があったということで伺ったんですけれども、この予算の中に145万ですか、計上されていますが、1件当たりの助成額とか件数のことについてはどう見込んでいるのかをお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） あくまで補助の内容は来年度改めてしっかり検討させていただこうと思っているんですが、現在考えている案としましては、今145万円の内訳としましては、居住誘導区域内を50万円を上限としまして2件、居住誘導区域外を45万円を上限としまして1件、合計で145万円を計上させていただいております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 居住誘導地域合わせて3件で145万ということですね。

あと、説明のほうに、同じ敷地内にある工作物は除去解体費に含まれないとありますけれども、

例えば車庫とか倉庫も含まないということによろしいのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 現時点では基本的に住宅を対象にしたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） まず、助成が出るということで、今後また、今は3件見込んでい  
るということでありますけど、また件数が来年度からまた増えてくるかと思えますので、優良、  
不良を問わずですね、また件数とか助成額の額がまた増えるようお願いしたいと思えます。

次の質問になりますが、植木児童プールについてお伺いしますけれども、前議員もありました  
が、委員会のほうでですね、私も文教厚生委員ですけれども、昨年、児童館のエアコン調査という  
ことで視察させていただきました。どの建屋もまた古くてですね、特に隣接するプールのある児  
童館、蓼池、今市プールが、児童館にプールがあったんですけども、今コロナで全然使われてな  
いということでありました。

特に、植木児童館のプールについては、近所の人にお話を聞かせていただいたんですけども、  
以前から利用されておらず、水がたまって、安全面や環境面で特に、夏場に蚊やカエルの発生が、  
カエルの声がうるさいと近所から苦情があったということで、職員が水を抜き取ったり、昨年で  
すね、昨年にも管理のために無駄な経費がかかっている状況であるということであります。

植木児童プールについて、植木児童館なりにプールは利用されていないということでありま  
すけれども、管理や児童の安全の面でも危惧されるということをお聞きしますけれども、解体できな  
いのか、お伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） 植木児童館内の児童プールは、昭和44年に建設されていますが、  
現在は使用しておらず、プールに水をためずにですね、管理しているところです。

以前は、おっしゃられたとおり、雨によりプールに雨水がたまり、蚊などの害虫の発生を防ぐ  
ために、その都度、ポンプなどを使用して排水作業を行ってまいりましたが、去年の8月にプー  
ルの排水修理を実施したことにより、雨水がたまることが解消され、児童の安全面においても危  
険を排除することができました。

プールの解体・撤去については、公共施設等総合管理計画に沿って今後検討してまいりたいと  
存じます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） もうぜひ、利用する児童にですね、けがとか事故の起こらないように、また児童館については民間移行の話があるんですけども、民間移行するにしても、建て替えとか検討がされるんですけども、いずれにせよ安全面、環境面を考慮すると早めの何らかの対策が必要かと思っておりますので、それら含めて今後検討方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） これより14時45分まで休憩をいたします。

午後2時33分休憩

午後2時45分再開

○議長（指宿 秋廣君） 会議を再開します。

ここで、執行部より発言を求められております。2つの課ですので、よろしくお願ひします。

まず最初、環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） 先ほど、堀内和義議員の質問の中で、生ごみの1世帯当たりの処理費用で1万2,600円と回答しましたが、1,260円の間違いでありました。

また、類似施設につきましては、1978年から2002年までの資料ですが、自治体が、全国の自治体が33ありまして、2002年までに終了した自治体が11であります。県内での類似施設は小林市のバイオマスセンター、国富町のクリーンセンター、綾町の生ゴミ堆肥化施設ありますが、建設費も1億から11億円程度かかり、維持管理費も、収入が850万円に対して経費が5,900万円と、かかっております。堆肥工場の建設につきましては、国のほうが推進をする方向と承知しておりますが、以上のことにより、建設は厳しいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 教育課のほうから、訂正をいたします。

先ほど、堀内和義議員の質問の中で、学校給食の残渣処理につきまして、残菜と、給食センター内で分けました油脂分の泥状物、これは結果、廃棄に当たるというふうにお答ひいたしました。

確認をいたしましたら、油脂分のほうにつきましては、都城北諸地区清掃公社に委託し、同公社が運営する緑豊苑に搬出ということで、緑豊苑のほうでは廃棄というよりも堆肥化事業を行っている会社でありましたので、訂正をさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 先ほどの質問の残りをを行います。

発言順位1番の続きを行います。堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 問い4の途中でありましたので、改めて質問をいたします。

資源循環型農業で、完熟堆肥と化学肥料や農薬を適切に施用した有機野菜栽培で三股独自のブランド化はできないか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 資源循環型農業で、完全堆肥化と化学肥料や農薬を適切に施用した有機野菜栽培で三股独自のブランド化はできないかについてお答えいたします。

現在、コロナ禍の長期化に加え、国際情勢に伴う化学肥料等の価格高騰により、農業者の経営は厳しい状況にあります。また、海外産化学肥料から国産有機質肥料等への転換といった、魅力ある低コスト肥料への安定供給体制の構築については、確かな農業経営の基盤づくり、経費削減、経営の安定化を実現するためにも、喫緊の課題でございます。

このことを踏まえ、国及び県、そして本町では、環境への負荷を軽減し、持続的な農業生産活動を発展させるため、畜産農家と耕種農家が手をつなぐ耕畜連携を推進しており、水田の飼料作物等で実施しているところでございます。また、県農業改良普及センター等による成績分析等に基づいた良質堆肥の生産マニュアル、堆肥利用推進研究会及び機械導入、マニアスプレッダーなど補助などを実施し、資源循環型農業に取り組んでいるところでございます。

現在、国において、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針の中で、化学肥料等の使用量低減を目標に、良質な堆肥生産性を掲げていることから、国・県の動向を注視しているところでございます。県内では有機農業の先進地として綾町がオーガニックタウンとして有名ですが、有機農業の取組を推進し、有機農産物としてブランド化を図っていくことは、農業所得の向上といった農業分野以外にも、町内の産業に好循環をもたらす、将来的に有機農業を通じた魅力あるまちづくりに期待が持てるものと思っております。

しかしながら、持続可能な農業政策には、農業者側の認識の醸成が不可欠であります。持続可能な開発目標（SDGs）の側面や、本年、国の基本方針として9月に公表した「みどりの食料システム戦略」に掲げる温室効果ガス、CO<sub>2</sub>の排出削減、土壌診断等による化学肥料の低減、スマート農業技術の活用といったグリーンな栽培体系の転換など、農業施策の推進も併せて、令和5年3月に県が作成予定である基本計画等を見据えながら、今後の有機農業の推進については検討する必要があると考えているところでございます。

食糧と環境の時代と言われる今日、消費者は栄養面だけでなく、有機栽培や農薬を極力抑えた、体によい農作物を求める傾向が強くなってきております。まずは有機農業のメリット、デメリット等を理解してもらい、拡大に向けた機運を高めることが重要と考えておりますので、引き続き、国及び県の動向を注視しながら、円滑に事業が実施できるよう、有機農業の栽培管理等の情報提供に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） ブランド化を図ることによって、農産物の付加価値が上がります。三股には「よかもんや」もあるわけでありますので、「よかもんや」で有機野菜専用ブースを設けて、販売しても、面白いのではないかなというふうに考えておりますけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 有機農業につきましては、デメリットとメリットがございますが、なるべく農薬を使わないとか、そういう農法になりますが、そうすると、型が、品質が統一できてないとか虫食い状態があるとか、そういう課題もあるというふうに聞いておりますので、その辺を見定めながらですね、現在でも農家さんのほうで「よかもんや」のほうに農作物を持ち込んで販売している実績もございますので、そういうところから徐々に広げていっていくのも一つの手ではないかと考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 農家さんが持ち込んで販売をしているということなんですが、それに一言ですよね、つけることによってまたブランド化できるわけですから、こういう栽培でどうしたんだよということをやはり知らせることも大事だと思うんですよ。単なる販売じゃなくて、そういうことをすることによって、やはり買う人は安心するわけですから、ぜひ進めていただきたいなというふうに思っております。

最後になるんですが、化学肥料や農薬への過剰な依存による環境への負荷、増大が懸念され、持続可能な社会を目指すSDGsへの取組の一環として、循環型農業が注目をされております。持続農業法に基づいて堆肥を用いた土づくりと化学肥料・農薬の施肥量低減に一体化に取り組んでいる農家であることを公的に証明するエコファーマーの認定制度がありますが、町内においてエコファーマーの認定を取得している農家、法人等があるのか伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 町内におけるエコファーマーの認定制度を取得した農家、法人数についてお答えいたします。

平成25年度では、10名の農家がエコファーマーの認定を受けておりますが、5年後の更新では1名の方しか更新されておりました。その1名の方も、令和5年1月で期限が切れている状態でございます。

なお、エコファーマーの認定制度は、令和4年7月に国が「みどりの食料システム法」を制定したことから、廃止されているところでございます。また、それに伴いまして、新たに環境負荷低減事業活動実施計画を承認された事業者が新たな認定者となっていくことと予想されます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） ちょっと新しい制度が分からなかったんですが、新しい制度の中では、まだ取得者はいないということですね。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 先ほど申しました、県が今年の3月に計画書を策定します。それに伴いまして、新たな事業者の認定が始まっていくというふうに理解しているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） せっかくですから、町内でも、そういう認定を受けられる農家をどんどんつくっていただきたいなというふうに思っております。当然、そういう認定を受けることによって農産物の付加価値は上がるわけですから、当然、収益も上がるということであるんじゃないかなと思います。

最後の詰めとして、資源循環型農業を推進することは、良質な堆肥を作り、その堆肥を施用して、化学肥料や低減農薬で栽培した有機野菜を消費者に食べてもらう、生産者の顔が見えて安心、安全な食品を提供することにあります。堆肥工場の建設も、費用対効果だけではなく、あらゆる方面のことを考えながら、今後、十分、取り組んでいただきたい。当然、最終的には農家また町のためにもなると思いますので、確かに当初は資金がかなり要るんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、当然それを実施している自治体また法人等もあるわけですから、参考にしながら、よろしくお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

.....  
○議長（指宿 秋廣君） 暫時休憩いたします。

午後2時57分休憩

.....  
午後2時58分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

田中議員の引き続きの質問をお受けをしたいと思っております。田中光子議員、どうぞ。

○議員（5番 田中 光子君） それでは、先ほどの質問の要旨③はお答えを頂きましたので、次に、介護を受ける利用者の側から発想すると、介護サービスの格差は切実です。介護報酬は一律なのに、提供されるサービス内容は、大枠は同じでも、細部にわたるとかなり違うことはあまり知られていません。まずは、人材育成に力を入れているか、これが一つ。

そして、もてなし感や丁寧さ、楽しさになると、かなり差があることでしょう。そして、軽度

中心、認知症中心、中重度中心など、利用者の受入れに制限を設けているところもあります。あと、サービス付高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームに入居すると、併設のデイサービスや訪問介護を強制されることもあります。これに伴い、在宅サービスの支給限度額は満額使われますが、どのようなこの対応をされていますか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） サービスについては、施設に対して実地調査等をして適正にされているかをチェックしているところであり、指導を行っているところでもあります。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） その指導の内容をちょっと教えていただける範囲で。

有料老人ホームは、もう強制的に、サービスを全額使うわけですよ。そこの住宅型の中の、デイサービスの。サービスを全部全額、支給限度額全額使ってしまうので、その辺のサービスの使い方の指導等はどういうことをされているのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） ちょっと待って。

休憩します。

午後3時00分休憩

-----  
午後3時01分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） それでは次に、2035年時点で介護人材は68万人不足するとの見通しです。介護需要が増加した場合に必要な介護職員数も推計しており、それによれば、2035年時点では現在よりも108万人多い295万人が必要となり、介護人材供給見込み数と比べ68万人不足する見込みです。

質問の要旨④介護人材不足についての対応はどのように考えられていますかお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 介護人材不足についてお答えいたします。

人材不足は、少子高齢化により、介護のみならず、全ての業界において影響を与えています。日本全体で、介護を必要とする高齢者が増え、介護を担う若者が減っていくという悪循環に陥っています。

本町においても、全国同様に介護人材の不足がうかがえ、介護人材の確保には大きな課題だと考えています。介護人材確保のために、介護報酬の改定が行われ、介護職員処遇改善加算が設けられたり、職員の負担軽減、ケアの質の維持の向上のために介護ロボットの導入支援や、介護ソ

フトやタブレット等の導入補助などが行われています。このような事業があることをですね、事業所のほうへ周知を図っているところです。

人材確保には介護職員の処遇改善が不可欠だと考えていますので、国や県の介護給付に対する負担割合の増加など、機会を捉えて要望していきたいと思っています。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 介護人材の離職が進んでいますよね。コロナ禍での負担や、子供が熱を出して休めば、有休もなくなって、処遇改善で手当が出て働きにくいと。働きにくさには変わらないということです。

また、訪問介護事業所では、要介護者が増えているという現状に対し、訪問介護員の数は増えていません。「つらい」、「しんどい」などの意見が飛び交うような訪問看護・介護の業界では、低い給与水準で人手不足に拍車をかけていると考えられます。全国事業所の訪問介護職員の不足感が80.1%となっていますが、三股の現状はどうでしょうか。不足感はありますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 介護人材については、人手が足りないとか離職するという話も聞いているので、なかなかですね、新しい人が入ってこないというのも聞いているところですけども、実際どのくらいの人が不足しているかというところまでは、ちょっと調査していませんでした。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） ぜひ、この辺もまた考えてもらって、一緒に対策を進めていっていただきたいと思います。

新サービスは、類型として地域密着型サービスになることが見込まれています。創設の目的は、サービス間の人材の柔軟な運用による、介護人材不足の解消です。ここ数年、訪問介護員、ヘルパーですね——の人材不足が深刻化したため、要介護者が増え続けているにもかかわらず、訪問介護事業所は伸び悩むという状況が続いています。この状況を思えば、厚労省は、デイサービスの職員が訪問の現場に出ることで在宅の介護ニーズ増大に対応することを主に想定しているのではないかとされています。

次に、全国的には、65歳以上の高齢者は2042年にはピークを迎えると予想されています。そこで質問の要旨⑤高齢化が進行し、介護保険料も増大していくと考えられますが、今後の対策はどのように考えられていますかお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 高齢者が高齢化が進行し、介護保険料も増大していくと考えるが、今後の対策はということについてお答えいたします。

介護保険制度は、3年間で1期とした介護保険事業計画に基づいて運営されています。サービス整備料を計画に定め、それを補うための保険料を設定し、3年ごとに見直す仕組みとなっています。

現行計画期間の介護保険料月額額は6,100円となっています。2025年、令和7年には団塊世代全員が後期高齢者になり、厚生労働省の機械的試算によれば、介護保険料の全国平均が6,856円。2021年から23年、令和3年から令和5年ですけれども、6,114円に比べ14%増になると見込まれています。

介護保険料と介護サービス料との間には、サービス料が多くなれば保険料が高くなる、サービス料が低く少なくなれば保険料が低くなるといった関係にあります。現在、第9期計画策定に向けて、高齢者の実態把握のための調査を行っており、今後、調査・分析し、必要なサービスの充実や整備を検討していきますが、その影響を保険料の算定にも十分検討していきたいと思っています。

今後の対策としましては、従来の介護予防事業、社会資源の活用を進めていき、自立支援、重度化防止を図り、給付費の抑制に努めるとともに、介護給付費の適正化を推進し、適正な保険料としたいというふうに考えているところです。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 介護保険には、様々な問題が山積しています。日本の65歳以上の高齢者の人口は既に3,000万人を超えており、2025年には800万人もの団塊の世代が75歳以上となり、介護保険の財源はどんどん厳しさを増しています。このため、介護保険料の保険料も年々上昇しています。介護保険料の支払い開始年齢の引下げや、介護保険サービスを利用した際の自己負担割合などの議論が起こっております。国としても財源の確保に必死となっています。

そんな中、三股町では、資料16を御覧ください、令和3年に大幅に引き下げられていますが、この保険料で本当に影響はないのでしょうかお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 7期計画から8期経過に向けて保険料を下げてはいますがけれども、現在、介護予防や重度化防止を進めておまして、認定者数も少なくなっていて、保険料のサービス全体も下がっているところでもあります。また、基金のほうにも積立てをできている状況ですので、現在のところ、この金額で何とかやっつけているような状況であります。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） まあ現在、この今7期ですか、7期はやっつけていたとしても、次というのは、また考えないといけないと思いますよね。高齢者支援課は、高齢者だけでなく、そ

の家族に対しても心配事や不安・悩みなどの相談を受け付け、問題解決のサポートを行っていた  
だきたいと願います。

将来にわたって必要な介護サービスを確保するには、一つ、介護サービスの質と生産性の向上、  
二つ、高齢者自身による自助と高齢者を支える機能の構築、三つ、地域特性に即した介護サービ  
スの実現に向けたビジョンとロードマップ、つまり、時系列にまとめた計画ですよね——を官民  
が協力して描く必要があると言われてしています。課題山積ですが、明確にして取り組んでいただ  
きたいと願います。

三股町に住んでよかった、三股で安心と言っていただけるよう、我が地区、地域を幸せの楽土  
にしていけるよう努力してまいりますので、これで一般質問を終わります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 最後の質問は、しない。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。

残りの質問は、明日9日以降に行うことといたします。

————— . ————— . —————

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって、本日の会議  
を散会します。

午後3時12分散会

—————

---

令和5年 第1回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

令和5年3月9日(木曜日)

---

議事日程(第3号)

令和5年3月9日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(12名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 佐澤 やよい君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	木佐貫 辰生君	副町長 .....	石崎 敬三君
教育長 .....	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長 .....	白尾 知之君
企画商工課長 .....	山田 正人君	税務財政課長 .....	黒木 孝幸君
町民保健課長 .....	齊藤 美和君	福祉課長 .....	渡具知 実君

高齢者支援課長	.....	下沖 祐二君	農業振興課長	.....	上原 雅彦君
都市整備課長	.....	井上 政和君	環境水道課長	.....	木下 勝広君
ふるさと納税推進室長	.....	細田 高広君	教育課長	.....	福永 朋宏君
会計課長	.....	島田 美和君			

---

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴者の方々への配慮といたしまして、議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内とすることをお願いいたします。50分を超えた残りの質問時間については、その日の最後の質問が終了した後に行うことができることとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

次に、登壇しての発言の際、マスクの使用、不使用につきましては、発言者の自由といたしますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、自席については、従来どおりマスクの着用をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位5番、山中議員。

〔12番 山中 則夫君 登壇〕

○議員（12番 山中 則夫君） おはようございます。マスクを取ります。ちょっと、質問の前に合併のことを、経緯を皆さん方はまだ知らないと思いますので、一つ一つ合併の話をします。

もう合併して十何年になります。平成18年の1月だったですから、合併したのは。三股の自主自立でいくということで、そのときは、私も副議長から議長になって、ずっと経緯を一番知っていました。あのときは、もう本当に、最後にやっぱり議員がみんなで合併しないということでまとまったんです。本当に議会の存在価値が非常にあったんです。それはもう本当に都城はとにかくいろんな嫌がらせがあって、私のところに電話があってきて、何で合併せんとかと、お前ら議会がいかんとやろと言ってきたんです。そのときはちょっと、三股町長は合併に向いていたんです。だから、私、今だから言いますが、私に7回ばかり、都城市長から電話があったんです。山中さん、今まで1市5町で仲よくやってきたですがね。何で三股だけ合併せんとですかと言っ

て。そして、私は7回目で、1回、2回、3回、4回反対のそういうようなくだり、いろんなことありますから、町長に言ってくださいよと言ったんだけど、何で私にばかり、夜、市長から電話があるんです。何でかねと思った。そのときはちょっと傾いちゃったんです。それで、私は反対の理由を言わないで、やっぱりいかんと思って、7回目で言いました、市長に。市長、私は合併が反対じゃないんですよと。しかし、今の1市5町の合併すれば、お互いに全部借金倒れですがねと。地方債が物すごい、借金です、多いんです。それで、私はだから、お互いに1市5町で合併すると緊張感がなくなるから、都城、三股でお互いに協力し合って頑張っていきましょうよと言ったんです。それしたらガチャッと切りやった。もうそれから電話はなかったですが。それから、三股の議員もみんな盛り上がり、非常に、もう私のところは植木なもんだから、植木は都城から入ってくる人はいい、転入してくる人は多かったもんやから。もうとにかく、目の前で言われた。お前ら議員がいかんとやろと言われた。しかし、現実に今なってみると、合併せんほうがよかった。人のことを言っただけはいかんけど。私も山之口とは付き合いがあったもんだから、山之口とかは本当に無残です。保育所関係は全部なくなっています。合併していれば、ああいう小さな町を残しますからとか言うけど、そんなら対等合併というのはありません。対等合併があるのは、都城がそのときは15万ばかり、三股は2万5,000です。そのときに同じ所帯ぐらゐの数、三股も10万人ぐらゐるんだったら、対等合併があるけど、しかし、対等合併して、途端、吸収合併です。それを踏まえて、何を私が言いたいかというのは、もっと三股町を自主自立でやっていこうと思えば、議員の皆さんは頑張らんといかんと思うんです。だから、そういうことを皆さん方に伝わったかどうかは分かりませんが、ひとつよろしくお願いします。

早速、質問事項に入ります。

1番目は、自立協働での言葉だけはいいけど、本当にやっていけるんですか。やっぱり三股町は、町長が首長ですから、町長が頑張るしかないんです。町民の意見を聞くとかというのは、だからこのまま自主自立でやっていけるのか、それをお聞きしたいと思います。現実に、もう植木あたりは、このまま三股は大丈夫かよと言われるんです。本当にそういうことを踏まえて、ちょっと長くなりましたが、三股町は自立協働の町としてやっていけるかどうかです。それが一番大事ですから。それが一つ。

あとは質問席で質問したいと思います。ありがとうございました。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員、今この①の通告のとおりの答弁でよろしいでしょうか。

○議員（12番 山中 則夫君） よろしいです。

○議長（指宿 秋廣君） いいですか。では、答弁をお願いします。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。財政運営の諸問題の取組について、①本町は合

併しなくてよかったが、自主協働でやっていけるかのご質問に財政面からお答えいたします。

本町の財政力指数は、都城市と北諸4町の合併前、平成17年度決算と比較しますと、財政運営の自主性の大きさを示す財政力指数は、平成17年度が0.390、令和3年度が0.451となっており、実勢が増した結果となっております。基金残高では、財政調整基金が、平成17年度末残高が5億550万円、令和3年度末残高が約16億8,200万円となっており、財政調整を行う基金としては確保できている状況でございます。そして、地方債の1人当たりの残高、借金残高でございますけれども、平成17年度末残高が1人当たり約26万7,000円、令和3年度末残高が約28万4,000円ということで、大きな変動はないところでございます。そして、令和3年度の実質公債費比率の財政指数は5.3%というふうに低い指数で、健全化を示しております。また、実質収支比率は7.6%、そして経常収支比率は86%ということで、両指数とも健全な結果が示されているところでございます。

そして、今後の財政運営につきましては、昨年の3月定例会でお配りしました令和8年度までの中期財政計画によりますと、基金総額の減少は見られるものの、単年度収支もほぼ横ばいとなっております。今後とも財源の確保に努め、事業の選択と平準化を図ることで、自主自立の運営ができるものというふうに考えているところでございます。

例えば、交流拠点施設事業の結論が出ていないかというご質問もこの①の中に含まれておりますので、それについて回答いたしますと、交流拠点施設整備事業につきましては、構想段階から多くの町民の意向を反映して、基本構想、基本計画を策定いたしまして、地域密着型官民連携の事業手法を取り入れることといたしております。当該整備事業につきましては、総事業費の上限を20億円としており、その財源については、5億円の基金と事業費の2分の1を国の補助金、そして有利な地方債を活用することとし、今議会で提示いたします中長期財政計画の中にも、関連事業費も含めて盛り込んでいるところであります。この事業は、地域活性化を図る未来への投資でありまして、三股町民のコミュニティー、健康、交流の場として大いに活用されるものと考えております。

なお、ランニングコストにつきましても、まちづくり会社が地域商社機能を持つことにより、民間の発想でコストパフォーマンスに配慮し、管理運営していくこととしているところでございます。

以上、回答いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） 今、町長がいろいろ述べましたけど、内容そのものは、理屈では分かっているんです。しかし、現実はこの一般債務だけは健全だと言うんですけど、特別会計なんかを含めると100億くらい借金があるはずですが、それは教えない、一般会計だけは。だ

から今、私が言いたいのは、予算収入が増えないと。この前、宮崎が言っていたじゃない。効果主義を、効果的な、何が効果なのかということを経査して、まだ本当に削るところは削ってというのでやってもらいたいと思います。何か数字的にいいですから、こういうのでいきますがという、そういうなので、それは人と比べることだって、三股町はどうかという、それだけです。

そして、質問に入りますが、交流拠点施設のことで聞きますけど、町長は六、七年前に、あそこを私も言ったでしょう、おたくも2期目、3期目は無投票やったから、自分でやんなさいよと。町民と話し合ってるのはいいけど、何で5年も6年もかかるんですか。本当ですよ。今、スピードある行政がいかにか大事かというのは、町長が一番、職員なんか一番知っているはずやから、何で6年も7年もかかる。あそこはそのままになって、草刈りばかりせないかん。どう考えてもおかしいです。何ぼ協働でやる、まちづくりやっていると云っても、そこ辺が何で遅くなったんですか。そこ辺をお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） なぜ遅くなったかということについてお答えいたします。

この五本松交流拠点施設整備事業につきましては、当初、平成30年でございましたけども、あの土地をどのように有効利用していくのかということから、この構想の基本方針を定めたところでございます。その後、町民の方々を巻き込んで基本構想の策定に入りました。そして、平成3年度に今度は基本計画の策定ということで実施しております。この計画の策定段階におきましては、先ほど議員もご指摘のとおり、町民の意向を十分反映していこうということから、丁寧に町民の皆様を、ワークショップをつくりながら進めたところでございます。また、ご存じのとおり、コロナの影響もありました。なかなかこの協議の過程におきまして、コロナの影響もあったということから、時間もかかったということでございます。

今後は、計画に沿った形で、令和8年度の完成を目指して進めていくということで、これからスピード感を持って対応していくということでありますので、今までの計画については、そういう経緯があったということで、時間がかかったということをご理解いただければと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） 課長が今、話をするのは分かるんだけど、六、七年前に、国土交通省に町長と、そのときは池辺議長やったですか、行ったんでしょう。そのときに都城も古川代議士を通じてお願いに行ったんです。都城なんかは、あつという間にできたんですが、完全にできています。内容は別として。なんでこれだけやっていることが、今スピード感を出してやらないといかんとみんな言うけど、本当にだから行政判断じゃいかんとです。町長は政治家ですか

ら、政治判断をせんといかんとです。やってください。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 五本松の跡地、あそこは用途区域に入っていないんです。あそこ自体をまず用途区域に入らないと事業はできませんよ、というのが国の主導でございました。先ほど言いました、平成30年からスタートしております。そのときに基本構想もつくっています。基本構想をつくるというのは、町民の意向、アンケート調査を含めて、いろんな声を聞きながら、ワークショップしながらつくっていく。基本構想、基本計画、段階的にやってきています。その途中で、まず用途区域の指定を、見直しをしなくちゃならない。これは町民の財産にも関係しまするので、やはり町民の皆さんからの座談会を含めて、そういう場を設けながら1年以上使います。用途区域の見直し。そして、その中で今度は都市再生整備計画もつくらなければならない。マスタープランをつくって、それを基に都市計画の再整備計画、そしてまた、中心市街地の活性化計画、そういう段階を踏まえながらやっていくということがやはり行政手続上必要だったと、こういうことで一気に政治判断でできる、そんな話じゃないんです。やはり、ここの議会という、議員さんたちの意向を含めてしっかり説明し、皆さん方は代表でございまして、その方々の理解が必要、賛成が必要。そして、町民の理解が必要。そういうふうな手続を踏みながらやっていくというのが民主主義じゃないんでしょうか。一方的に町長の判断だけでできる、そんな代物じゃない。この町のこれからどうするかということを決めていく非常に重要なプロジェクトですので、丁寧にやっていくことが大事かというふうに思います。そういう意味合いで、今回の特別委員会もできまして、皆様方に十分説明しながら、理解を得ながら前に進めていく。そして、その手法というのも、今までやってきた単なる行政が箱物を造って、そしてそれを運営していくと、そういう代物ではございません。今回の民間の活力を使ったPFI事業、そういう中での新しい会社をつくっていく。そして、そこが公共施設、そしてまた、民間施設を含めたところを運営していくという新しい手法でございまして、それなりの成功するための時間も必要だということで、ご理解いただければありがたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） 町長がそういうふうに今説明されたのは、行政としてのその辺もあるわけです。しかし、私は、町長というのは町内に1人しかいない。都城でも1人ですけど。そういう重責を背負ってやから、政治の世界では、協働だなんだというのは、いいことはいいんだけど、リーダーシップがないんです。リーダーシップを出して進めればいいわけじゃない。町長も行政に30年ばかりおったんでしょ。そして、町長はもう3期も4期もするわけだから、本当はみんなに、町民に夢と希望を与えるような町政をしていかないかんとです。そういうのが、

町長の顔が見えないという。協働のまちづくりとかなんとかというの。やっぱり、そこら辺をちょっとは自信を持ってやってください。そこ辺も一つ、リーダーシップはどうなのか、ちょっと質問したいです。

○議長（指宿 秋廣君） ちょっと待って、質問が。

○議員（12番 山中 則夫君） 答えんことは答えんでいいですから。リーダーシップを自分が持てれば言いがなるですがね。それぐらい言えんなら言えんでよかです。

○議長（指宿 秋廣君） いや、そういう意味じゃなくて、この中にやっぱり、例えば県議会だったら50問ぐらい出るんです。だから、一問一答というのはそういう感覚であるんで、この交流拠点施設に対するものであればいいんですけども、それに絡めてやってもらわないと、リーダーシップをといたら町政全般になっちゃうので、それは、質問は次の機会にやってもらうということでお願いをします。

○議員（12番 山中 則夫君） 分かりました。とにかく私は、協働のまちづくりというのはちょっとおかしいと思います。

それでは、2番目に移ります。

これも本当に大事なことです。インフラ整備というのは、全町民に関することです。インフラというと、何か難しい建物を建てたりなんとかというけど、道路の補修工事、きれいにしたり地味な仕事です。地味な仕事だけど、インフラを整備するのが一番今のところはいいんじゃないですか。インフラ事業をどう考えていますか。町内の道路のあれもきれいになったんですかねと言うけど、それをやれば、もっと町民の利便性を考えれば、町民はみんなそういうのを喜ぶます。何をやるというイベントは、その関係者を喜ばせちゃうけど、皆さん町民は、そういう面ではインフラ事業は大分遅れているような感じが私はします。どうですか。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員がインフラと言われるのも広くて、例えば農業関係も入ってくるし、建物も入ってくるので、道路、町道と絞ってでもよろしいですか。このインフラという。

○議員（12番 山中 則夫君） よかです。

○議長（指宿 秋廣君） 公共インフラと書いてあるので、物すごい広いんです。広過ぎるので、町内道路という形でよろしいですか。

○議員（12番 山中 則夫君） そうです。それを聞きたいです。

○議長（指宿 秋廣君） ただ、それでどこの課から。町長、よろしくお願いします。

○町長（木佐貫 辰生君） 町内の公共インフラ整備事業を進めるべきではないかという質問です。これについてお答えします。

公共インフラというと、道路、公園、農業施設、水道、下水道といろいろあるわけなんですけれども、その中で、道路ということに限定させていただきますけれども、特に老朽化が進んでい

る道路等の長寿命化や、年々大規模化します災害対策など、国の交付金等も活用しながら、いろいろと計画的に整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

道路についてということですので、都市整備課長のほうから回答させていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） それでは、都市整備課のほうで道路所管しておりますので、こちらのほうから回答させていただきます。

道路の整備につきましては、本町の第6次総合計画におきまして、安全で機能的な道路網の整備と適切な維持管理を推進するというところで施策を位置づけまして、島津紅茶園切寄線の道路拡幅工事や、通学路における交通安全対策、また道路施設の老朽化対策等に取り組ませていただいているところでございます。このため、今回の本定例会で提案させていただいております令和5年度当初予算案におきまして、道路関係の予算を約2億6,000万円ということで、今年度までの5か年平均と同等程度の規模で予算を計上させていただいているところでございます。特に新坂から広域農道を結ぶ島津紅茶園切寄線、こちらは避難道にもなっているんですが、この道路拡幅につきましては、平成21年度から整備を進めておりまして、今年度までに約3億9,000万円の予算を計上しておりまして、用地取得率は89%まで進んでおりまして、全体延長約2.5キロメートルのうち約1.8キロメートルの道路改良工事を完了しているところでございます。来年度も4,300万円余の予算を計上しまして、約200メートル区間の道路改良工事や、あと用地取得等を進めていくこととしております。

また、通学路における歩道整備等につきましても、令和元年度から進めていました三股中学校の東側を南北に通る病院通線でございますが、こちらの整備を昨年度までに完了させるとともに、また昨年度から新たに、町文化会館周辺と上米公園を結ぶ上米公園線につきましても、歩道の整備を進めているところです。

また、来年度からは、三股小学校及び三股西小学校周辺の歩道のない通学路における歩行空間の確保に取り組むこととしております。

なお、県管理道路につきましても、都城北郷線長田工区が今年度から防災・安全交付金事業となりまして、年度当初に公表された公共事業実施地区一覧によりますと、令和4年度当初予算で3,100万円余が計上されるなど、事業のさらなる加速化が期待されるところでございます。

さらに、同じ都城北郷線の東植木の交差点から三股小学校前の交差点までの区間につきましても、昨年からの事業化に向けた調査が進められておりましたが、先月27日まで都市計画案の縦覧公告が実施されるなど、事業化に向けて取り組んでいただいているところでございます。

今後とも国の補助金制度を活用するなど財源の確保に努めながら、現在整備している路線の早期完成を目指すとともに、町民の利便性、安全性を確保するために、さらなる道路の整備、維持

管理に努めてまいる所存でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） 私は、既存の道路の整備とか、それも大事ですけど、もっと何か新道を造るとか、今の町民の生活のあれが違うわけですが、車社会になって、そのときに私が前、建設省の人に三股出身の人がおって、聞いたことがあるんです。全部三股の道路は、西から東、東から西、北から南の道路は一つもないんです。これじゃいかんです。全部何か利用する、あれ全部、都城寄りです。都城に行くための道路が多いから、やっぱり北と南、蓼池と宮村なんか交流ができるように、それが町のまちづくりです。だから、今までの道路に対しての予算をつけるのばかりじゃなくて、新設、新しい道路を要望があるでしょう。大悟病院のあそこの橋ができたときに、マスコミ関係者がここの橋は欠陥橋ですと言った。あそこ、橋までは歩道があるけれど、橋から下りると、あっちの切寄方面から来る人なんかは危ないですよ。もう夜はスピードを出しているんだから、山王原に人は流れてこんどです。本当に危ないです。夜9時過ぎ、10時過ぎになると、もう若い連中は飛ばしていく、あんなところ、そういうのに対して利便性を町民のために、みんな今、年寄りになっていくが、特にないです。そこ辺をどうなんですか。予算主義はいいんだけど、今のは予算主義で、私が言うのは効果主義です。どこにどういうのを造れば、どういう、このためには町民が効果あるねというふうに言っていないと、だからそういうのは自立を協働でつくる町としてですか。そんなことを言ったって、そういうことでせんというのは、私はおかしいと思います。だから、質問になるかどうか分かりませんが、意識をみんな変えましょう。もっと効果的な事業に取り組んでいかんと、予算をつけましたと、それも大事だけど、もっと大事なことはいっぱいあるはずですよ。よろしく願います。あまり話が長くなるといかんから。

○議長（指宿 秋廣君） 答弁が必要ですか。

○議員（12番 山中 則夫君） 答弁はできればしてください。そういうことも。

○議長（指宿 秋廣君） 総論として何かあれば、執行部のほうでなければいいですけど。

○議員（12番 山中 則夫君） 何か新しい道路なんかを考えているとか、そういうのがあればいいです。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 以前、堀内議員のほうからもこの質問があった件なんですけれども、要するに桜木線ですか、都城桜木線、そちらのほうの道路が今現在の突き当たってちょうど前目の突き当たり、そして迂回をして269号線に延長していますけれども、そこのトンネルとか、そちらの工事関係についてはどうなっているかというご質問があったんですが、これについ

ては、県議会の蓬原県議のほうでも県のほうにご質問されたみたいです。というのは、あそこの渋滞、神之山の交差点、あの辺りが非常に渋滞しますので、そのあたりの解消に向けて、そしてまたインターへのアクセスに非常に重要な道路かなということで、今のところ道路がございませんので、そちらのほうの道路整備について、県のほうにも町としましても今、申入れをしているところがございますけれども、県としましては、この志布志道路、そちらのほうの開通を見越して、要するにその開通によってどれだけ交通の渋滞等の解消、あるいはまたその辺りでの渋滞がどうなるのか、そのあたりのところを踏まえながら検討するというような回答でございますので、粘り強く取り組んでいきたいなというふうに思います。今回、県のほうにも、この33号線の御崎神社から長田峡までの歩道設置、そちらについても、以前からずっと粘り強く話をしております、今回約4億円ぐらいの事業費が、これを5年間ぐらいでやるんですけどもついたところでございます。それと、この三股小から植木、議員のところ辺りまでの今片歩道ですけども、両歩道、通学路としても非常に大変安全性が保てない部分もございますので、そちらのほうの道路拡幅を含めての取組、これもまだ決定ではございませんけれども、地元説明会なんかもしていただきながら、徐々にそちらのほうの機運も盛り上げながら事業化に向けた取組をさせていただいているところでございます。また町民のほうからいろんな声があれば、新設を含めていろんな精査させていただきたいなというふうに思います。今のところ、新たにこう造ってほしい、そういうふうな要望等も受けておりません。ただ、やはり日常生活、生活道として、この側溝の蓋関係とか、そして通学路のところの安全確保、そういう声については真摯に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。ですから、今回の予算においても、通学路のところの整備と安全安心に向けた道路整備、そういうものにも十分配慮をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） 町長は、そういうふうにしか答えられんと思うんですけど、というのは、私も議員生活がもう三十何年、そのために20年ぐらい前やったんです、高才原は前の町長のときに、あそこは5年間で仕上げますからと言いつたんです。今、何十年やっているんですか、5年間と言ったんです。それ言ったからできるわけじゃないんだけど、町長がそのときに自信を持って、遅くても5年間かかりますから、5年間で全部舗装にピシッとできますからと言って、そのときは梶山の議員もおったし、そしてやっぱり進めれば、それは大事やろね。でもいまだにできちらん、未舗装のところがありますがね。そこ辺がいろいろです。だから、役所は何か代が替わったり、職員が異動があったりすると全部駄目なんです。そこ辺の引継ぎです。前言ったことはやっぱり通してもらおうと、私なんかもう全然期待していないから、みんな言

わんどです。そういうことです。だから、昔のことを掘り出すような感じだけど、そういうことなんです。

それでは、また次に移ります。

大事な事業ばかりです、三股町も。せっかく自立でやっていくということはいいいんですけど、本当にまた金の要ることが、その中でやっぱり企業誘致です。誘致企業をどういうふうにして、働く場所が三股にないですから、だから昼間の人口と夜の人口は違うんです。都城、宮崎なんかで働きに行った人がおれば、買物から全部町外でして、そして町内はごみが増えるばかりです。経済効果、一つもないんです。だから働く場所を、もう私は何十年前から言いよったんですけど、働く場所、三股はないんです。それはどういうふうを考えていらっしゃるんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 本町は働く場所が少ないので、もっと積極的に企業誘致をすべきではとのご質問についてお答えいたします。

企業誘致は、新たな雇用の創出や地域産業の集積の形成、法人町民税等及び固定資産税等の徴税の増収、U I J ターンによる定住人口の増加など、町の発展に大きな役割を果たすものであり、町政の推進において重要案件として捉えているところでございます。

まず、本町における誘致企業の現状についてご説明させていただきます。

この誘致企業につきましては、昭和45年の株式会社ヨコムを第一号に、これまで多くの企業を誘致してきたところでございます。昨年度までに指定しました企業のうち、現在創業している企業は17社でございます。昨年末の時点での雇用者数は758人、そのうち211人が本町に居住しております。

なお、平成30年度以降の立地企業は、12社で138人の新規雇用を予定しているところでございます。

企業誘致を促進するための取組ですけれども、これまで工業団地の整備の検討を行っております。また、企業立地の優遇措置等の拡充や優遇措置等が受けられる対象業種を増やすなどの関連条例等の改正なども行ってきたところでございます。これまでの工業団地の整備について、過去のことなんですけれどもご説明させていただきますが、蓼池地区の約12ヘクタールの農地を候補地として、地権者へのアンケート、土地所有者を集めた説明会を経て、工業団地の整備についてある程度見通しが立ったことから県との協議に入り、工業団地の整備に関わる計画書の作成に着手した経緯がございます。ところが、平成29年7月、国の法律が改正されまして、立地企業の決まっていない先行型の工業団地の造成は認められないということになりまして、また畑地かんがい整備事業によります代替地等の確保など問題が散積したことから、総合的に判断し、この12ヘクタールの工業団地の整備につきましては断念した経緯がございます。優遇措置の拡充に

つきましては、平成27年度に工場等の土地取得補助金の上限を1,000万円から5倍の5,000万円に引き上げました。また、町の企業立地条例に規定する指定企業の業種の見直しを平成29年度と令和3年度に行ったところでございます。平成29年度は、当時情報サービス系の企業の地方進出が増加傾向にあるという社会情勢に対応するために情報関連企業等を、令和3年度には、運輸関連企業の地方進出が増加傾向にあることから倉庫業を対象業種に追加したところでございます。

誘致のPRですけれども、首都圏などを中心に県や都城地区企業立地促進協議会などと連携を行いながら現在も行っているところです。

その一方で、本町への工場や事務所等を新設、あるいは現在の規模を拡大したいとする企業からの相談は、現在8社ほど寄せられておりますので、その相談に応じているほか、近年、志布志港や都城志布志道路の整備促進に伴い、運輸、物流関連を中心に南九州へ進出を希望する企業が多い傾向にありますので、それらの情報収集を随時行っているところでございます。

また、近年では、コールセンターの企業からもぜひ進出したいというところが今相談に来ております。これらは工業団地を造成するというのではなく、空き店舗、あるいは空き物件を、そこに入りたいということもありますので、時間的には非常に短い期間で誘致ができるのかなということで考えております。そういった造成しなくてもできるもの、誘致できるものという企業への交渉につきましては、積極的に進めていきたいと思っております。こういった分野におきましては、特に資格を有する方を雇用するわけではございませんので、そういった方面の企業誘致というのは非常に重要だというふうに考えております。担当課といたしましても今申し上げましたが、そういったところも積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） 今、いろいろ内容は分かりましたが、それは今からのことで、もっと早めに、私は30年前から企業誘致のことを議会でいろいろ取り上げてきました。だから、職員の担当を、1人ぐらい専門を置いて、すぐ大阪とかよそから話があったときはすぐ職員をやると、兼務してるから、それを言ったんです。企業誘致係みたいなのを配置して、いつでも現場に行ける、現地に行けるようなあれをしていかんと、ほかは全部やっています。武雄市なんかはそうです。あそこはもう何十年前から樋渡市長は有名だったんです。いろんなそういうことを取り組めば、三股はまだ人口が少しずつ増えちゃってやから、ほかのところの市町村なんかは人口が減るから、地下足袋はいて町長が現場回ってますよ。本当にそういうのを見てきましたから、少しでも、私たちは三股町がやっぱり一番好きだから、三股町が一番いいんです。そのためには頑張ってくださいよといういろいろ言うんだけど、そういうことも含めてです。

それと、質問しますけど、何年前やったかはっきりは言いませんけど、地区別座談会があったときに、植木の人で私は確認を取りに行ったんです。そしたら、そのときに町長に質問をしたら、今から働くところも大事で、企業誘致はどう思っていますかと言ったら、町長は言った言わなかったということになるけど、町長は今のところは考えていませんと言われていたと。もう三股はなんですか、実際に私に言やったから、質問のあれがあったものだから言いに行きました。本当にそういうふうに言われたのか聞いたら、はっきりそう言いましたよと。地区別懇談会です。いや、おったでしょう、あのとき。だから、そういう言葉を聞くだけでもいかんとです。噂は広がる、それは言うかもしれないけど、現実には本人は立腹しちよったです。私は、三股町に働く場所をつくらない、どうなんですか、そこ辺は。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 根拠のない話はしないでください。要するに、議事録があつて、そういう私が話をしたということがあれば、要するに工業の誘致関係含めて、町としても一生懸命今やっているわけなんです、いろんな話を聞きながら。工業誘致関係、全然やる気ありませんよ、そんな話は全くした覚えもございませんし、そういう人がどういうふうに取りられたのか分かりませんが、しかし、そういう話ははっきり言って何を根拠に言われるのか。

○議員（12番 山中 則夫君） 根拠はきちんと本人に聞きに行つて。

○町長（木佐貫 辰生君） 要するに、あれです。

○議長（指宿 秋廣君） 町長、座つて。

山中議員、むやみに言ったりなんたりするのはいいけども、聞き違い、勘違い、いろんなことがあるかもしれませんので、やっぱりそういうことに根差した質問をお願いするし、そういう文書を入れたら。

○議員（12番 山中 則夫君） そういうことを大局的に、もっと太っ腹にならないかんです。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員、もうこの質問は止めてよろしいですか。後の質問については、西村議員が終わった後に。

○議員（12番 山中 則夫君） では、もうよかです。

○議長（指宿 秋廣君） もう一つ、ふるさと納税の関係がありますので。

○議員（12番 山中 則夫君） それももうよかです。

○議長（指宿 秋廣君） 辞退されますか。よろしいですか。最後に何かしゃべることがあれば。

○議員（12番 山中 則夫君） はい。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員、どうぞ。

○議員（12番 山中 則夫君） 一言。ふるさと納税のことはもう言ってもあれだから、都城は去年12月で177億です。私はこの前、市長に話をしに行つてきました。ふるさと納税ばかり

の話だったけど、そしたら三股に幾ら、1億か2億、もっと目標を高くして、もう10億ぐらい  
言えば、職員の志気が上がるんです。1億ぐらいか、あるいは2億ぐらいか、それを達成せん  
でも町長以下みんな職員が頑張っちゃったぞと思えば、それは目標にならなかったけど、都城市  
はそう言った。そういうことも含めて、もっと高い次元で期待、リーダーシップを発揮してや  
ってください。終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員、50分なので、答弁があれば。ありますか。町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ありがとうございます。目標を高く持ちながら、ふるさと納税、都城  
さんが百七十何億とすばらしい成績ですけれども、我が町には本当、これがもっと増えればいろ  
んな事業ができるというふうに思っております。思いは一緒でございます。一生懸命努力させて  
いただきたいなというふうに思います。ただ、やはり役所の人間だけではなかなかできませんの  
で、やはり町民を巻き込んで三股町民の方々が全国でいろいろ活躍されていますので、皆様方の  
ネットワークも使わせていただきまして、ぜひ1口で結構です、1万円でも結構ですので、そう  
いう形でこのふるさと納税の理解者を増やしていきたいなというふうに思いますので、どうかよ  
ろしくお願いいたします。

以上です。

○議員（12番 山中 則夫君） 終わります。何も言いません。

○議長（指宿 秋廣君） 着座のままでここで止めます。

これより11時まで会議を休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

傍聴者の方々への配慮として、議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の  
一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内とすることをお願いいたします。50分を超え  
た残りの質問部分につきましては、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができること  
としておりますので、ご協力をお願いいたします。

次に、登壇しての発言の際、マスクの使用、不使用につきましては、発言者の自由といたしま  
すので、ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、ほかの席につきましては、マスクの着用をお願いいたします。

発言順位6番、上西議員。

〔3番 上西 雅子君 登壇〕

○議員（3番 上西 雅子君） 皆さん、こんにちは。発言順位6番の上西です。通告に従って行っていきます。

1つ目の質問は、社会的支援が必要であるにもかかわらず、何らかの理由で支援が行き届いていない人たちの把握と、その後の支援についてです。通告には、質問の要旨が4つありますけれども、③の質問は今回は取り下げて行いたいと思います。

まず、1点目の質問をいたします。現在、ニュースなどでしばしばヤングケアラーの問題が取り沙汰されています。ヤングケアラーとは、家庭内にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケアの責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを行っている18歳未満の子供のことを言います。詳しい内容については、本日お手元にお配りした資料1に記載されていますのでご参照ください。

宮崎県は、昨年9月から今年1月にかけて、県内428の学校に通う小学6年生、中学2年生、高校2年生の合わせて2万9,388人を対象にヤングケアラーの実態調査を行いました。その結果、回答した生徒のうち小学6年生が3.8%、中学2年生も3.8%、高校2年生は3.2%の生徒が「世話をしている家族がいる」と答えたとのこと。世話の頻度については、「ほぼ毎日」と答えた子供がいずれの学年でもおよそ5割もいたそうです。また、その子供たちが平日に費やすケアの時間が「7時間以上」と答えた生徒は、小学6年生で8.4%、中学2年生で11.8%、高校2年生で10.4%いたそうです。もし学校に通っている生徒なら、ケアを7時間以上行えば、宿題で机に向かう時間や、食事や入浴、そして睡眠の時間のやりくりは本当に大変だと思います。その子供たちの生活を想像するだけで、心身の健康状態が保たれているのか深く案じてしまいます。

令和3年3月に行われた民間コンサルティング会社の調査によりますと、ヤングケアラーとして学校内で共有されている生徒の9割以上は、学校を休みがちになっていることが報告をされています。

では、1点目の質問をさせていただきます。町内に住む児童生徒のうちヤングケアラーではないかと思われる子の把握やその支援は、どの機関がどのような方法で行っているのか教えてください。

この後の質問は質問席で行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 現在問題となっているヤングケアラーの把握と、その支援はどの機関がどのような方法で行っているかというご質問に対してお答えいたします。

ヤングケアラーにつきましては、先ほど説明がございました。本来、大人が担うと想定されて

いる家事や家族の世話などを日常的に行っている子供のことを言い、責任の重さにより学業や友人関係などに影響が出てしまうことがございます。ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がない場合があるなどといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっておりまして、ヤングケアラーを早期に発見した上で支援につなげるためには、福祉、介護、教育といった様々な分野が連携し対応することが重要であります。

本町での支援機関は、福祉分野では福祉課の児童福祉係、社会福祉係、社会福祉教育会の障害者基幹相談支援センター、生活困窮者自立相談窓口であり、介護分野では高齢者支援課の地域包括支援センター、教育分野では教育課や各学校などがあります。

支援の連携体制については、要保護児童対策地域協議会の場を活用し、関係機関との連携強化を行っておるところでございます。この要保護児童対策地域協議会は、虐待や特定妊婦等のハイリスク事案を取り扱うだけでなく、支援を要する世帯への支援を検討する場としても活用することになっていきますので、ヤングケアラーについても支援の検討を行うこととしております。

また、先月新たに、福祉課内に設置しました子ども家庭総合支援拠点においても、ヤングケアラーについても支援を行うこととしております。この子ども家庭総合支援拠点は、18歳未満の子供やその家庭、妊産婦などを対象に、子供についての相談を受けたり、児童虐待の疑いがあった場合に調査をしたりするほか、ヤングケアラーについての相談支援に対応するなど、関係機関と連携を図りながら子供に関するあらゆることを総合的に支援する窓口であります。また、この子ども家庭総合支援拠点は、要保護児童等対策地域協議会の事務局を果たすことになっておりまして、今後、健康管理センターに設置しています子育て世代包括支援センターとの連携強化も図ることとしております。これにより、ヤングケアラーに対するさらなる相談体制の充実・支援の強化を図ってまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 町教育委員会では、令和3年5月に教職員を対象とした学校におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケートを実施しました。この結果では、ヤングケアラーを支援するための方策として、まずは教職員がヤングケアラーについて知ること、そして、子供が職員に相談しやすい関係をつくることが大切である等の回答がありました。

これらの結果を受け、町教育委員会としましては、今後、各小中学校において実施している心の悩みアンケート等に、ヤングケアラーに関する質問項目を追加するなどして実態把握に努めてまいりたいと考えております。

そして、教職員が児童生徒のささいな変化等を感じ取ることができるよう感性を高めていくこ

とが重要であり、さらに、支援を必要とする児童生徒へは、先ほども出ましたが、要保護児童等対策地域協議会の事務局でもあります、子ども・家庭・総合支援拠点への情報を共有し、支援拠点の調整の下、支援の一体性・連続性をもって協働しながら支援していくことが必要であると考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） ありがとうございます。他分野の連携で少しずつ支援の検討を進めているということで大変安心しました。今後ともしっかりした支援をお願いしたいと思います。

私も、静岡県で、途中で身体障がいになったお母さんと3歳の弟の世話をする小学6年生の双子の女子児童と関わった経験があります。その子たちは弱音を一切吐かずに、優しくて忍耐強いお子さんでした。

ただ一方で、疲れ過ぎて宿題ができなかったり、授業中居眠りをしていることが多いことを学校から聞かされていました。

大切な学童期、青年期に学ぶ機会や友達と遊ぶ時間を奪われることは、一人の人間の生き方、将来に大きく影響するのではないかと思います。ぜひ、真剣にこうした子供たちの支援について仕組みづくりをしっかりと行っていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、続いての質問です。

何らかの理由で、外出せずに自宅で引き籠もって、家族以外に親密な対人関係がない状態が何年も続いている人、いわゆる社会的ひきこもりの人は、平成27年度と30年度に厚労省が年代群に分けて調査をしたところ、全国で約54万人、どの年代群も割合にして約1.5%いるとの結果が出ています。それを受けて計算しますと、町内にも約350人以上、その状態にある人がいる可能性があります。理由は人それぞれだと思いますけれども、助けはもらえないから放つという人がほとんどで、社会的な介入は難しいと言われています。

ただ、私は、その中でも、食事や水分を摂取する気力や体力も失って衰弱死する可能性のある人や自殺願望が絶えずある人など、命に関わるひきこもりの人に関しては、社会的支援が必要だと思います。

質問となりますけれども、そうした人たちの把握や支援はどの機関がどのような方法で行っているのか教えていただけますか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） ここで言うひきこもりについては、社会的参加、例えば就学、就労、家庭外での交友などを避け、原則的には、6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態のことを言います。

このひきこもりの要因は様々であり、ひきこもりの把握、支援については複数の機関による幅広い対応が必要となります。町内の関係機関としては、福祉課が社会福祉協議会に業務委託しております福祉消費生活相談センターや生活困窮者自立相談窓口、障がい者基幹相談支援センターなどが上げられます。また、高齢者支援課の地域包括支援センター、教育課や各学校などが上げられます。

このひきこもりの支援については、家族だけしか相談に来ない事例などがあり、第一段階である家族支援段階から開始し、順を追って、当事者中心の支援段階へ進め、アウトリーチ型の支援や居場所支援などにつなげていきたいと思っております。

ひきこもり自体は、必ずしも問題行動や疾病を意味するわけではありませんが、長期間にわたるひきこもりの状態により、心身に悪影響を及ぼすおそれや社会的孤立、経済的な困窮などにつながる可能性がありますので、関係機関と情報交換などを行いながら、切れ目のない支援を行ってまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） ありがとうございます。このような人たちの支援の仕組みは、本当に難しいだろうなというふうに思っておりますが、そのように、今後ますます支援の仕組み体制づくりをしていただけるということで、どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど申し上げましたヤングケアラーやこのひきこもりのことについては、私も経験の中で、大変、把握とか社会的介入が難しいと感じていたんですけども、それに関して、この間、町内の小学校に出向いて、校長先生にヤングケアラーに関してのお話を伺ったところ、先ほどもおっしゃられたように、教師がこの子はヤングケアラーと言えるかもしれないなと思っても、児童は詳しくは言いたがらないし、また、先生も保護者との関係の中ではなかなかそのことを言い出すのは難しいよと、当然、だから介入も難しいよというふうにおっしゃられました。私も本当にそのとおりだと思いました。

また、ヤングケアラー世帯には、介護保険制度や障害福祉サービスを知らなかったり、利用しにくいと感じている人たちがいることも国の調査では報告をされています。ひきこもりの方と生活するご家族も本人の対応に非常に苦慮して、どこにどう相談していいか分からないと思っている人たちも多いことを耳にしています。これら社会的支援が必要であるにもかかわらず、把握や介入が難しく、支援が行き届いていない人たちの支援は今後ますます重要になっていくのではないかと思います。令和2年度から厚労省が示した重層的支援体制整備事業の促進の根拠も、こうした枠組みにとらわれない多様なニーズへの対応が迫られているからだと思います。

一つ、私からの提案なんですけど、先ほど、いろいろな仕組みはお聞きしましたけれども、提案

として、こうした支援が必要な人たちを把握して必要な支援につなげたり、継続的な見守りを行うことができる専門家、例えば保健師や社会福祉士などを、行政いずれかの部署で各地区に担当者として配置するというのはいかがでしょうかと考えています。具体的には、教育機関や医療機関、民生委員、各福祉事業所からの情報を集約し、支援が必要かどうかの精査をする、そして、必要に応じて、子ども家庭センターや包括支援センター、障がい者基幹相談や委託相談などの支援機関につなぎ支援を進めていくという構図です。そして、日頃から担当者が地区内の気になる世帯の訪問、見守りを行って、必要時には介入できる体制を整えていくことが大切なのではないかなと思います。

我が三股町は、地域が狭いので、担当者は顔の見える関係がつくりやすく、信頼関係もつくりやすいのではないかと思います。こうしたことに関する見解を伺えますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 継続的な見守りを行う専門家の各地区への配置についてお答えいたします。

市町村の保健師は住民の身近な相談者として、保健・医療・福祉等に関する相談及び保健活動を実施し、住民の主体的な健康づくりの支援を行っております。業務体制は、地区を分け担当保健師を配置する地区担当制と健康増進・母子保健等の分野別の業務分担制があり、本町は業務分担制で業務を行っております。地区担当制は、地区全体を総合的に支援できる利点があり、業務分担制は、専門性が発揮されるという利点があります。

本町には、会計年度任用職員を含め、保健師が12名おり、町民保健課に9名、福祉課に2名、総務課に1名配置されています。そのうち2名は育児休業中となっております。来年度は、新たに3名の保健師を採用することとしております。

高齢者の見守りとしては、地域包括支援センター及び健康管理センターの保健師の保健事業担当保健師が行っております。要保護児童等の見守りとしては、健康管理センターに配置している子育て世代包括支援センターと福祉課に、令和5年2月に設置した子ども家庭総合支援拠点において行っているところです。また、支援対象児童等見守り強化事業として、社会福祉協議会に託しているどうぞ便の担当職員やボランティアが定期的に見守りを行っております。

母子保健においては、母子健康手帳交付時より、妊婦や子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談等を通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の実施をしているところです。継続的な見守りや総合的な相談支援を行う上では、地区担当制と業務担当制の併用で行うことが望ましいと思っております。

総合的な相談事業とともに、健診事業や保健指導、予防接種、母子保健等の各種サービスを提供する必要がありますので、当面は現在の体制を維持しながら、見守りや保健事業の充実を図り

たいと考えております。

また改正児童福祉法において、令和6年度以降、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合拠点の機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世代、子供への一体的に相談支援を行う機能を有する機関、子ども家庭センターの設置に努めることとされておりますので、まずは、母子保健と児童福祉の一体的に取り組む子ども家庭センターの設置に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） ありがとうございます。すぐには、やっぱりこういう支援体制をつくるのは大変だと思いますし、多機関にわたって支援を行っていくところだと思いますので大変だとは思いますが、ぜひともどうかよろしく願いいたします。

もっともっと住みよい町三股町を目指して、町民誰一人取り残さない、みんなが生き生きと暮らせる町を一緒につくっていきたいと思います。どうか、こうしたことをぜひとも具体的に進めていただきますよう、よろしく願いいたします。

では、次の質問に移ります。

次は、障がい者等の居場所についてです。

まず、町内には障がいや疾病等の理由で毎日働くことが困難な人や、行き場所や居場所がなく社会参加できない人たちの、いわゆる居場所は設置されているのかどうか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） 町内に設置されている居場所についてですが、町が社会福祉協議会へ業務を委託して実施している障がい者ふれあいサロン事業があります。

主な活動内容は、健康相談、レクリエーション、習字などの心身の活性化を図る活動及び交流会、懇親会などの親睦を図る活動が行われ、障がい者相互のふれあい交流を通して、生きがいと健康づくりを推進しています。

また、同じく町が社会福祉協議会へ業務を委託して実施している、障がい者そして障がい児ですけれども、ふれあい交流事業があります。

主な活動内容は、社会見学、ハイキングなどの屋外活動及び料理教室、創作活動などの屋内活動が行われています。外出する機会の少ない障がい者及び障がい児に対して、本事業を通じて余暇活動の支援を行うことにより、障がい者の自立と社会参加を促進し、障がい児の健やかな育成に寄与することにより福祉の増進を図っているところです。

さらに、町内ではなくて都城市に設置されている支援機関ではありますが、星空の都地域活動支援センターがございます。この地域活動支援センターとは、障害者総合支援法に基づき、障が

いのある人を対象として創作的活動、生産活動、社会との交流促進などの機会を提供する支援機関です。

この星空の都地域活動支援センターについては、現在、都城市が業務委託をしており、三股町からは、2月末現在で6名が利用している状況です。町は、この利用人数に応じて都城市に負担金を支払っております。

令和3年度の利用状況は、年間の延べ人数になりますが、全利用者数3,818人に対して、町民の利用は415人で、町民の割合は約10.9%となっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） ありがとうございます。

では、町内には常時開いている居場所はないということではなかったでしょうか。三股町内には常時開設をしているところはない、居場所はないということですね。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） 三股町では、常時という意味では、先ほど言われた2か所は、常時というか、そういうイベントとか、余暇活動なんかは月1回ペースになりますけども、もう一つのほうの活動については大体、余暇活動については大体回数が少ないので、サロンのほうについては年間大体30回ぐらい……。

○議員（3番 上西 雅子君） ですよ。

○福祉課長（渡具知 実君） 開催しております。

こちらのほうのふれあいサロンのほう、こちらのほうについては年間5回開催しています。いづれにしても、ちょっとコロナの影響で、例年に比べたら、ちょっと少ないということになります。

○議員（3番 上西 雅子君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） ありがとうございます。了解しました。

私は、前回の一般質問で、障害者自立支援協議会について伺ったんですけど、障がい者の人たちとか生きづらさを抱えている人たちがこの地域でどんなニーズを持っているのか、そのことを行政や福祉サービスの事業所がどれくらい吸い上げているのか知りたかったからなんですけど、その後、私は、今、課長がおっしゃった地域活動支援センター星空の都、そこに何度か足を運びまして、見学と聴き取りを行ってきました。

お手元の資料の2が、その施設のホームページの抜粋となります。主に、平日午前中から夕方まで開所しています。ほぼ、平日毎日、開所をしています。訪れた人たちが思いのままにおしゃ

べりをしたり、本を読んだり、一緒にゲームやスポーツを楽しんだり、食事を一緒に作って食べるなどをしていました。目的は、出かける場づくり、人との交流、支え合い、社会生活の獲得、再獲得、困ったときの相談などです。

今、課長おっしゃったように、三股町の人は現在6人の方が登録し通っているそうです。

もう一つ、都城市には、その地域活動支援センターではなくて、ぼかぼかサロンという都城独自の障がい者等の居場所があります。都城市からの補助金などで運営をされていますけど、運営側のご好意で、他市町の利用者が受入可能とうたっているために、こちらも三股町の方が何人も通っていると伺いました。ここも、常時開けています。土曜日も開けています。

見学した2か所の管理者の人たちからは、来たくても遠くて通えないよと言われた三股町民の方が何人もいらっしゃると聞きました。実際、障がいを持った方たちは車や免許を持たない方が多くいますので、遠い場所にはなかなか行けないのが現状です。

そのほか、私は、長田地区にあります大悟病院にも聴き取りを行ったんですけども、日頃から生活相談や退院に向けたお手伝いをしている相談員の方に話を伺ったんですけど、アルコール等の依存症の人が治療のために入院して、退院するときなどにすぐに働けるかどうか不安がある人は多いですよ。ワンクッション、どこかリハビリ的に通えるところがあればいいなと感じている人がとても多いので、地活みたいな常時開けてるところがあるとありがたいなというふうにはおっしゃっていました。

私は、こうした声を聴いて、障がい者等の居場所をぜひ三股町にもつくったほうがいいのではないかと考えています。この提案は、施設の創設、運営となりますので、委託をするにしても費用がかかることだと思います。

しかしながら、こうした居場所がないことで孤立して、ひきこもりになったり、家庭内トラブルや病状の悪化、最悪の場合は自殺などにつながれば、本人だけでなく家族も苦しむ結果となり、大きな社会的損失につながると思います。居場所でその人が自分らしさを取り戻して、少しでも社会とのつながりを持ちながら、いずれ社会に出ることができれば、地域の大きな力となり得るのではないかと考えます。

ぜひ、地域活動支援センターの町内の設置をご検討いただけないでしょうか、見解を伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） この地域活動支援センターは、先ほどおっしゃられたように、できるだけ身近な場所にあって、いつでも気軽に通えることが望ましいのですが、現在は、先ほどご説明した都城にある星空の都地域活動センター、先ほど言われたぼかぼかと、それぞれとなっております。

町内に設置する必要があるかについては、今後、利用者の声などを参考にしながら、設置の必要性について検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 前向きなご検討ということでありがとうございます。ぜひ、障がい者だけでなく、さっきの質問で言いました、ひきこもりの方やその他何らかの理由で生きづらさを抱えている人なども対象にして、多様なニーズに合わせた居場所を設置していただけるとありがたいと思います。よろしく願いいたします。

では、続いての質問に移ります。大きい3つ目の質問です。

三股町役場の職員の方たちの働く環境についてです。

昨年6月に、私の母、上西祐子当時議員が質問をいたしました職員の長期療養者についてです。

まず、質問ですけれども、役場職員の長期療養者の過去3年間の全体の状況を個人情報特定されない形で教えていただけますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 職員の長期療養者につきまして、過去3年の状況についてご説明申し上げます。

まず、長期療養者についての捉え方なんですけれども、ここでは、通算30日以上療養休暇取得者を長期取得者として回答させていただきたいと思います。

お配りしております資料のナンバー10を御覧いただきたいと思います。それに沿って説明させていただきます。

資料のほうの一番下段のほうを見ていただければと思います。令和2年度が5人の507日、総日数ですけど507日、1人当たり平均取得日数は101.4日となっております。

令和3年度が7人の1,219日、平均取得日数は174.1日となっております。

令和4年度ですが、これにつきましては、令和5年2月7日現在というところで、10人の1,390日、平均取得日数は139日となっているところでございます。

令和4年度の10人の長期療養取得者の経過と今後の見通しについてでございますけれども、精神疾患に含まれる7人につきましては、既に2人が職場復帰しております。4人が4月1日から職場復帰する予定となっております。精神疾患以外の3人につきましては、既に3名とも職場復帰をしております。よって、現在のところ、1人だけが職場復帰の未定となっている状況でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） ありがとうございます。計算すると、約7.2%の方が今年度長期療養されているということとなると思いますが、職場復帰されている方もいらっしゃるということによかったなと思います。

私が言いたいことは、身体的な病気やけがとかはどの誰もがかかり得るものなので致し方ないとは思いますが。

ただ、これらのことが職場でのストレスや疲労とかが原因であれば、何か防げる手だてはないものかと思ひまして、今回質問をさせていただきました。

特に、鬱状態や鬱病、睡眠障害というのは、生活環境要因が強いと言われていています。私自身、精神保健福祉士として、職場のメンタルヘルスが大変気になるところです。

私が議員になって役場の職員を見させていただいていると、本当に皆さん、いつも真面目に働いておられて、物すごく忙しい状況なのに、話しかけるといつも本当に丁寧に対応してくださって、いつも迅速な対応していただいて大変感謝をしております。

ただ、業務内容では、きめ細かい町民サービスのほかに、県や国からの通達処理や議員からの要求等々で気の休まるときもないのが現状ではないかと想像いたします。行政ゆえに失敗が許されないと感じているところもストレスではないのかなというふうに思います。

そんな中で、職員の方たちが働き方や健康に関する悩みの相談をする窓口は設置されているのか伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 職員の働き方や健康に関する悩みの相談窓口の設置についてお答えしたいと思います。

本町では、労働安全衛生法に基づき、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するための三股町職員安全衛生規則を設けているところでございます。

衛生管理者や産業医を置く中で、快適な職場環境形成の実現に向けて、三股町職員安全衛生委員会に基づきまして設置しているところでございます。この三股町職員安全衛生委員会は、衛生管理者、保健師及び労働組合代表等で構成されておりまして、総務課職員係が窓口となっているところでございます。

健康診断に基づく産業医の健康指導、メンタルにおいては、市町村共済組合のメンタルヘルスカウンセリング窓口の活用や都城健康サービスセンターに委託したメンタルヘルスチェック、セルフチェックによる診断結果による自己の確認を行っているところでございます。

そのほか、働く環境の実態を把握できるよう人事評価に関連して、上司による個別面談の実施や課長ヒアリングを定時的に実施しているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） ありがとうございます。もう一つ質問でした。ごめんなさい。

その窓口というのは、どのような形で職員に周知をされているのか、職員に周知をされている周知の方法をちょっと教えてもらえますか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 相談窓口の周知につきましては、総務課職員系のほうから、また、市町村共済組合というのがございますので、そちらのほうから入った情報等を踏まえ、職員の持っている端末、パソコンですけども、こちらの掲示板機能を活用しまして随時送っているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） ありがとうございます。

それでは、どの職員も一様に目にして、また、取得性とかも保たれているということによろしいですね。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 特に、今、上西議員のほうから言われました精神的な部分を起因とする長期療養者と関連しまして、それになる前に対応しなければいけないというのが職員係、この安全衛生委員会の役目ではあるんですけども、現在、やはりこの精神的なものに係るものについては、なかなか個人から、予備として、事前に相談できる、そういった環境というのは、直接はなかなかできていないのが現状です。

ただ、こういった窓口があるということをごちらのほうから一方的に流しておいて、それをぜひ活用してくださいという呼びかけしか、今のところ、できていないような状況です。

ただ、この前、3月6日ですけれども、第2回の、本年度ですね、安全衛生委員会を開かさせていただきました。それには、11月に実施しました、職員と会計年度を含んでなんですが、メンタルセルフチェック、これの診断結果が出ましたので、それを総合的に見たところで、これは個人情報ですので、個人的にどうなのかというのは見ることはできませんけども、部署間、こういった傾向にあるのかとか、そういうのを見させていただいた中で、こういった対応を、対処をしていくのかということも協議させていただきました。

その中で意見として出たのは、やはり、なかなかその悩んでいる方々は直接、身近な人に相談するというのは難しいというのがあったので、直接のメール、サイト、もうそういったものをつくったらどうかという意見も出ました。ただし、それを創設する上では、受ける人間、もしくは、また機関が必要となってきますので、あそこへの体制づくりをどうするかということも議論になったところです。

また、その体制づくりについては、今後また、安全衛生委員会のほうで検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） ありがとうございます。そのように前向きにそういう体制を取っているということで、もっともっと、今後、職員のメンタルヘルスに関する取組をよろしく願いたいと思います。

特に心の病気は、さっきおっしゃったように、突然なるものではなくて、不眠とか極端ないらいらとか落ち込みとか、普段の集中力が欠けるなど、必ず前駆症状があると言われていました。

また、自分で、さっき本当におっしゃったように、病気かもしれないというふうに思っても、周囲を気遣って休みたいとか悩んでいるんだって、なかなか言えない人も多くいらっしゃると思います。

鬱病や適応障害などの診断が下されたときには、既に入院や療養が必要となって、結局、短期の復帰が難しくなりかねない状況となってしまいます。そうなる前に、気軽に取得性の高い相談窓口で相談して、第三者から休息や受診を進められる仕組みをつくれるといいのかなと思います。

役場で働く人たちは町の宝だと思っておりますので、みんなで支え合う風土づくりをぜひお願いしたいと思います。

このことを申し上げまして、私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（指宿 秋廣君） これより昼食のため13時まで本会議を休憩いたします。

午前11時45分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位7番、新坂議員。

〔7番 新坂 哲雄君 登壇〕

○議員（7番 新坂 哲雄君） 皆様こんにちは。通告により7番、新坂です。

昔から雷が多いと収穫が多いと話がずっとありまして、昨年、NHKの放送で実態調査が行われ、実験とともに結果発表がテレビでちょっと聞いておりました。普段雷に遭わない、稲作の件ですけれども、雷に遭わなかった実験結果は11.7%だったのに対して、雷を作った場合で実験結果が36.7%収穫が増えたということで、報告をテレビで聞きました。

一般作物についても、同様の結果があったと報告を受けました。

続きまして、本題に入ります。

農地法見直しについてお伺いをいたします。続きまして、また長原茶園についてと空き家対策について順次質問していきます。よろしくお願いいたします。

それでは、質問席から質問させていただきます。よろしくお願いいたします。（「質問はその質問席のところでいいですか」と呼ぶ者あり）今からいいですか。（「本当はここでするんやけど」と呼ぶ者あり）ちょっと緊張をしておりました。

改めて、ここから言います。

農地法保護見直しについて。1番目の50アール要件緩和についてお伺いをいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 農地法見直しについて、50アール要件緩和はいつ頃予定はというご質問にお答えいたします。

現在の農地法では、農地の権利取得のための農地法第3条の許可要件の一つに、経営農地の下限面積50アールが定められておりました。国は、農地の利用者確保と多様な人材が農地を取得しやすくするため、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律に伴い、農地法の一部改正も令和4年5月20日の通常国会にて成立し、同月27日に公布されました。

これに伴い、令和5年4月1日から経営農地の下限面積50アール要件が廃止されることとなっております。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 今、説明がありましたけど、ちょっと理解ができないところもありますけど、再度お聞きしますけども、緩和条件はどんな緩和になったんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 今、町長のほうから答弁があったように、令和5年4月1日から経営農地の下限面積、今まで50アール以上、5反歩以上の農地を持っていることが条件とされておりましたが、これが撤廃されるということになっております。

なお、農地確保の条件につきましては、令和5年4月1日以降の農地の権利取得の要件として、権利を取得しようとする者またはその世帯員が権利取得後において農地全てを有効的に利用して耕作すると認められる1、全部効率利用要件。権利取得後において行う耕作に必要な農作業に従事する原則年間150日以上と認められる2、農作業常時従事要件。権利取得後において行う耕作の内容並びにその農地等の位置及び規模から見て、農地の集団化、農作業の効率化、農業用機械保有その他周辺の地域における農地等の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれ

があると認められないという3、地域との調和要件がございます。

これら3要件については、許可要件として継続されていきます。

農地の取得権利の要件確認として、農業委員会で申請書や営農計画書等3要件を満たしているか審議して判断することとなっていくことでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 今、お話を聞いたんですけど、最終的に面積がどれぐらいで許可になるのか、緩和になったのか。そこをよくちょっと詳しく聞きたいんですけど。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 面積の緩和要件として、面積持っていないなくても農地が取得できますという要件は撤廃された。あとの3要件については存続しますので、150日以上農業に従事する、機械を保有して地域との調和を保つ、全部効率的に利用するという条件はまだ残っておりますので、そのことによって下限面積は撤廃という形になります。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 今、課長のほうから話がありましたけど、この要件を満たせばその面積にはこだわらないちゅうことですか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 3要件を満たして営農計画書等で確認できれば、面積要件はなくなったということです。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 今、やっと把握できました。

それでは、2番目の農地確保の条件は今もちょっと述べられましたけど、私は大体熟知しておるんですけど、ほかの議員の方も今日は見えていますので、ある程度その中身もちょっと、新しい議員の方もいらっしゃると思いますので、分かっているところの範囲で話していただけませんかね。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 繰返しになるとは思いますが、権利取得後において農地全てを効率的に利用して耕作すると認められる全部効率利用要件、全ての畑を耕作するという事です。権利取得後において行う耕作に必要な農作業に従事する日数が150日以上であると認められる農作業常時従事要件。また、取得後に行う耕作の内容並びにその農地等の位置及び規模から見て、農地の集団化、農作業の効率化、農作業機械の保有条件、その他周辺の地域における農地等の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと認められる地域との調和要件でございます。

この3要件については、満たすことが農地取得の条件となるところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 農地の見直しについてと確保の件は、ただいま聞きましたので、次に移らせていただきたいと思います。

長原茶園約6町歩排水路について伺いをいたします。

1番目の、U字溝が機能していないが、その対策についてちょっとお伺いをいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 長原茶園排水路について、U字溝が機能していないが、その対策につきまして回答いたします。

長原茶園排水路につきましては、1月23日に水路が壊れているとの報告を受けたもので、その後現地確認を行いまして茶畑の所有者の方と排水の機能回復等について協議を行ったところでございます。

今後、現地の詳細な調査を行い、対策等を検討していく予定でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 民有地の中にU字溝が敷設されておりますが、これは町がやったんでしょうかね。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） こちらのほうが、調べてみましたところ昭和46年から47年にかけて農業構造改善事業というのがございました。その中で、事業主体は三股町農協のほうが事業主体となって実施している模様でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 先ほど資料を配付しておりますが、写真を見ていただければ分かると思うんですけど、茶園の、ちょっと写りが悪いんですけど本物はいいんですけどコピーですので分かりにくいかわかりませんが、茶園の向こう側に杉山が見えますが、ここが土砂が決壊して約五、六メートル段差ができております。

ここは、以前にもこういう状態が起きたんですよ、何年前だったと思うんですけど。こんなにひどくなかったんですけど、今回はもう水路がほとんど壊れて杉もだいぶ倒れております。

四、五十年生が倒れております。

状況はこういうことなんですけど、対応策はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 民有林が被害を受けているが、その対応はどうなっているかにつきまして回答いたします。

昨年の台風14号で、町内でも多数の山林で倒木等が発生しており、県に補助事業等に対応できないかの確認を行ったところ、民有林の被害対策は下流の人家等の保全対象がないと事業対象にならないということでございました。保全対象人家としては、2戸以上、5戸以上という規定がございます。

また、風倒木等の処理につきましては、現在過去の災害で倒木した山林の処理を森林環境譲与税を活用した事業で検討しているところもございますので、今後現地を調査し、対応できるか検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） これは、災害工事に当たらないんですかね。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 先ほども申しましたように、台風14号は9月に発生しております。報告を受けたのが1月23日で、調査を行っております。台風から1か月以内に被害報告等を行っていないと、その年の台風の災害にはできないという規定になっております。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） これが処理ができないちゅうことであれば、いつ対応されるのかわかりませんが、このままですと台風時期が来たとき、まだひどい状況になるんじゃないかなと思っているんですがそこら辺はいかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 先ほど回答いたしましたけど、茶畑の所有者の方と排水機能の回復という形で、こちらのほう長原の丘という長田のほうに、つつじヶ丘の南側にある丘のところの上のほうにある茶畑なんですけど、面積も広うございますので、先ほども申しましたように昭和46年から47年という古い施工時期となっております、排水路も老朽化が見られたのではないかと考えております。

その対策を行いまして、水の流れのほうを確保していきたいという形で現在対策等の検討をしていく予定でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 周りの山林の方からの話によると、排水が小さいと。上のほうは私も見に行ったんですけど、300なんですすよね。下のほうが小さいち言って皆さんがおっしゃっているんですけど、逆じゃないかって言って、下のほうが大きくないとまた同じことができるんじゃないかという話なんですけど、そこら辺はどうですか。計画的にどう考えていますか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 先ほども言いましたように、昭和46年から47年に施工され



の土地については一般住宅用地の特例となり、課税標準額を3分の1の軽減となります。ただし、家屋の床面積の10倍が特例の限度面積になっております。

この特例は、宅地に専用住宅等が建っていることで課税標準額が軽減されるもので、専用住宅等が滅失され、更地になると特例がなくなり、宅地としての本来の課税標準額での課税となります。

更地になったときの差額については、それぞれの宅地の地積、課税標準額、住宅床面積によって限度額面積等も変更しますので、条件によって異なりますので、個別の算出はそれぞれでないとできないところであります。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 今後空き家がどんどん増えてくる状況の中で、やっぱり家をもう壊さないといけない状況にあるのが結構あるんですけど、この問題が引っかかって、「壊したら税金が高くなるがね、これをそのまましとったほうがましよ」ちゅうような考えの方もいらっしゃるんですよ。

やっぱりそこら辺をちょっと改良しないと今後はまた、改革ができないような状態でもあるんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 空き家問題については、全国的な問題であります。空き家の特措法においても、危険住宅等について市町村が取壊しとの勧告をした場合には、税制上では住宅地の特例が外れるというようなことになっておりますので、空き家の調査をいたしましたので、今後その施策といいますかこうした対策が進んでいくのかなと考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 今、大体説明を聞きましたので分かりましたが、あと最後の、町内の空き家数はどれくらいあるのか。昨年と本年度と、本年度がまだ始まっただけですけど、その前年度の比較は増えているのか、減って改革が進んでいるのか。そこら辺をちょっとお聞きいたしたいんですが。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 町内の空き家数はどれくらいあるのかについてお答えいたします。

まず、町内の空き家数につきましては、平成30年に住宅・土地統計調査がございまして、それらによりますと、共同住宅の空き家等を含めまして1,770戸ございまして、町内の住宅総数に占める比率、いわゆる空き家率は14.6%となっております。今お話したのは、平成30年の統計調査です。

昨年度、空き家等の実態を把握するために空き家等実態調査を実施いたしました。この実態調査につきましては、地元の公民館からの情報等を得て現地調査等を行っているところです。この調査につきましては、共同住宅等の戸数は除いて、住宅とか店舗兼住宅の空き家等として判断したものが、建築物単位になりますが、1,039棟ございまして、町内全域に分布していることを確認しております。

昨年と比較してどうかというご質問でしたが、毎年調査しているものではありませんので、そこは分からないんですが、先ほどの住宅・土地統計調査が5年に1回調査されておりまして、その数字によりますと、先ほどお話しとおおり、平成30年が1,770戸だったんですが、その5年前、平成25年は1,300戸、そのまた5年前平成20年は920戸という数字がございまして、基本的にどんどん増え続けているという現状があるかと思えます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） この問題は、新聞等でもテレビ等でも盛んに言われて、空き家を補助金を出してある程度きれいにする対策なんかは町では考えていないのか。国のほうでもこの問題が盛んに叫ばれておりますが、本町の考えはこれぐらい、今後の対策としてどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 休憩します。

午後1時25分休憩

午後1時26分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続いて、本会議を再開します。

総論で。こういうふうを考えているぐらいで言ってください。都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 昨年度、三股町空き家等対策計画というものを策定しております。この中で、基本方針の中に空き家等の有効活用としまして、空き家・中古市場の活性化とか空き家の利活用、またあと撤去に関するものとかそういったものを計画の中に施策として入れておりますので、この計画に沿いまして、総合的・計画的に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員、誰か来る。傍聴者がいらっしゃる予定ですか。（「いや」と

呼ぶ者あり) そしたら、少し繰り上げてよろしいでしょうか。では、45分から始めたいと思います。よろしくお願いします。

午後1時27分休憩

午後1時45分再開

○議長(指宿 秋廣君) 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位8番、西村議員。

[4番 西村 尚彦君 登壇]

○議員(4番 西村 尚彦君) それでは、通告に従いまして一般質問を行っていききたいと思えます。

今回は、三股町の財政状況と今後の財政運営について質問をしていききたいと思えます。

まず、その前に今回の質問を行うに至った趣旨について述べたいと思えますが、皆さんご承知のように、新型コロナウイルスで日本経済は大きな打撃を受けたと言われております。また、最近円安に伴う原油・物価高騰に伴い、電気代、ガス代そして食料品の価格高騰が起こっております。非常に生活も大変になり、何か景気が後退しているような印象を受けております。

ところが、一方、テレビ報道などを見ますとコロナ禍においても巣籠もり需要等で非常に好調な業種もあるということで、果たして今景気がいいのか悪いのか。また、最近テレビで国のいろんな景気判断の数値も発表されますが、最近上向き修正が多いように見受けられます。

このような状況の中、先週3月議会が始まりまして令和5年度の一般会計の予算の提案がありました。過去最高額の117億7,000万円。しかし、町長の施政方針の中では財政の見通しにつきましては、財政状況は依然として厳しい状況になると予想すると言われております。一体このような状況の中で、今の町の財政の状況はどうかということをお聞きしたいと思えます。

残りの質問につきましては、質問席のほうで続けていききたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長(指宿 秋廣君) 町長。

[町長 木佐貫 辰生君 登壇]

○町長(木佐貫 辰生君) 三股町の財政状況と今後の財政運営についてのご質問の、現在の財政状況をどう認識しているのかについてお答えいたします。

まず、今議会に提案しております令和5年度当初予算の編成におきましては、町税・地方交付税では地方財政計画などを勘案し、増額計上しているところです。また、各種基金においてもそれぞれの基金の目的に応じて活用を図り、既存事業、新規事業、投資事業及び自治体DX対応な

どの予算確保に努めたところであります。

単年度ごとの予算におきましては、歳入面で地方税などの自主財源が少ない財政構造の中で、歳出面で扶助費などの社会保障関連経費の増加や自治体DXの推進、新たな施策の展開など社会変化に対応する経費の増加が見込まれているところであり、本町の歳入に見合った予算規模を堅持しながら、町民の幸福度の向上、本町の発展を目指し、適切な事業選択の下、施策を展開してまいりたいというふうに考えております。

財政運営におきましては、10月の定例会で報告いたしましたとおり、健全化判断比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の各項目において良好な数値を示しており、健全な財政運営を行っているというふうに認識しているところであります。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） ただいま、町長のほうから健全な財政運営をやっているということで、先ほど言われましたように、昨年10月に決算の委員会がありました。令和3年度の決算審査意見書、監査委員の意見書ですが、これをまた見たところ、確かに令和3年度の決算の実質単年度収支は1億円を超える黒字であると。それと、あといろいろ数値も言われましたが、数値も非常にすばらしい数字であるというふうに思います。

また、監査意見書の15ページにあるんですけども、この最終的な監査意見の中でも、「本町の財政運営はおおむね良好であると認められる」と。「最大の効果を上げる施策に取り組み、さらに効率的な行政運営を要望する」ということで、確かに赤字も出さずに非常に良好だということが表れております。

それでは、じゃあ、単年度の決算については非常に優秀だということで、昨年度の決算でも報告したわけですが、今度は具体的に、次の②以降になるんですけど、町の借金である町債、または貯金である基金、あとは財政指数等を基に今の財政状況はどうか。また、今後どういう財政状況になるのかを聞いていきたいと思いますが、ここから先は、三股町役場の中で一番財政に長く携わり、一番詳しい黒木税務財政課長に聞いていきたいと思いますが。

早速質問事項の②なんですが、町債についてお尋ねしたいと思います。

現在の町債の残高、町民1人当たりの金額、また県内の市町村及び類似団体における比較についてお尋ねいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） お答えする前に、今回の数値につきましては、各県の比較がありますので、まだ令和2年度までの数値しか各市町村も公表されておられませんので、2年度の決算でお答えさせていただきます。

本町の町民1人当たりの地方債残高は、資料1になりますけども、令和2年度末で29万357円となっております、県内では木城町20万8,407円に次いで2番目に低い状況であります。

類似団体、人口規模・産業構造が似た団体になりますけども、類似団体の1人当たり地方債残高は33万3,881円となっているところであります。（「資料2だね」と呼ぶ者あり）1人当たりについては、資料2のほうになります。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） それでは、ただいま町債、町の借金について回答をもらったところですが、皆さんご承知のように、個人の生活または企業や会社の活動においては借金が無いほうがいいに決まっております、全て自己資金で賄えればそれにこしたことはないと思っております。

ところが、ご承知のとおり、国の予算におきましても国債を発行してその財源としております。また、国以外、地方自治体につきましては、地方財政法の中で公共施設または公用施設の建設事業費は地方債をもってその財源とすることができるというふうになっておりまして、全国どこの自治体でも地方債を財源として事業を行っているというのが普通になっております。

ただいま、資料2のほうで説明がありましたが、三股町の地方債残高、人口1人当たりになると29万357円と。類似団体の33万幾らかにしても非常に三股町は県内でも2番目に借金が少ないということで、非常に優秀ではないかと思えます。ただ、この数字が果たしてその県内の順位だけでどうなのか。その2番目だからいいのか。多ければ悪いのか。非常にこの財政問題というのは難しいと思えます。

今回、私この財政問題を一般質問にするということで、改めて財政問題についていろいろ勉強させてもらったんですが、ここにいらっしゃる役場の職員の皆さんも普段なかなかこう財政の数値というのは普段の仕事の中には縁がないと。やはり財政の担当なんかは非常に気にする数字なんです、通常の職員でさえ、通常の業務においてはあまり数値というのはなかなかこう気にして仕事することはない。

やはり、こういう決算のときに初めて出る数字でありまして、ただこの数字のよしあしというのはやはり町の財政状況を本当によく表しているかなと思ひまして今回の質問をやったところなんです、この今県内において順位で2番目、類似団体としてもこういう数字が出ていますが、これについて財政課長の評価といいますか、所感で結構なんです、お願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 確かに1人当たりの残高だけで比較するべきものではないとは思いますが、実は、この地方債の中にも単純なる借金の部分もありますし、交付税措置等によって

この部分の10分の10交付税措置がされるような事業もあります。実際、本町では約半分は交付税措置がされる地方債残高と、3年度末でですね、なっております。

また、町債については、発行にするに当たって単なるその財源補填のための借入金という部分も、確かに財源の確保のために借入れをするという部分もありますけども、例えば1つの施設を作るに当たって地方債を起こしまして、それをこれから20年、30年三股町に在籍するであろう住民の方の納めていただく税金でその施設を賄っていくという性格もありますので、家庭でもそうなんだと思いますけども、全てが悪い借金であるかということとまた違うのではないかなというふうに考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 今、財政課長のほうからありましたように、借金というと非常にこう悪いイメージがあると思うんですね。特に、個人の場合はなるべく借金しないほうがそれにこしたことはありません。

ところが、皆さん分かりますように、家を買うときでも当然住金借りたりして借金して買います。車を買うときでも借金する人もいます。例えば、子どもが進学するときでも奨学金借りたりということで、やっぱり生活をする上で借金というのは必要不可欠なものであるんじゃないかと。

特に会社を経営されている方は実感されていると思うんですが、会社を起こすには当然銀行からお金を借りて事業をやらないとその先がないというのもあります。

そういう観点から見ると、今言われましたように、地方自治体の借金、地方債ですね。これは、必ずしも悪いものではないというふうに私も理解しております。

今、財政課長言われましたように、例えば学校の公共施設なんかやっぱり長年にわたって使うものです。この長年にわたって使うものは、建設時のときのその町民だけじゃなくて将来の利用者、町民もやはり便益を受けることになるということで、やはりこの地方債というのは分割して元金を償還していくというのは非常に住民負担の世代間の公平という観点でこの財政運営にとっては必要なものだ。

そういうことで、やはり国をはじめ、県をはじめ、どこの市町村もこの地方債を借りて運営していくのが当たり前であると思います。

ちょっと先ほどありましたが、この三股町の75億円余りの地方債、借金の中で、次の質問になるんですが、（ウ）になるんですけども、臨時財政対策債という町債があります。これについてどのようなものか、それと三股の発行状況。（イ）、（ウ）をまとめてお答え願いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） それでは、臨時財政対策債とはどのようなものかということで

お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃいましたように、地方財政法では公共施設等を建設する財源にする場合を除いて自治体の財源は地方債、町債ですね、以外で賄うことを原則としております。臨時財政対策債は、地方財政法の特例として発行される地方債であります。先ほど10分の10交付税措置がされるといったのがこの部分になります。

本来は、自治体が標準的な行政サービスを行うに当たり、財源不足が生じる場合に地方交付税が交付されます。平成13年よりその交付税額に不足が生じた場合、原資が所得税とかになりますので減収があったりして交付税に不足が生じた場合に、その不足額を国と地方が折半して負担する仕組みとなっており、地方債の地方が負担する負担額の財源として発行するのが臨時財政対策債であります。

臨時財政対策債の各年度の償還金については、全額交付税措置されるものとなっております。令和2年度までの臨時財政対策債発行額は62億4,934万6,000円であります。グラフは資料3のほうに書いてありますけども、ここに全体と建設の部分と臨時財政対策債をグラフ化したものであります。

臨時財政対策債を除いた町債の現状につきましては、制度が始まる前、平成12年度末地方債残高は68億4,408万8,000円でありまして、これは建設に伴う地方債になります。令和2年度末の臨時財政対策債を除いた地方債現在高は38億5,312万8,000円となりまして、建設等に係る地方債は29億9,096万円減少しまして、地方債残高の約51%になっているところであります。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 今、資料3で説明していただいたんですが、平成12年には68億円余りあったこの単純な借金が、令和2年度には38億ということで約半分近く減ったということで、この七十数億ある借金のうちのほぼ半分はこの臨時財政対策債ということになります。

先ほど説明ありましたように、このお金に関しては交付税措置で残り100%返ってくるということで、なかなかこの辺の数字が、例えば職員にしても町民にしてもなんですが分かりにくいと。ただ、借金の総額だけで非常に状況が悪いというような判断をされていると思うんですね。

当然、先ほどありましたように、117億円余りの予算の中で70億円超えるような借金があると非常にあっぴあっぴのような感じもしますが、やはりこういうふうに数字を解いていくと約半分ぐらいしかない。しかも、平成12年度からするとさらに約半分に減っているということで非常に健全な運営がなされているのではないかというふうに思っております。

そういった中で、この臨時財政対策債、赤字に対する交付税で100%保証される起債、それ

とその他の言わば建設債と言われるのがありますが、当然いろんなインフラを整備するためには、一番いいのは当然税金で賄って現金でするのが一番いいと思います。ただ、それだけでは賄えないということで国なんかの有利な起債があると思います。

先ほどもありましたように、そのいろんな建設の起債の中には交付税の算入率が100%のものから80%、70%いろんな有利があると思いますが、この地方債を運用するときの基準についてお尋ねしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 地方債の条件につきましては、国が示す地方債計画に定められた事業となっております。これには、交付税措置があるもの、ないものを全て示されている計画なんですけども、町債の運用基準としまして、本町では当初予算編成方針におきましてこの地方債計画の適債性がある事業で、地方交付税措置のある有利な町債の活用を原則としております。

そういう取扱いで、基本的には交付税措置があるものを優先して借入れを行ってきているという状況であります。

○議長（指宿 秋廣君） 休憩します。

午後2時03分休憩

-----  
午後2時04分再開

○議長（指宿 秋廣君） 本会議を再開します。西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） それでは、続きまして基金について聞きたいと思います。

各種基金、いろいろ町には基金がありますが、その基金の役割または運用についてお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 基金には、特定の目的のために資金を積み立てる積立基金、定額の資金を運用するために設置する定額運用基金がありまして、災害復旧その他財源の不足を生じたときの財源を積み立てる財政調整基金、町債の償還に必要な財源を積み立てる減債基金は積立基金になっております。

基金の運用は、会計管理者において定期預金などで管理されまして、それぞれの目的のために取り崩すなど適当な運用に努めているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 資料5に、三股町の基金の一覧が出ております。

午前中、町長のほうからちょっとありましたように、例えば交流拠点施設整備の基金が5億円ほど積んである。あとは、財政調整基金も非常に少なかったのが16億円ほどになったというふ

うな答弁を受けたところなんです。この基金のそれぞれの適正額、例えば交流拠点事業ですが、個人の感覚でいくとやっぱり事業するのにいっぱい貯金を貯めてその貯金を使ったほうが良いというような考えもありますが、この辺についての基金を積み立てる基準、考えが何かあればお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 基金については、まず公共施設等整備基金から、この表でいきますと財政調整基金と減債基金、それを除いたものがその他特定目的基金となります。この中では、それぞれの今後の事業にも財源に活用するために事前に準備している基金というふうに認識していただければいいのかなと思います。

特に、五本松交流拠点とかのものについては将来的に補助金、地方債を借りた上でもかなり一般財源が必要になってくるということで、そういうものについては事前から積立てを行いまして、将来の事業に備えるということで基金増勢を図っております。

財政調整基金については、毎年の決算注視状況に伴いまして、やはり残高が出るようであれば、将来の財源不足等に備えて財政調整基金ないし公共施設等整備基金に積立てを行って将来の負担に備えると。

全てが、将来負担に備えて準備している基金がほとんどでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） それでは、ちょっと具体的に聞きたいんですが、先ほど出ましたように、交流拠点の施設整備基金なんですけれども、5億円だと。午前中、町長が約20億円ということで事業費の半分は国の補助で基金を使う。そして、有利な起債を使うというお話になっています。

先ほども言いましたように、個人の消費の関係でいくと、もうお金いっぱい貯めて使ったほうが良いような気がします。ただ、そこに有利な起債、先ほどありましたように交付税の算入率がある起債を使うというのも将来の町の負担のためには必要じゃないかなと思いますが、この交流拠点整備基金、5億円より増やす予定とか、増やしたほうがいいのか、この額が適正とか、その辺の見解があればお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 当初、この5億円というのも事業費等があまり明確になっていない中でありまして、補助事業の活用もまだはっきりとしていない部分もありまして、当初うちのほうで計画で考えていたのは、20億に対しましてこれを全て単独事業としたときに、地方債を75%借りたときにそれ以外に一般財源が5億必要になるということも考えて、ある程度5億円程度は持っておきたいということで基金を増勢してきたものでありますので、先ほど町長が答

弁しましたとおり、20億を限度ということで、しかも国庫補助等を使ってやるということに今方針がいておりますので、地方債額もその分落ちていきますし、一般財源の必要となる額も落ちていきます。

ただ、交流拠点施設の周辺等の整備等も含めてありますので、当然地方債を起こせない事業等もありますので、その部分の財源には活用させていただこうと考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） それでは、③の（イ）になるんですけど、その財政を調整するための基金、16億円ほどあるというんですが、この残高について町民当たりの金額含め、県内の市町村、類似団体と比べて一体どういう位置づけになるのかというのを質問したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 資料4のほうがいいかと思えますけども、本町の財政調整基金の残高、令和2年度末で1人当たりが6万4,512円となっております。県内では15番目の大きさになります。

類似団体でいきますと、類似団体の財政調整基金の残高は1人当たりが4万7,694円となっているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） この資料4の表で見ると、下のほうの県北のほうが非常に1人当たりの基金もいっぱい持っているような雰囲気になっております。当然基金、貯金ですからいっぱいあればこしたことはないと思うんですけども、やはり税金を無駄なく町民に使うという観点からするとやっぱり限度もあると思えますが。

（ウ）になります。財政調整基金の適正な額、運用というのはどのように考えていらっしゃるか、お願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 財政調整基金の適正な額というものについては、パーセント等示されたものではありません。総務省が調査した結果によりますと、標準財政規模の20%以下とする回答が多い反面、全国の6割の自治体が20%を超えている状況となっております。

本町の令和3年度末財政調整基金残高は16億7,899万1,000円でありまして、先ほど申しました標準財政規模の26.1%の額となります。

財政調整基金の運用の考え方としましては、基金の目的が災害復旧その他財源の不足を生じたときの財源となっております。年度間の財政調整という目的から本町では主に当初予算編成時の財源補填として運用しておりまして、年度末までの補正予算の際にその取り崩した額を減額す

るなど財源振替を行いまして、残高の確保に努めているところであります。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（４番 西村 尚彦君） それでは、続きまして④になるんですが、財政諸指数について伺いたいと思います。

ここに挙げておりますように、実質収支比率、経常収支比率、財政力指数、実質公債費比率ということで、県内の状況も含め、教えていただきたいと思うんですが、なかなかこういう数値というのは普段見ることもありませんし、財政の言葉って非常に難しいですから、分かりやすく簡単にそれぞれの数値について、今、三股町における位置づけについてお答えを願いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） （ア）でいいですかね。令和２年度決算での本町の各指数は、実質収支比率６．４％、資料の６から９に各市町村の一覧表をつけておりますけども、これは実質収支比率ですので繰越関連の比率になります。経常収支比率９１．５％。これは、通常必要な経常的な町の経費にどれだけの経常的な収入を充てられたかということになります。財政力指数０．４６１、実質公債費比率４．９％となっております。推移といたしましては、実質収支比率は同水準、経常収支比率では増加傾向、財政力指数は財政力は強まる方向で推移しております、実質公債費比率はほぼ同じ水準となっております。

県内では、実質収支比率が１０番目、経常収支比率が１３番目、財政力指数が１０番目、実質公債費比率が４番目となっております。ほぼ良好ではないかと思っております。

ちなみに、類似団体の数値といたしましては、実質収支比率が６．４、経常収支比率が９０．６、財政力指数が０．６９、実質公債費比率が６．４％となっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（４番 西村 尚彦君） 数字については、おおむね適正な範囲に入っているということだと思います。

これらの数字については、本当にこう中身をよく勉強しないと分からない数字なんですけど、昨年１０月の決算審査書の中にも、この決算審査意見の中にも財政運営について２９年度から３年度までの数字が出ております。先ほど紹介しましたように非常に健全にやっているということがありますので、やはりこの辺の数字を注視しながらいろんな事業のよしあしを判断していかなくてはならないというふうに考えております。

続きまして、（イ）の健全化判断比率及び資金不足比率の推移とその評価についてお尋ねしたいと思います。

午前中も、町長のほうからちょっとこの数字についてはお話ありました。これが、令和3年度のこの健全化数値の文書になります。これ各議員に配られたと思うんですが、これを見ると非常に説明もよく書いておまして、非常にわかりやすいということで、再度この健全化判断比率について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 資料を持っていらっしゃるということで、そちらのほうが詳しいかなと思っているんですけども、健全化判断比率については実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率というのがありまして、本町では実質公債費比率のみが数値が算出されている結果となっております。また早期健全化基準とも乖離しております。本町は現状の財政運営を行う上では各指数が同水準を回ることはないと思っております。

ここでいう実質赤字比率、連結実質赤字比率は、決算で説明がそれぞれあったと思いますけども、全てが黒字で決算を終えておりますので数値が出ていない状況になります。

将来負担比率ですけれども、標準財政規模ということで税収等と交付税等を加算しましたものに対しまして、町が将来負担する地方債と債務負担行為で支払うべき、将来負担すべき金額と退職手当の積立金等を、将来町が負担するものを分子、先ほど言いました税等の基準標準税というものと地方交付税を足したものを分母といたしまして、それが、数値が町の財産のほうが上回っているということで、これも数値が出ていないという数値になっているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 健全化判断比、実質の赤字の比率、連結の赤字の比率については、もう黒字だということで、これは当たり前のことです。

実は、この健全化判断比率というのを調べるに当たって、調べましたら、皆さんご承知のとおり、北海道の夕張市が財政破綻をしております。これをきっかけに、この健全化判断比率を使うというふうになっていると聞いております。

市町村の財政の中で、市町村が破綻するというのはどういうことなのかということでちょっと調べてみたんですが、結局、夕張市の場合は、市税が9億7,000万円ぐらいしかないのに、負債総額が632億円ということで、もう実に60倍、70倍近くの負債を抱えていたと。当然、地方債残高を除いても350億円ほどの赤字だったと。

どうしてこのようなことが起こったのかというのをひもといていきますと、当然、ここは元炭鉱町でありまして、炭鉱が潰れて、その残ったインフラを全部夕張市が引き受けたとか、観光事業をやったけどそれが失敗したとかいうのがありますが、一番の原因は、結局の、当然夕張市にも監査委員もいるはずですし、議会で毎年決算報告があるはずなんです。そういうのが、実は供用されていなかったというのが分かりました。昔は、一時借入れという方法があって、出納整理期

間中にいろいろ捜査して負をを出不さなかったと。

ただ、それを気づかなかった、当然、市の監査委員の責任もありますし、そこを追及できなかった議会の責任もあると、当然、執行部にもあるんですが。

もう一つは、職員の中にもこういう財政状況だったというのを全然分らないと。財政課の職員ぐらいしか知らなくて、ほとんどの職員が市の財政状況が分からなかったというのが発端だということです。

ですから、この数字というのは非常に大事な数字であって、とにかく、この数字が出てくると赤字になっちゃう、もう危機的状態だということで、この数字は私たち議会としても非常に注目していかないといけない数字じゃないかなというふうに考えております。

そういった意味で、この公表を、やはり、毎年毎年、法令に従ってやっていたらっしゃるんですが、ここは、非常に注目していくべきところかなというふうに考えております。

それでは、続きまして、もう一つ、この財政支出の中にいろんな、(ウ)になりますが、新地方公会計制度というのがあります。これについて、この目的についてお答え願います。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 地方自治体の会計は、現在の会計ですけども、現金主義・単式簿記で運営しているところでありまして。それで、減価消却費、退職手当引当金といったコスト的な情報と建物等の資産、負債といったストック情報の把握に難があるというふうにされております。

新公会計制度の導入につきましては、発生主義・複式簿記による財務諸表を作成することで、減価消却費を含むコスト情報、ストック情報が見える化されて、財政マネジメントへの活用が期待されるというふうに言われているところであります。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 実は、町のホームページの中に、この新地方公会計制度に伴うそれぞれの諸表が掲載されております。私、全部コピーして持ってきたんですが、貸借対照をはじめとする行政コスト計算書、あとは資産変動書、資金収支計画書があるんですが、当然、民間の複式簿記を基本とした数字なんですけど、非常に分かりにくいです。この表を見ただけでは、一体何を表現しているのかというのがさっぱり分からない。

確かに、法令に従って、毎年この財務諸表が、4つの諸表が出ているんですが、解説もついていませんし、どこをどう見たらいいのか分からないということで、この辺について、今後、何か改善の余地があればよろしく願います。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） この諸表は確かに分かりにくいものでありまして、今、全国的

に公会計制度で、そういう主要諸費用を、諸表を作成して公表することということで法律で定められまして始めたところでございます。

今後、やはりそこ辺の、先ほど申しました、ほかの財政の指数と合わせて、これについても各団体との比較とかされてくると思いますので、その辺を本町においても、もうちょっと詳しくできないかということは検討したいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 今、ありましたように、この健全化判断については、本当に親切丁寧な資料をつくってあります。町民誰が見ても、見るだけで一目で分かるような作成基準だと思います。

やはり、これと同じように、今、この新会計制度に伴う4表についても、ぜひ、誰が見ても分かるように、先ほど言いましたように、町の財政が今どういう状況なのかというのは、その執行部と議会だけではなく、やっぱり町民も分かるようにしていないと、町がどういう状況か、例えば、町が新しい事業するのに財政は大丈夫なのかという基準になると思います。そういうことで、この指標については、ぜひ、今、財政課長からありましたように、分かりやすい資料提供をお願いをしておきたいと思います。

それでは、続きまして、⑤になるんですが、今後の町税及び地方交付税の見込みということで、今、非常に世の中が不景気みたいな雰囲気があります。冒頭申しましたように、ただ、令和5年度は史上最高の予算額と。

よく国の予算委員会見たり、いろんなどころの県、市町村見て、少子高齢化によって急速な人口減少があると。税収も地方交付税も、本当に収入が減少して大変だというような言われ方をしております。

今年のインターネットの中の町長のメッセージの中にも、人口のことがちょっと触れられていたんですが、昨年と人口を比較すると116人減っていると、平均すると月10人減っていると。これも深刻な問題と受け止めるということで、確実に、本当に人口減っていく。

ところが、令和5年度の、先ほどありましたように、税収も伸びている、交付税も伸びている、何かちょっと違うような、多分、時期がずれてくるんじゃないかと思いますが、そういったことを含めて、今後の町税、地方交付税の見込みについてお尋ねしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 昨年3月にお配りしました令和8年度までの中期財政計画では、町税は23億円程度、地方交付税は32億円程度で推移するものと見込んでいるところでございます。

町税、地方交付税は景気の変動するものでありますが、毎年、地方公共団体の財政運営上の指標として公表されます地方財政計画では、ここ数年、地方税、地方交付税、臨時財政対策債などの一般財源総額について、前年度の水準を下回らないように確保するとされているところがございますので、ほぼ、ある程度見込んだ額は確保できるのではないかなというふうには考えておりますけども、地方交付税については、当然、国税収入の増減によりまして落ちる可能性がありますけども、先ほど臨時財政対策債で説明いたしましたとおり、地方の総額を確保するという上では、交付税が減れば臨時財政対策債が増えるというような計算になりますので、ある一定水準は確保できるのではないかなと考えているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 令和8年度までの計画を見ると、町税、地方交付税も確保できるという話なんですけど、社人研というのがあります、国立社会保障・人口問題研究所と言われますが、その人口推計というのをちょっと見てみたんですけども、令和2年度の国勢調査を基に、これ、2015年の数字なんですけど、30年後、2045年の人口推計がしてあります。消滅する市町村というので有名になりましたけども、実は三股町、2万5,404人、2015年です、30年後、2045年には2万3,150人ということで、約2,000人減少という。私、もっとも人口が減って行って、もう2万人切るんじゃないかと思っていたんですけど、2,000人、率で言うと8.9%とのことです。

ちなみに、隣の都城市、2015年当時16万5,000人が12万5,000人ということで、約4万人、24%減るということで、24%、4分の1減るということは、やはり大きいのかなと。三股が大きくないということじゃないんですが、特に、30年後をじゃ予測しろと言っても、今、言われましたように、国税含め、地方交付税含め、要素は難しいんじゃないかと思えます。

そういった中で、冒頭申しましたように、町の借金とか預金・貯金とかというのを、幾ら貯めてどうするかというのは、やっぱり30年後を見越して貯めていくのがいいのか、それとも、やっぱり今の経済を回すためにどんどん使う、投資的経費に使うというのも必要だというふうには考えています。

そういった意味で、機会あるごとにこの議会で、やはり数字については決算をベースにしながら、やはり注視していかないといけないというふうに思っております。

じゃ、最後になりますが、今後の財政運営の見込みです。今後の課題についてお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 今後の課題ということで、今後、歳入面ですけども、町税が若干の増は見込めるということで考えておまして、ただ、大きな収入は見込めない中で、歳出の面では公債費、借金の返済については令和5年度ピークに減少するという見込みにはなっており

ますけども、今後の事業に伴って、また変更が出てくると。

社会保障関連経費の扶助費と物件費が増加する見込みでありまして、また、公共施設の老朽化対策と併せて課題になってくるものと考えております。

町としましては、自主財源、ふるさと納税の寄附金の推進とか、各基金の有効的な活用などで自主財源の確保に努め、歳入の規模に合った事業選択を行いながら、新しい施策にも対処していきたいと考えております。

なお、昨年3月に、中期財政計画をお配りしているんですけども、今年度も、今、当初予算が出来上がりましたので、それから数値等を見直しまして、今、作成をしているところでありますので、今議会の最終日に間に合うかなと思いますので、また、お配りしたいと考えております。よろしくをお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） それでは、最後に要望をちょっと、一つして終わりたいと思いますが。

今、話しましたように、この財政のいろんな指数とか、将来の町税、地方交付税、非常に予測しにくいこともあります。

冒頭説明しましたように、数字が本当に生の数字ですから、本当の実際の数字ですから、やっぱり町のほうとしても、我々議会のほうとしても、この数字を根拠にしながらいろんな議論していかないといけない。

いろんな新規事業、継続事業含めて、果たして三股町の財政規模にとって適当なのかどうかというのは、やっぱりこの数字を分析することによると、増が上がってくるかというふうに思っています。

それで、最後に要望なんですけど、実は、これは埼玉県富士見市というところがあるんですけども、ここは、実は条例をつくっているんです。富士見市健全な財政運営に関する条例ということで、中に書いてあるのは、今までいろんな健全化の数値とか、こういう統一的な基準の書類とかいうのを出しているんですけど、これを条例化したと。

多分、10年、20年たつと、この議場にいる人たちは総入れ替えになると思います。そうなったときに、本当に三股町の財政が健全かどうかというのは、当然、その当時の財政所管課が率先して財政情報を出せば、それはいいですけど、例えば夕張市みたいに隠すようなことがあると、全く見えなくなります。

そういうことを含めると、こういう条例で定めることによって、やはり縛られますので、こういう条例を基にして、常に町の財政状況をつまびらかにしていく、町民にも知らしていくというのが必要じゃないかと思っています。

この富士見市の場合は、先ほど言いましたように、財務省のいろんな解説もありますし、中期財政計画は三股町もあるんですが、と条例ということで、財政の公表というのに非常に力を入れているというふうに感じております。

ぜひ、三股町においても、今後いろんな事業を進めていく上でも、財政状況、財政指数等を含めて、もちろん議会なんですけど、町民に向けても公表していただきたいということを申し添えまして終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。

残りの質問は、明日10日に行うことといたします。

---

○議長（指宿 秋廣君） 本日の全日程を終了しましたので、これをもって、本日の会議を散会します。

午後2時33分散会

---

---

令和5年 第1回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

令和5年3月10日(金曜日)

---

議事日程(第4号)

令和5年3月10日 午前10時00分開議

- 日程第1 一般質問  
日程第2 総括質疑  
日程第3 常任委員会付託

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問  
日程第2 総括質疑  
日程第3 常任委員会付託

---

出席議員(11名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	11番 指宿 秋廣君
12番 山中 則夫君	

---

欠席議員(1名)

10番 内村 立吉君

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 佐澤 やよい君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長	山田 正人君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君
高齢者支援課長	下沖 祐二君	農業振興課長	上原 雅彦君
都市整備課長	井上 政和君	環境水道課長	木下 勝広君
ふるさと納税推進室長	細田 高広君	教育課長	福永 朋宏君
会計課長	島田 美和君		

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴者の方々への配慮としまして、議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内とすることをお願いいたします。50分を超えた残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができることとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

また、登壇しての発言の際、マスクの使用、不使用につきましては、発言者の自由といたしますので、ご理解をよろしくをお願いをします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位9番、岩津議員。

〔1番 岩津 良君 登壇〕

○議員（1番 岩津 良君） おはようございます。発言順位9番、岩津良です。通告に従い質問してまいります。

通告事項として、まず不登校児童生徒について。そして、学校教育におけるタブレット学習の活用状況について伺っていきたく思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速、不登校児童生徒についてです。

文科省で公表されている令和3年度児童・生徒の問題行動、不登校などの生徒指導上の諸課題

に関する調査結果では、不登校児童生徒の割合が、小学校が1.3%の77人に1人、中学校に至っては全体の5%で、20人の1人と結果が出ております。

三股町内の小中学校生徒においても、約40名から50名の生徒が学校に登校できない。また登校しないという選択を取っておられると把握しております。本町においても割合で言うところの調査結果と大体同じパーセンテージに値するのではないだろうかと思っております。

これからの人口減少や少子化が進む社会の中で、この推移状況について対応しなければならない件であるとともに、子供たちがこれからも学びの機会が損失されないように、寄り添ってほしいですし、学校や教育委員会でも日々問題や課題について尽力いただいているかと思っておりますが、不登校に対する要因や背景、環境も本当に様々であることから、教育施策の方針の下、福祉課や基幹相談支援センターも含めた各機関などの細やかな連携が必要になっているように感じます。

義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第12条においても、教職員、心理・福祉等の専門家の関係者間での情報共有の促進に必要な措置、不登校特例法及び教育支援センターの整備、教育の充実に必要な措置、学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況の継続的な把握に必要な措置、学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、児童・福祉・不登校児童生徒に対する情報提供の支援に必要な措置、以上を国と地方公共団体は措置を講じ、また講ずるように努めるとされていますが、様々な背景や要因が多様であることから、解決策として一筋縄ではいかないと思っておりますが、成長真っただ中の子供の1年と大人の1年は全く違います。やれる対策をよく考えながら、早急に取り組む必要があると考えております。

また、本町の施策の展開、子供のための支援の取組として、適用指導教室や教育相談、スクールソーシャルワーカー、スクールソーシャルカウンセラーの活用をすると計画にはありますが、明確な支援方針を改めて伺いたいと思っております。

通告事項の1つ目の質問になりますが、三股町での不登校における支援の在り方の重点的な方針を伺います。

以上で壇上からの質問は終わり、残りは質問席にて行いたいと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） おはようございます。三股町での不登校における支援の在り方の重点的な方針について、ご質問にお答えいたします。

新たな不登校の児童生徒が生じないようにするため、全ての児童生徒に対し、毎学期または毎月行う教育相談や、毎月1回程度の学校生活アンケートを実施し、状況を把握しております。

また、遅刻や欠席が増加傾向にある児童生徒に対しましては、担任や生徒指導担当教員等が電

話連絡や家庭訪問等の個別支援を行っております。

さらに、不登校が継続している児童生徒に対しましては、担任や生徒指導・担当教員が週1回以上の家庭訪問や電話連絡等を行い、状況確認を行っております。

状況によっては、町教育委員会と学校が協議し、関係機関と連携を図り、児童生徒一人一人への対応を行うようにしております。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ご答弁ありがとうございました。

先ほどの方針の中で少し伺いたいところがあります。まず、県から配置されているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとあるのですが、保護者側から見た場合に、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの違いが分かりづらいようです。併せてそれぞれの担う業務の違いや対象者の違いなど、簡単に構いませんのでお伺いしてよろしいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 学校のほうには、スクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカー、ここは児童生徒等の相談、また保護者の相談のために学校に配置されております。これは県のほうが配置をしているという状況でして、スクールカウンセラーにつきましては、県の人権同和対策室、で、スクールソーシャルワーカーについては、南部教育事務所に所属しているというふうな形になります。

スクールカウンセラーは、現在、毎週木曜日に三股中学校のほうは相談に来ております。生徒指導担当者と連携を図りながら、特に今は不登校の相談を中心に、子供たちとの面談また保護者との面談等を行っているところでございます。

また、小学校のほうにも定期的に、これは週1回ということではありませんが、定期的にスクールカウンセラーが訪問して相談を行うことになっておりますが、小学校の場合は、相談件数があるときにそちらに行って相談をするというふうな形になっております。

スクールソーシャルワーカーにつきましても、同じような役割もしているんですが、関係機関との連携というところをスクールソーシャルワーカーの場合は一番の目的にしておりますので、福祉課とその状況をつないだりとか、そういう関係、ソーシャルワーカーは児童生徒本人また保護者と相談をしながら、そういう福祉機関等につなぐ、児童相談所等も含めてですが、そういうような役割を担っているところです。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ありがとうございます。なかなかやっぱりスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーと、保護者側から見てもなかなか聞き慣れないこと、どういうことをしてくれるのかなと、やっぱり分からないところで、相談はどういった相談をしてくれる

のかなとか考えるところもありますので、やっぱりそこは分かりやすく周知していただけるとありがたいかなというふうなところなんですけれども、もう一つ、答弁の中でありました、状況によっては教育委員会と学校が協議をしという形で関係機関と連携を図るというふうにありました。具体的に状況によってはというところの場合で、どんな状況の場合に、教育委員会と学校の連携というのはあるのでしょうか、お伺いしてよろしいですか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 不登校の子供たちの抱える背景というのは様々でございます。そのような背景から来る課題の対応として、例えば、虐待やそれに類するような状況が疑われる場合には、町の福祉課が所管する要保護児童等対策協議会や児童相談所と連携をしたり、また、非行等の行動面における支援が必要な場合はスクールサポーター、これは警察に所属しておりますが、そういうところと連携をしたりとかというようなことを行っているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ありがとうございます。様々な連携が本当に必要かと思われまして。その中でもう一つ、児童一人一人への対応を行うようにというところで、最後のほうに答弁を頂いております。新たな不登校の児童生徒が生じないようにするためというところなんですけれども、三股町教育委員会として、今後、不登校数の数値的な目標などは設定されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 県平均を下回るということで設定をしております。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ありがとうございます。なかなかすぐに結果が出ない部分もあるかもしれませんが、やはりこれ以上増えないようには当然のことも含めて、多様な支援に取り組んでいってもらえたらというところで、教育委員会、学校が連携、話し合っただけで情報共有しながらやっていってもらえたらいいかなと思っております。

では、次の質問事項に移らせていただきます。

次の質問事項として、不登校児童生徒のことや三股町で運営されている適応指導教室、そこについて質問させていただきます。

まず小学生についてなんですけれども、小学生においても、登校ができない子が約10名いらっしゃるというところで把握しております。やはり小学校、義務教育の基礎の段階で学ぶ年代においてくじけてしまい、学校への関心が早い段階でなくなってしまう。集団活動であったりとか、そういったことが早い段階でやっぱりなくなっていくということは、今後の学生生活また今後の学び方、やっぱりそこにも大きく関わってくるものなのだと思うのですが、まず、三股町の小学

生における中学への進学時などの復帰状況はいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 小学生における中学への進学時の復帰状況について、過去3年間で、小学校6年時に年間30日以上欠席があった13名のうち、中学校進学後4名の生徒が不登校の解消に至っている状況です。

その他の生徒につきましても、4月当初から不登校という児童もおりますが、途中から不登校の状況に入るといふような生徒もございました。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ありがとうございます。資料についてもう一度ちょっとお尋ねしたいんですけども、この中学校1年の欄の表というのは、小学校の不登校だった子が中学校に復帰された人数でよろしかったですか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） この表は、令和元年度につきましては、小学校6年時に4名の児童が不登校の状況と。そして、中学校1年に入学してから4名の生徒の不登校が続いたということです。ですから、令和元年度の児童については、完全復帰した生徒はいないということで、そのように捉えていただければ、1名の生徒は9月から不登校の状況になっているようなことです。

これで行きますと、本年度につきましては、4名の児童が不登校の状況でしたが、1名だけが不登校の状況が続いているということになります。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。ちょっと待ってね。末尾を少しはっきり言って。二人の会話じゃないので、議事録も私も聞きとれないといかんのので、少し末尾を、両方とも少しお願いします。

じゃ、始めます。岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 失礼しました。この表の見方がちょっとごめんなさい、分からなかったのですが、じゃ、令和3年度3月から令和4年度1月は、6年生が4名不登校がいて、中学校でも引き続き不登校が1名というところで、3名は中学校になって復帰されたということでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） はい、3名は不登校が解消されています。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ありがとうございます。すみません、ちょっと表の見方が理解できなかったのですが、お伺いいたしました。

そのまま小学校の適応指導教室についてなんですけれども、前回、適応指導教室の利用状況に

ついてお伺いさせていただき、資料のほうを頂いたところで、小学生の適応指導教室の通級者がいない、0名というところで把握をしております。

まず、そこで次の質問をお伺いしたいのですが、適応指導教室に小学生が通級に至らないのはどうしてでしょうか。また、見学者の状況や通級させるための取組は行われているのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 適応指導教室に小学生が通級に至らなかった理由はなぜか。見学者はどれぐらいいるのか。また、通級させるための取組などあるのかというご質問にお答えします。

まず、小学生が通級に至らなかった理由につきましては、2年前まで適用指導教室の設置場所が狭かったことや、中学生だけが在籍していたことにより、小学生が通級しにくいと感じたり、また、保護者の送迎が必要であったりというようなことが考えられます。

本年度は、小学生の相談や見学はありませんでしたので、通級に至らなかった理由ははっきりとは把握していない状況です。

取組についてですが、適応指導教室には適応指導と教育相談の2つの機能があり、適応指導教室を周知するために、各家庭にチラシを配布し周知しているところでございます。

また、学校や町教育委員会が児童や保護者から教育相談や通級等の相談を受ける中で、児童の状況により適応指導教室についての説明を行っております。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ありがとうございます。通級に当たり送り迎えが必要になると、親の負担はやっぱり出てきますね。三股町の小学校5校、広範囲な中、1つの適応指導教室に通うということは、やっぱり小学生の足では当然自力では通えないですし、小学校の学校側からの適応指導教室についての認識がどうなのかなというふうにも思われるのですが、しかし、中学生のみしかいないところに、なかなか小学生がいきなり1人目というところは行きづらいと思います。

そういった意味でも、小学生が適応指導教室以外にも何か居場所、使える施設はないものかなというふうに考えますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 現在のところ、小学生も含めて適応指導教室をというのを町のほうでは準備をしておりますが、そのほかについては、現在のところ検討をしていないところです。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 小学生に対して、適応指導教室以外でもやっぱり何かないかなというふうに考えるんですけども、例えば、社会福祉協議会さんが行っておりますタテヨコナナ

メあたりとかで言うと、小学生が令和4年度3名ですか介入されて、支援を受けられているといふふうに伺っているのですが、そういった社会資源の最大限活用するノウハウを持っている三股町福祉協議会さんがたくさんありますので、やっぱりそういった周知も行っていただけたらなといふふうに思います。

それでは、次に行きます。中学生についての適応指導教室なんですけれども、今約10名ほどが通級されているというふうなことで把握しております。

全国的な推移でいくと、今後不登校児童生徒数が増えるかもしれない。そういうことも考えられるのかなというふうにも思うのですが、次の通告内容でお伺いしたいのですが、今後、通級者が増えた場合の対応は可能なのか、よろしく願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 現在、3年生8名を含め14名が通級しているような状況ですが、今後通級者が増えた場合の対応が可能かという質問にお答えいたします。

令和3年度から適応指導教室の場所を、中央公民館から建友会館へ移し、受入れ人数の増加に対応できるようにしております。また、令和4年度から指導員を2名から3名に増員し、通級者の増加に対応できるようにしているところです。

さらに、小学校教育や特別支援学級を担当した指導員を雇用するなど、幅広い児童生徒を受け入れられる体制を整えるようにしていく予定です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ありがとうございます。やっぱり見る側からの人員の配置だったりとということも必要かなというふうにお答えをいただいているようですが、今回、心の居場所として確保されている教室もあるサンライトルームということですが、不登校児童生徒はやっぱりすごく心に傷を持っていたりとか、やっぱり嫌なことがあったりとか、やっぱりすごく一人で考えたいなというふうなこともあるかと思うんです。

そういったところで、この適応指導教室の中の部屋の空間についてなんですけれども、プライバシーが配慮された相談スペース、または人数に相当した空間、部屋の配置、一人になれる居場所というところがあるのかということをお伺いしたいのですが、よろしく願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 現在、建友会館そちらのほうに適応教室の場所を準備しておりますが、生徒全体が入る大きな教室、それから相談ができるような部屋、そこも2部屋はありますので、生徒が一人になる、また一人で学習をするというようなことも実際に行っているところです。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ありがとうございます。適応指導教室が今、三股中学生が10名

ほど、40名に対してまだ30名ほどが通級していないというところで、その子たちの居場所はじゃどこなのかなど、やっぱり気になる部分はあります。そういった意味においても、多様な支援の在り方、社会福祉協議会さんを含めて様々な必要な方への必要な支援をできるような体制をよろしく願います。

それでは、次の質問に移ります。

答弁にもありました新たな不登校の児童生徒が生じないためというところで、未然防止の取組また各機関の連携についてお伺いいたします。

不登校の定義として年間30日以上欠席とされていて、そこに至るまでの経緯は様々かと思えます。例えば、欠席が20日だった場合や、完全欠席ではなく早退を多く繰り返す。また多く遅刻をするなど定義に至らない場合や、片やまたいじめの傾向があるなど、それぞれの傾向や予兆がある生徒の要因を早期に把握し、対応していくことが必要ではないかと思えます。日頃から担任の先生や学校現場でも凝らしていただいていると思いますが、やっぱり親ですら気づいても対応が分からなかったり、相談するにもどこに相談したらいいのか。担任に相談してもなかなか解決に結びつかない。教育相談や行政は敷居が高く感じたり、周りの目を気にしたりと、相談できないケースもあるようです。

また、子供や学校の要因だけではなく、家庭環境の要因から出るケースもあるというところで、そういった場合は親の支援を優先にすることなど、垣根を超えた連携で支援にたどり着くかと思えます。そんな様々な要因から定義に当てはまる前に、子供たちの悩みの声をいち早く察知いただける仕組みがないものかと感じますが、そこで、質問いたします。

傾向がある児童生徒の未然防止策や早期対応について、具体的な取組を伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 不登校傾向がある児童生徒の未然防止策や早期対応についての具体的な取組についてのご質問にお答えします。

まず学校での取組は、毎日の出席状況を把握し、欠席が連続する場合には保護者への電話連絡や家庭訪問を行っております。また、毎月1回実施するいじめ・不登校対策委員会の中で、参加職員により情報共有を行い、支援の方向性等を確認しているところでございます。

また、町教育委員会としましては、月1回の生徒指導・特別支援教育サポート訪問を行い、これらの情報を共有し、児童生徒対応の具体的な指導・助言を定期的に行っているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ありがとうございます。傾向がある時点で既に子供たちの中ではサインがあるということです。傾向の原因は家庭なのか、子供なのか、または学校なのか、この

原因を探している間に時間が経過し、不登校に陥ってしまいます。早い対応がやはり必要なのかと思うのですが、ご答弁いただいた中で、特別支援教育サポート訪問というところが出てきました。そこについて詳しくお伺いしたいのですが、具体的にどんなサポートなのでしょう。よろしくをお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 生徒指導・特別支援教育サポート訪問ということについてのご質問だと思いますが、これは生徒指導と特別支援教育を一緒に、別々にやっている訪問ではありませんで、一緒にそのことについて協議をする訪問というふうになっております。

特別支援教育コーディネーターが三股中学校にもおりますので、中学校においてお話しすれば、その特別支援教育コーディネーターのほうから情報提供を頂きなら、現在の状況等を把握するというような形で、特別支援教育のサポート訪問は行っているところです。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ありがとうございます。特別支援教育コーディネーターという方がいるというところで、特別なサポートという形になっているのかなというふうにはあるのですが、やっぱり様々な先ほども申し上げました家庭の要因があったりとか、例えばネグレクトです。育児放棄。また家庭内暴力だったりとか、やっぱり深刻な状況もあったり、また、不登校についてもずっと全く学校に顔を出さない。もう30日、90日以上の子だったりとか、全く連絡が取り合えないという子も中にはいるのかなというふうにも思います。そういった状況が深刻な場合の対応についてはどうされているのか、お伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 先ほど質問がありました特別支援教育サポート訪問について、これは特別な児童生徒のサポートではなく、特別支援学級に在籍している児童生徒の状況の確認ということで、サポートのほうをやっているところです。

状況が深刻な場合の対応についてお答えいたします。

町教育委員会が、各ケースに応じた関係機関、例えば病院受診が必要と考えるケースでは保健所や医療機関であったり、虐待やネグレクト等については児童相談所や警察署に配置されているスクールサポーターと連携したりして対応しているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ありがとうございます。三股町の第2期子ども・子育て支援事業計画または第2期三股町次世代育成支援行動計画において、児童虐待発生時の迅速・的確な対応とあります。

その中で、要保護児童対策調整機関における調整担当者の配置は未配置でしたが、配置すると

あります。今の現状は配置されているのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 休憩します。

午前10時33分休憩

-----  
午前10時34分再開

○議長（指宿 秋廣君） それでは、本会議を再開します。

福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） 先ほどちょっとご質問がありましたケースについては、福祉課のほうでも教育課と連携しながら、例えばケース会議を開催したりとか、要保護児童等対策協議会、そちらのほうで対応しております。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ありがとうございます。各機関のやっぱり迅速な対応のためにも、調整担当というところでやっぱり調整していく必要がありますし、やっぱり子供たちの1日1日は早いので、やっぱりその連携が迅速に行えるように各機関が連携を行えるようお願いいたします。

そういった意味で次の質問に移ります。

各機関との協議、どんな課題が出ていますかを踏まえて、機関や民間の施設との連携はどのようにされているのか、お伺いしたいと思います。様々な立場の人が、少なくとも協議の場では対等に情報提供をし合い、示す方針に基づいた子供の見方や支援の方向性を一致させることが最大限効果的な支援を行うためには不可欠だと思います。

その中で、7番の質問に移りたいと思います。

社会福祉協議会とは月に1回協議を行われているなど、その他各機関とも様々な協議がなされていると思いますが、どんな課題が出ているのか、よろしくお願ひします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 各機関とも様々な協議を行っておりますが、どのような課題が出ているかということにつきまして、お答えいたします。

課題につきましては、児童生徒の置かれている状況や年齢により警察や児童相談所と連携を図る各機関に役割または権限の違いがあることから、様々な課題が出てくるという点がございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ありがとうございます。児童相談所の役割、権限があるということですが、実際に児童相談所と教育委員会とのケース会議だったりとか、協議というものは行われていないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 行っております。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） すごく状況が深刻な対応というところで、やっぱり様々な、警察もそうですけれども、情報の提供のなさだったりとか、やっぱり個人的な情報、プライバシーの部分にも当たるかなというふうに思いますので、やっぱり慎重な協議が必要かなというふうには思います。

そういった意味においても、引き続き7番の質問なのですが、学校現場の不登校児童対応の支援の体制においてなんです、様々な立場の支援者が集まり、支援する人に対する在り方について学校でも協議する必要があるのかなというふうには思うのですが、学校には教師以外に様々な職種が関わっているわけですが、その方たちと情報共有や効果的な支援を行うため連携をするための体制はどのように保証されているのか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 学校内では、学級担任を中心に生徒指導担当教員や養護教諭らと連携し、不登校の児童生徒について日々の状況を把握し、学校訪問や電話連絡等を計画的・継続的に行っています。

これらの対応をする中で、状況によってはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携をしながら支援を行っているところです。

先ほども述べましたが、不登校の子供たちの抱える背景は様々でありますので、そのような背景から来る課題への対応としましては、虐待やそれに類する状況が疑われる場合には、町福祉課が所管する要保護児童等対策協議会や児童相談所と連携したり、非行等の行動面において支援が必要な場合には、警察や児童相談所と連携したりしています。

また、近年増加している発達障害等の障がい特性による支援が必要な場合には、医療機関や放課後等デイサービス等の福祉機関と連携をして対応しているところでございます。

これらの様々な機関との連携を図る際には、児童生徒・保護者の思いにも配慮しながら、どのタイミングで連携していくのが児童生徒・保護者にとってより効果的な支援になるのかを、学校と町教育委員会が情報共有しながら行っているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ありがとうございます。答弁の内容の一つ前に戻るんですけども、社会福祉協議会との課題については、警察や児童相談所の役割や権限が違いがあることだというふうにお伺いしましたが、社会福祉協議会以外のその他の各機関とはどんな課題が出ておりますでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（指宿 秋廣君） 休憩します。

午前10時40分休憩

-----  
午前10時41分再開

○議長（指宿 秋廣君） 本会議を再開します。

教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 先ほどお答えしたように、役割や権限の違いがあるということが課題なんです。例えば、児童相談所等で一時保護ができない場合は、警察のほうと連携したりとかいうふうに、年齢とか関係機関の権限とか、そういうところで様々な機関と連携をする必要がありますので、どこと連携するかということが課題になっております。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ありがとうございます。本当にこの連携というところは様々集まっているわけですから、やっぱりそこが輪になるような形で連携をしてほしいなというふうには思うのですが、三股町教育委員会として、この不登校の問題というところに当たり、様々な各機関があるわけですから、明確な方針であったりとか、こういう機関とこういう場合は連携しますというふうな分かりやすいものがあれば、各機関もその方針に基づいて初めから考えていけるのではないかなというふうに思うのですが。

例えば、子供教育に熱心な明石市においては、こういった不登校の未然防止「早期対応マニュアル」というものがあります。不登校についての在り方など、様々なホームページなどに公表しているのですが、こういった明確な三股町においての不登校の方針というところと各機関の連携の在り方であったりとかというところが、やっぱり見えるようにしていただくと、保護者側からも分かりやすいかなというふうに思います。

また、保護者向けにおいても、こういった早期対応のマニュアルという、保護者向けにおいても、こういった形で学校の役割、それぞれの機関の役割という形で明記されておりますので、すぐ保護者にとっても安心になるのかなというふうに思います。そういった形で、教育委員会がやはり先頭を引っ張って、不登校の問題について取り組んでいただけたらというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。学校教育におけるタブレット学習の活用状況についてです。引き続き、不登校の支援にも関連する事柄にもなるのですが、このタブレット学習において、不登校の支援はできないかというふうにお伺いしたいと思います。

事例といたしまして、徳島県GIGAスクール構想、不登校児童生徒への支援というところで活用事例集がありまして、ICT環境の活用目的、従来からの不登校児童生徒等の支援のさらなる充実、学校とのつながりの強化、学習意欲の維持・向上が社会的自立に結びつけるようにと示

してあります。学びのサポートとして、ウェブドリル教材の活用、教室様子の動画の配信、心のサポートとしてコミュニケーションツールとしての活用、健康管理ツールとしての活用により、より効果的な支援が行われているというところです。

三股町教育委員会でも、様々なタブレットの活用の検討の試みはされているかと思われませんが、不登校生徒の支援のため、タブレットの活用についてお尋ねしたいと思います。学びの機会をバックアップするために、不登校生徒へタブレットを活用したオンラインでの支援や学習機会を提供できないか、よろしくお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 学びの機会をバックアップするために、不登校生徒へのタブレットを活用したオンラインでの支援や学習機会を提供できないかの質問にお答えします。

現在、不登校の児童生徒やその保護者からのニーズに応じて、タブレットの持ち帰りを行い、オンライン授業の実施や学習ドリルの取組を行っているところです。また、適応指導教室でも、中学校の授業を視聴できる体制を整えているところです。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ありがとうございます。資料17の②タブレット持ち帰り学習状況について、不登校児童生徒に対する学習保障のためというところで、不登校児童の学習保障のためのタブレットの活用が、実施校が3校とありますが、その実施されていない学校については、タブレット以外にどういった学習保障されているのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 不登校の児童生徒に対しましては、3校が現在実施をしているということで、その他の学校の不登校に対する生徒の支援ということでよろしいでしょうか。小学校におきましては、完全不登校の児童につきましては、今言いましたタブレットによる支援を行っておりますが、その他の学校は完全不登校ではありませんので、学校での支援を行っているところであります。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ありがとうございます。ぜひ不登校の支援のためにタブレットというのが有効なものだと考えますので、どの学校も実施できるような形で意見を吸い上げながら活用してもらいたいというふうに思います。それでは、次の質問に移ります。

次は、全ての児童生徒を対象にした質問にはなりますが、各学校のタブレットの持ち帰り学習の状況はいかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） タブレットの持ち帰り学習についての状況についてお答えします。

家庭学習のために持ち帰っている学校が4校、感染症による出席停止児童生徒に対するオンライン授業のために持ち帰っている学校が6校、不登校児童生徒の学習保障のために持ち帰っている学校が3校で、常時持ち帰っている学校はありません。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 家庭学習のためのタブレットの持ち帰りというところで4校とありますが、持ち帰りを実施されていない学校というのは、どうして持ち帰りを実施していないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 持ち帰りを実施している学校は、課題等をeライブラリ等のドリルを使って行ったりするところで、この学校につきましても、年に数回程度の持ち帰りになっております。三股中学校におきましては、冬休みに全員持ち帰るといようなことを行って、学習の補助に使っているという状況があります。他の学校につきましては、課題等の利用をタブレットパソコンを利用していないというようなことで持ち帰りをしていない状況です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。タブレット学習を今後の活用、効果についてお尋ねしたいのですが、タブレット学習の活用により、様々な教育や学習において、今後どのような効果を目的とし、どのような活用をしていくのかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） まず目的として、教科の学びを深めたり、児童生徒主体の個別最適な学びにつなげたりしたいと考えております。そのために、授業では学び合い学習や調べ学習、A I型ドリル、eライブラリによる習熟を図る練習問題に取り組みせるなどにおける活用をしてまいります。

また、家庭学習でも調べ学習やA I型ドリル、eライブラリ等を使い、一人一人の実態に応じた課題に取り組みせ、児童生徒が自ら学ぶように取り組んでいきたいというふうを考えているところです。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ありがとうございます。さらなる活用を期待をしているのですが、やはり先ほどの不登校の件でも申し上げました。やっぱりこのタブレットというところの資源を有効的に活用するのも含めてなんですけれども、やっぱり保護者側からもどういったことをしているのかなど、タブレット学習でですね。僕がこの間、上の息子が小学校4年生で授業参観に行きました。将来の夢について、自分でどんな資格、どんな学校を自ら探して発表するというふう

な意見で、すごく子供の将来というところを自分自身で考える力というところのキャリア教育の一環になるかと思うんですけども、すごくいい刺激を受け、すごくタブレットの活用についての子供たちの学びに活用されているんだなと思いました。ふだんから保護者も子供たちの学力や成長を本当に気にしていますし、そういった意味においても、これから三股町行政もDX化をされる中で、三股町の教育委員会がタブレットをどんなふうに使っているのかな、どんなことをしているのかなというものが、やっぱりすごく親の保護者側からしても知りたいんですね。

そういった意味においても、三股町教育委員会側からDXの中での発信というふうなことを少し考えていただけないかなというところで、先ほど申し上げました不登校についての未然防止のマニュアルだったりとか、タブレットについてはもっとホームページでこのようなことをやっているとか、今後の取組について発信していったり、例えばですが、子供の顔が見えることを気をつけながら、ホームページで動画を配信したりするなど、教育委員会の取組の見える化に取り組んでいただきたいのですが、教育長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 本年度から具体的なICTの活用というところに各学校も取り組んでおりますので、様々な機会を通じて、そのようなことを発信していければというふうには考えます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ありがとうございます。以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

-----  
○議長（指宿 秋廣君） これより11時まで本会議を休憩いたします。

午前10時52分休憩

-----  
午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

傍聴者の方々への配慮としまして、議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内とすることをお願いいたします。50分を超えた残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができることといたしておりますので、ご協力をお願いいたします。

また、登壇しての発言の際、マスクの使用、不使用につきましては、発言者の自由といたしますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

発言順位10番、中原議員。

〔2番 中原 美穂君 登壇〕

○議員（2番 中原 美穂君） 皆さん、こんにちは。発言順位10番、中原美穂です。

通告に従いまして、質問させていただく前に、4年に一度のWBCが開催されており、昨日は日本対中国戦が行われ、見事日本が勝ちました。二刀流で圧倒的な存在感のある大谷翔平選手の活躍はすごいものです。初めから三振を取り、4回まで一安打無失点、その後、都城市の戸郷選手が投げるといふ楽しい試合でした。

先月は宮崎合宿も行われ、大谷選手は来られませんでした。ダルビッシュ選手ほか、メンバーはそろってのキャンプがあり、見に行かれた方もいらっしゃるんじゃないでしょうか。

この2月、野球キャンプで、今年より都城市には巨人3軍のキャンプもあったのと、WBC効果も重なり、宮崎県の経済効果100億円超えと言われました。

山之口運動公園も、2027年パラリンピックに向け着々と工事が進んでおり、2025年からは使用できるとのことです。完成したら、またたくさんの方が訪れると思われま

す。宮崎では、いろんなスポーツが楽しめると思われ、県外からの認識も多いので、スポーツも意識して、旭ヶ丘運動公園など、ほか施設含め、アピールをもっとしていき、三股町に来てもらうことを考えていっていただきたいです。そして、三股町を訪れたときに、顔となる庁舎が今の状態でのよいものかと思っておりますので、庁舎老朽化による建て替えについて、現在の庁舎は50年以上たつと聞きますが、現在の状態は台風や大雨に雨漏りなど起きないでしょうかから順次質問していきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 庁舎の老朽化による建て替えについてのご質問について、お答えいたします。

庁舎の雨漏りの有無につきましては、通常の風雨では雨漏りなどは確認できないところがございますけれども、横殴りの豪雨や大型の台風時に雨漏りが見られるところがございます。

昨年9月の台風14号による庁舎の被害状況についてお答えいたします。

本庁舎では、1階フロアにおいて、警備室、マイナンバー室及び町民室の天井に染み、雨漏り。2階フロアにおいては、第三会議室北側の天井、壁沿いに染み、雨漏り。3階フロアにおいては、階段、壁沿い、傍聴席入り口付近に染み、雨漏りを確認しました。

特徴としましては、本庁舎北側、東側に集中しているようでございます。

新庁舎では、1階フロアにおいて、高齢者支援課の東側壁に、3階フロアでは、エレベーター前、渡り通路天井に雨漏りを確認しました。

対策につきましては、来年度、令和5年度の予算で補修を計画しているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） 三股町公共施設等総合管理計画、16ページに記載されているよう、公共建築物の施設類型別の保有割合的に、「建築年度別にみると、築30年以上経過した施設が延床面積全体の63%を占めており、今後10年～20年以内にこれらの施設の更新時が一斉に到来することを懸念されます」と書かれております。

子育て支援施設の築後年数の割合を見ると、建物の約79%が築30年以上経過しています。このことについても、今から庁舎含め、今の公共建築物含め、五本松拠点の内容を取り入れ、複合施設に考えていくべきではないでしょうか。

現状と課題に記載されている1960年代から1980年代にかけて不整備され、そのまま継続して整備されてきましたが、これらの公共建築物を全て維持管理、更新していくことが困難であると推測され、「公共施設マネジメントの早急な対応が求められる」と書かれておりますが、雨漏りなどに関しても、防災含め、庁舎の維持に関しても、早急な対応をしていただきたいと思います。

では、次の質問にまいります。

職員の立場から言いますと、正面から入るのが気になりになるということで、新庁舎のほうは外側から出社するという形を設けており、雨が降ったときには濡れてしまうということの不便さを感じたり、来訪者からの立場に関しても、受付に人がいなかったりするときもあるし、いたとしても聞きにくいなど、庁舎も暗いので行きたくないなどの声もあります。

都城市のように明るく分かるようにしてほしいなどの意見も多いですが、直接の不便な声など発生していないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 本庁舎の利用におきまして、不便に思われることについてお答えしたいと思います。

まずは訪問者の立場から、庁舎利用における不便な点について、直接お声を聞いたことはございません。

訪問者の大半が、一時的な施設利用者であることから、身障者、高齢者、妊婦、子供同伴者等の利用者に配慮すべき点から、トイレ、空調、待合室、執務室、導線における適切な環境整備を順次行ってきているところでございます。

中でも、議場、傍聴席は身障者に配慮した導線の確保やバリアフリー化改修について、検討、協議を重ねてまいりましたけれども、構造上の理由から解決には至っていないところでございます。

次に、職員の立場から、業務の多種多様化に伴い、必要に応じて執務室の補改修を行ってきております。また、他部署との業務の重複により、会議室が不足することもあります。議会の会議室を含め、利用できるスペースを確保することで対応をしてきております。

唯一、庁舎内で働く職員数からして、休憩、休息の場所の確保は必要ではないかと感じているところがございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） ありがとうございます。

では、次の質問事項に移らせていただきます。

2006年に、高齢者、身体障がい者が円滑できる特定建築物の促進に関する法律、バリアフリー法ができて17年がたっております。

三股町の基本認識にも、「人口減少と少子高齢化に伴う税収減や、扶助費などの義務的経費の増大が見込まれるなか、町民ニーズの変化や適正な施設規模を十分見極める必要があり、地域拠点のポテンシャルを維持しつつ、各地域に必要な機能の見直しを行い、施設の規模縮小を基本としながら総量縮減を図る必要がある」と記載しておりますが、施設の縮小の中で、障がい者等、体の不自由な人にとっての便利さをどのようにお考えでしょうか。また、議会傍聴席に関しても、今お話あったように、構造から改善に至っていないということですが、足の不自由な方は見に来られない状況やユニバーサルデザインになっていない状況などをどう改善していこうとお考えなのでしょうか。そして、現状の施設をどのように障がい者等、体の不自由な方にとって、利用してもらおうようお考えなのでしょうか。お聞かせ願います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 障がい者等、体の不自由な人にとって利用しやすいかというご質問について、お答えしたいと思います。

まず、今、議員のほうから質問がありましたバリアフリー法ですけれども、既存施設につきましては、これは努力義務ということになっておりまして、今からそういった公共施設等、いろんな民間も含めてなんです。新しいものについてはこれはバリアフリー法が適用されまして、それに配慮した建物を造るというふうになっておりますので、既存施設につきましては努力義務という中の範囲でいろいろ考えながら取り組んでいるところでございます。

先ほど述べましたとおり、身障者、高齢者、妊婦、子供同伴者等の利用者に配慮すべき点から、現庁舎の構造上の可能な範囲におきまして、トイレ、空調、待合室、執務室、導線における適切な環境整備を順次行っているところでございます。

体の不自由な方々にとって、庁舎利用の不便さや足りない部分につきましては、町民の意見を

拝聴しつつ、必要な施設管理、設備の検討に反映させていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） では、次の質問が、回答がありましたので、その次の質問にさせていただきます。

今後、どのような改修を考え、あとどれぐらい使っていくかに関して、維持管理の実施方針に、第３節、施設長寿命化の基本方針に、目標耐用年数８０年までと前回もお話がありましたが、今現状の大規模修繕には経年劣化による損耗、機能低下に値する機能回復工事内容に屋上防水改修、壁面改修、トイレ改修、内装改修、設備機器改修、劣化の著しい部位の修繕、故障、不具合修繕等と記載があり、長寿命化改修に使っており、今後、大規模修繕に予算を使う予定でいますが、建て替えの検討をしていくべきではないでしょうか。見解をお聞かせ願います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） ５つ目の質問ということで、今後の改修、庁舎の使用年数についてお答えさせていただきたいと思います。

現時点では、庁舎の躯体的な改修計画、これは建物の全体の構造的に支える骨組みのことを躯体と言いますが、その改修計画は考えていないところでありますけれども、行政機能の変化に伴い、導線やレイアウトの見直しによる補改修は考えられます。また、庁舎の今後の使用年数につきましては、先ほどありましたように、１０月の定例議会でも回答させていただきましたとおり、三股町公共施設個別計画によります目標耐用年数を根拠とするならば、本庁舎はあと２９年、西側新庁舎はあと４９年というふうになります。

しかしながら、今後の情報化の進展等により、社会情勢や生活環境が目まぐるしく変化する状況にある中、その変化に順応し得る行政機能に即した庁舎機能の在り方を検討する必要があることも考えられます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） 使用年数、あと２９年ということは、それまでに修繕費もかかると思いますが、その修繕費をかけてまで２９年ここを持つ、この庁舎を使っていきたい、そう思われませんか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） あくまでも今、言いましたとおり、これは目標耐用年数という根拠とするならば、あと２９年使っていきたいということを申し上げたところであります、ただ、その２９年経つ間にいろんな環境の変化、情勢等によって検討する場面は出てくるかと思えます。

今現在、建て直すということは、ここでは言うことはできません。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 建て直すことはなくても、計画を練っていくということは大事なんじゃないかと思っておりますので、今後、検討していただきたいと思っております。

では、次の質問に行きます。

庁舎防犯に関しては、個人情報や機密情報などあらゆる大事な情報が数多くあると思っておりますが、見える場所に資料があり、17時、職員が帰られた後も住民が庁舎を使うことがあるともお聞きしました。

セキュリティーカメラに関しては8台備えつけられており、正面2台に、庁舎出入口に関して外から出入りを写す状況ではありますが、庁舎内で何かあったときの対策として1台も備えがない現状であり、防犯、警備、不審者侵入防止、不当要求体制、安全体制、災害監視等も含め、情報管理対策に関しても、個人情報などの管理や機密情報含め、町民の生命財産を守らないといけない庁舎が現状でよいのでしょうか。見解を教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 防犯の観点から、庁舎の在り方についてお答えしたいと思います。

町民の個人情報や行政情報を多く取り扱う庁舎におきまして、防犯セキュリティー対策を講じることが大変重要な事項でございます。

本庁舎の夜間、閉庁時の防犯セキュリティーは、警備会社へ委託しているところでございます。

監視カメラ、感熱センサー、マグネットスイッチ等の機材設置によりまして、侵入監視や職員等の特定の人に限られる入室時には、時間、氏名、用務を記載することになっております。それ以外に、町民参加型の会議やイベントに伴う一般町民の入室や庁舎管理に携わる業者等の入室は、所管部署から警備会社へ事前通知により、当直の警備員が管理をしているところでございます。

また、情報の流出防止としましては、端末機の起動、システム起動時に職員認証、暗証番号等が必要となっておりますので、以上のようなことから、現庁舎の構造上の現状が防犯上に支障があるとは考えていないところでございます。また、付け加えて言いますと、個人情報保護法の改正に伴いまして、情報の開示請求等に対応するため、書類等の整理ほか管理につきましては、国の文書管理の指針に沿って進めていく方針でございます。また、それに付随しまして、収納箇所の選定、改修等の検討を進めてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） ありがとうございます。

では、在り方に関しては、近年、コロナ禍で非接触でしたが、トイレのレモン石けんは人が触ったものを再度触る消毒は、庁舎は家ではないので消毒もしっかり考えていただきたいのと、4階女性トイレ入り口には段ボールの中に掃除道具が入っていたりと、掃除道具入れがありますが、その中には入れていない現状はなぜでしょうかとお聞きしましたら、委託していますと返答ではなく、今、自分たちが働いている場所がどんなところなのか考えるべきです。

そして、庁舎を歩くと、大事な書類が通路や角に置かれて目に見える状況や大事な書類関係のお部屋が開いたままだったり、公共施設でありながら、町民への配慮が足りないと思います。

まずはすぐできることから行動を移していただき、変えていくことをしていただきたいと思いますが、そのあたりはどうお考えでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 先ほども申しましたとおり、特に閉庁時の庁舎内、中には、一般町民の方々が会議に参加されるという中で、庁舎に入られる場面もあるかと思います。ただ、基本的に、大体会議室等で行われると思いますので、必要のないところの通路を通っていただく、入室していただくということは禁止しているところでございます。ただ、視覚的に見たときに、目の前にそういった書類関係が並んでいるというところから考えますと、非常にそういった情報の流出とか、そういったものを含めて、無防備な状況にあるということは、今の話の中でも認識しましたので、先ほど言いました文書管理というところを踏まえたところで、今後、そういった書類の収納ほか管理という部分は、国の指針に基づいて取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） ありがとうございます。

書類以外にも、目に見えるところの改善はすぐすぐしていただきたいと思います。

では、次の質問に行きます。

12月、田中議員の一般質問内容のお答えに、町内の生産年齢に、人口及び年少人口の増加も目指し、人口対策に取り組もうとお答えしておりましたが、総務省統計局、政府統計の総合窓口、住民基本台帳人口移動報告に記載されている人数の資料1、資料2を見ながら説明させていただきます。

まず、お手元に資料1に関して、男女別区町村からの転入者、転出者に関して見てお分りのとおり、20歳から24歳では140人転入しており、206人が転出しております。

裏面の次の面の資料2に関しては、20歳から29歳、204名転入して、223人転出と、考えないといけない20代、30代にどう定着していけるか、家を建て、購入していただき、移

住など考えてもらったりするよう、住んでいけるようにしていくために、もう今やるべきことは中学校給食費無償化でしょうか。それが町内の生産年齢人口及び年少人口の増加につながるものだと思われている根拠をお聞かせください。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 通告のほうにありました中学校給食費の無償化につきまして、町内の生産年齢人口及び年少人口の増加につながる根拠はとのご質問にお答えをいたします。

令和4年10月議会で答弁いたしましたが、子育て支援の成功例として、兵庫県明石市が挙げられます。明石市は10年連続で人口が増加し、4歳までの人口も増え、出生率も上がっています。

きっかけとなったのは、中学生給食費の無償化など、子育て支援を強化したことによるものです。子育て世代を支援することで、経済が回っていくとの考えから、子育て支援を進めた結果、市は活性化し、税収もアップし、高齢者福祉にまで力を注ぐことができるようになっていたとの事例です。

このような先進事例もあるので、教育課では、中学校給食費の無償化に取組、医療費助成や保育料軽減などの町の他の子育て支援策をさらに後押しするものとして、実施することで、町に子育て世代が増えることを期待するものです。そのことにより、町内の生産年齢人口及び年少人口の増加にもつながるものと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） ありがとうございます。

では、次の質問。12月、上西議員の一般質問返答にお答えにも、先ほど資料1に述べさせていただきましたが、子育て世代の最初に考えていくのは、出産から幼児、小学校の入学であり、20代、30代にどう移住し、定住してもらうかが町として考えるべき年齢であります。

中学校給食費無償化に関しては、中学生保護者の負担軽減にはなりますが、それが果たして移住・定住先に選んでいただくきっかけになるのでしょうか。そして、子育て支援は大切なことなのですが、それが果たして移住・定住につながるか、私はちょっと疑問なので、そのお答えの理由、ほかにあるのか見解を教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 給食費無償化に関しまして、本町への移住・定住先と選んでいただくきっかけになるのが中学生と考える理由についてお答えいたします。

移住・定住先として町を選んでいただくきっかけとなるためには、町外の方に対してインパクトがある取組であることが必要と考えますので、一部助成ではなく、無償化に取り組むものであ

ります。そして、対象をどこにするのかと考えると、部活動や学習塾など、家計負担の多いのが中学生を持つ世代の保護者ではないかと思っております。

子育てにお金がかかる中学生時代に負担が少しでも少ないことで、町を選んでいただくきっかけになればと考えますし、また、新たな取組でもありますので、可能な財源の中で実施するため、中学校を対象とするものであります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） インパクトはすごく大事ですし、無償化は大事なことです。私は、中学校給食の無償化で移住してもらえとは思っていないので、そのあたりはもう一度ちょっと考えていただき、移住を考えるとときにはやはり小学校に移るときに、子育て世代はどこ場所に住んで、どうやって生活をしていくかを考えて移住先を決めますので、それでしたら、幼児から小学校に上がるまでの子育ての一番最初のところをもう少し特化していただいて、考えていくべきではないでしょうか。もしくは、以前にもお話がありました。小学校、中学校の半額などをいま一度考え直すべきではないでしょうか。ご検討をお願いいたします。

では、次の質問に行きます。

庁舎建て替えでもお伝えしましたが、傍聴席までの移動の際に、体の不自由な方、車椅子の方、障がい者、高齢者が来られる際に、庁舎の環境では傍聴したくてもできない環境だからこそ、ユーチューブ配信でリアルタイムで町民に見てもらおうよう配信すべきだと思います。そして、私は、議会だより含め、字数の決まりがあり、切り取り状態で町民へお伝えしている現状を全部公開しての内容を見てもらおうようにしたらよいと思います。

では、ユーチューブを見れない方にはどうするのでしょうかと課題が出るとは思います。地域交流センターで見れるようにしたり、見たい方に来てもらうなど、一つずつ解決し、今の時代に合わせながら日々進化していかないといけないと思います。

今回の選挙では、投票率は50%ぐらいと低迷する中、政治活動に興味を持たない、持てない方が増えていると思います。また、当議会においても、三股町議会は開かれた議会を目指しておりますと町民にアピールされておりますが、傍聴者は少なく、階段で帰らないといけない不便さや、町民の傍聴者数は、年に100人も来ていないという少ない状況が確認できます。実際に、様々な面でアンケートや意見の広報を行っておりますが、回答数が少ない状況ではないでしょうか。

私たちの議会を町民の皆さんに見ていただき、多くの意見を取り入れ、全体を可視化するほうがよいと思います。

隣接する鹿児島県や都城市では、開かれた議会として、ユーチューブ配信をしている自治体が

多くなってきていると思います。町長のお考えはどうなんでしょうか。お聞かせ願います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 開かれた議会ということで、議会から情報を発信する手段としてSNSを活用してはどうかという質問であるかと思われま。

このことにつきましては、議会基本条例第5条にあります町民参加及び町民との連携に、「議会は、町民に対し積極的にその有する情報を発信し」とあり、また第14条、議会広報の充実では、「議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする」とありますので、情報発信の手段におきましては、議会自らが判断していただく事案であろうかと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、こちらに来たくても来れない方には、どうしていきべきかも考えなきゃいけないですし、あとは来たくても、例えば先ほど庁舎の在り方の話をしましたが、階段で下りて帰るといふその不便さの足の悪い人とかは来れないといふのは庁舎のほうで考えていただかないといけない部分だと思っておりますので、議会、議員だけでできるということではないので、そこは皆さんで考えていっていただきたいという部分でもあります。

以上です。

では、次の質問に行きます。

道の駅について、三股駅に道の駅がありますが、三股町のよいところをアピールする目的として、自然豊かな観光場所の長田峡やしやくなげの森、陶芸、踊りが盛んであります長田に、観光の面も含め、長田峡横に直売所を造りたいとの要望があります。町長のお考えをぜひお聞かせいただきたいです。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 通告にあります、長田峡横に直売所を造りたいとの要望があるが、町長のお考えはというご質問にお答えいたします。

過去、平成24年度になりますけれども、地元の方々から道の駅を設置してほしいとの要望はございましたが、多額の整備費用を要すること、県道33号線の交通量調査結果や定期的に行った物産販売の客数の調査結果から、採算が取れないことなど、総合的に判断して断念した経緯がございます。

現在、いきいき集落長田地区過疎対策協議会や地元の方々等によりまして、毎年4月と11月に一日だけの物産即売所を開設され、多くの購買客でにぎわいを見せており、開催回数を増やしたいとの意向から、簡易の即売所、ここでは道の駅とありますけれども、簡易の販売所の設置を

要望する声が上がっているということが推測されるわけですが、現在、そのような要望を正式に受けていないところでございます。

一方で、長田の地域内にある民間の物産販売店舗や簡易宿泊施設等と連携して、地域の農産物や加工品を販売する取組の機運が高まってきておりますので、その活動の支援につきまして、現在検討しているところでございます。

地域内の方々の協力あるいは施設を有効活用することで、人件費や建設費等のコストを抑え、併せて長田地域の活性化や観光振興につながるなどの効果が期待できると考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 道の駅ではなく、直売所を造りたいという要望なんですけれども、そのあたりの面は難しいのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 答弁でも述べましたけども、正式にそのような要望を受けておりません。正式な要望がありましたら、またそれはそれで考えていきたいと思っておりますけども、ただ先ほどから言いますように、非常にコストあるいは建設費がかかるということなどから、そのほかの方策を現在考えているということで、今進めております。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） お聞きしたいのですが、要望は一人でも要望を聞くのでしょうか。それとも団体じゃないと要望が聞けないのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 基本的には、こういった要望につきましては、団体あるいは個人というのがありますけども、基本的な考えからいきますと、長田地域の例えばですけども、先ほど言いました、いきいき集落長田地区過疎対策協議会など、団体からの正式な要望があれば、それはそれなりに正式に受けて考えていきたいと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） ありがとうございます。

長田の過疎化対策の一環として、長田に働く場所をつくり、新鮮な野菜や長田にしかないものを販売し、長田にたくさんの人に来てほしいという思いがありますので、どうぞご検討のほどよろしく申し上げます。

では、以上で質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） これより昼食のため13時まで本会議を休憩いたします。

午前11時35分休憩

-----  
午後 1 時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

登壇しての発言の際、マスクの使用、不使用につきましては、発言者の自由といたしますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

発言順位 1 1 番、楠原議員。

〔8 番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（8 番 楠原 更三君） 発言順位 1 1 番、楠原です。登壇して発言順位 1 1 番というのも、また聞くのも私としては初めてです。三股町議会が活気ある議会である一つの証明ではないかと感じます。

それでは、通告に従って質問してまいります。

私はこれまで、文教三股について何回も質問してきていますが、今回はまず最初に、文教三股のまちづくりにおける文化財行政について伺います。

文化庁の広報を見ますと、文化財保護法は昨今の社会情勢から、年々その重要性が増してきていますとあります。資料の 1 を御覧ください。

文化財保護法第 1 条で、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」とあります。文化財を保存し、その活用を図り、です。つまり文化財としての価値を後世に向けて確実に維持する保存と、文化財としての価値を現代社会に生かす活用の双方を進めることが求められているということになると思います。

三股町民憲章前文は、「わたくしたち三股町民は、先人の偉業に学び、郷土愛と開拓精神をもって、明るく豊かな町をつくる」とあります。明るく豊かな町をつくるために学ぶべき代表的なものが文化財になると思っています。学んだ結果として文化財を身近に感じ、それを活用できるようになるのではないのでしょうか。

先日、指定文化財の近くに住んでいらっしゃる方から話を伺いました。この方は年を取るにつれて、ふるさとである三股について考えるようになり、図書館で本を借りて読むなどされることが多いそうです。そのようなことをされている方でも、その方の近くにある指定文化財、これは樺山どんの墓のことですが、理解できていないと言われました。

知りたいと思っている地元の人に、その指定文化財の価値が伝わっていない、そういう状況であるという現実があります。ただでさえ数少ない本町指定文化財が、周知され、活用されていないという例の一つです。

このような状況にある現在の本町の文化財行政、どのように捉えられておるのか伺います。あ

とは質問席から行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 文教三股としてのまちづくりについての①文教三股としての文化財行政をどのように位置づけているのかというご質問にお答えいたします。

まず初めに、文教三股について触れさせていただきます。

文教三股については、過去、平成27年6月定例会でありますけれども、そのときの楠原議員から、何をもって文教三股というのかというご質問があり、お答えをさせていただいたところがございます。

当時の答弁を要約いたしますと、本町は昔から「米の倉より頭の倉」との信念から、経済困難の中でも子供を上級学校に進学させるなど教育に熱心な町であったことや、明治2年、三島通庸が地頭として本町を開拓するとともに、郷校をいち早く設立し、その開拓精神が歴代の町長等によって政策の中に脈々と継承され、住民は子供の教育に情熱を傾けることを誇りとしたこと。

また、明治時代の後半に設立されました龍雲館や、昭和初期に設立されました正道館においては、文武両道の教育が行われたことなど、このような歴史と伝統、住民の教育に対する熱意が、これまで多くの人材を輩出したことから、文教の町三股と言われるゆえんであると思うというふうに答弁させていただきました。

このような観点から、文化財行政を捉えますと、文教三股としての歴史の上からも、これからのまちづくり、地域づくりにおいても、文化財の保護活用は重要であるというふうに認識しているところでございます。

先ほどお話がございました、文化財保護法第1条では、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的」として掲げております。

文化財の価値を損なうことなく後世に継承する保存と、より多くの人に鑑賞や体験をしてもらうなどを通じて地域や社会の核としての役割を果たす活用の双方を進めることが求められておりまして、本町でも教育委員会や観光協会などと連携し、その取組を進めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 平成27年だったんですね。最初の質問がそれでした。性懲りもなく、いまだに同じ質問をし続けております。やはりまだ足りないという気が強くしているからなんですね。

2022年、去年の2月18日から今年の2月17日、この1年間はハート型の町生誕150周年でした。町を挙げてふるさと三股を見つめ直し、郷土愛を醸成し直すための絶好の機会であったと思っておりましたが、町全体として盛り上がることなく、1年が経過したのではないのでしょうか。

そのような私の思いからは十分とは言えない取組となりましたが、ハート型の町生誕150周年記念地域活動支援事業の募集が行われました。私は地域の方々と、三島通庸顕彰会を立ち上げ、ハート型の町生誕150周年記念事業に応募し、実施することができました。

その事業の第1弾を、昨年10月30日、第2弾を、150周年の最終日となる先月の17日に行い、町内外から多くの方に足を運んでいただくことができました。その際、町長、副町長、教育長をはじめ、何人もの職員の皆様にも、お忙しい中、来ていただきました。ありがとうございました。

足を運んでいただいた方々の中には、このような事業の定期的な開催を望む声も多く、興味関心の高さを実感いたしました。たくさん声の中には、行政としてできなかったのかという声も複数ありました。

さて、2018年に先ほどの文化財保護法が改正されております。改正の理由を見ますと、過疎化、少子高齢化等の社会状況の変化があると捉えているようです。それによって文化財が失われていくことが緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくり等に生かす様々な取組を制度化するための改正であるとされています。

そのためには、文化財保存活用地域計画や個別の保存活用計画などを作成し、長期的な視点を持つことが必要であると述べられております。現在の町指定文化財を含め、未指定の文化財を三股らしいまちづくりに生かす視点を持った長期的な計画を、国も求めているとも解釈できます。

資料の2を御覧ください。

三股町の文化財保護条例、昭和46年制定されたものを抜粋しております。この条例の目的として、文化財の活用を図り、町民の文化的向上に資するとあります。

昨年の6月議会で、文化財の保存継承や観光資源としての活用やまちづくりなども視野に入れ、積極的に取り組んでまいりますとの答弁を頂いておりますので、文化財保護条例の目的達成に向けて、文教三股のまちづくりの一つとして、文化財の活用を図ったと具体的に理解できる施策が欲しいと思っております。

今回、施政方針の中では、文化財関係については、県営畑地帯総合整備事業に伴う高才第3地区発掘調査に着手します。また、梶山城跡の国指定に向け、関係資料の整備等も引き続き行いますとありますが、まちづくりなども視野に入れ、積極的に取り組むという姿勢は感じ取れませんが、先ほど言いました「関係資料の整備等」の「等」に望みを残して、文化財の指定及

びそれを積極的に活用したまちづくりが一日も早く進み、実感できるようになることを期待します。

文化財を活用した積極的な、そして具体的なまちづくり、地域づくりをどのようにお考えなのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 文化財を活用したまちづくり、地域づくりの具体的な考えはというご質問についてお答えいたします。

本町の文化財は、梶山の都城島津三代北郷久秀・弟忠通の墓、中米の樺山どんの墓、蓼池の蓼池かくれ念仏洞、切寄の日洲番所跡、寺柱の日洲寺柱番所跡の5件の町指定文化財をはじめ、多くの文化財が存在し、それらの貴重な文化財について、その保存と整備に努めているところでございます。

近年においては、文化財の活用が地域振興や観光振興、ひいては地方創生にも資するとの認識が高まってきており、文化財を活用して地域振興を図る取組が拡大しつつあります。

本町には、先ほど述べました町指定文化財のほかに、中世山城である梶山城跡や勝岡城跡、牛の峠論所跡など未指定の文化財や史跡、そして馬踊りや棒踊りなどの民族芸能が多く存在しています。これらの貴重な文化資源を地域振興や観光振興などと結びつけて、地域活性化や町のPR発信に取り組むことは重要であると考えております。

取組の具体例でございますけれども、現在コロナ禍で休止していますが、町観光協会などと連携しながら、町内史跡巡りや町内ミニツアーなどを復活し、町の活性化につなげていけたらと考えております。

また、町や地域住民、関係団体等との連携によりまして、新たな観光ルートの開発も検討したいと思っております。令和5年度の観光協会の事業の中にも、こういったものを取り組んでいきたいということで計画しておるところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） これまでこういう件につきましては、何回も似たような答弁を頂いています。けど、遅々として進んでいないんですね。

今も言われましたけれども、具体的な計画つくられているのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 例えばなんですけれども、田の神というのがございます。こういったものを全て地図に落とししながら、それらを回るとかというようなことも、今、観光協会のほうでも検討しているところでございます。

これから、コロナ禍ということで非常に進めなかった部分もございますけども、今後そういったところも観光協会の会員の皆様方と共通理解しながら進めていきたいというふうに思っているところです。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） コロナ禍だったからこそ、考える時間はたっぷりあったと思うんですね。これから始めるというのでは、スタートが遅れるわけなんです。非常に積極的な姿勢、施政方針の中にもありましたし、去年の答弁でも頂いたわけですがけれども、まちづくりに生かすという姿勢が後々なんですね。

今、答え頂きましたけれども、それもいつ始めるのか、もし分かっていたらお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） コロナ禍だったということで進めなかったということではございません。

今現在の取組を申し上げますと、例えばサイクリングロードの開発ということで、今、担当課のほうで3コースほどつくっております。これをまだ公開しておりませんが、今後、観光協会のホームページとか、そういったところでも広く公開しながら、その中に史跡巡りというところでのポイントも抑えつつ、やっていきたいということで、今進めておるところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 教育課とのすり合わせというのはできているのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 教育課の協力としましては、先ほどちょっと述べましたけども、田の神の部分はどこにあるのかということで地図に落とし込んだものを頂いております。こういったところも、一つの観光ポイント、歴史史跡を巡るという観点からもいいのではないかとこのように思っております。

一つの例ということで、今後はまた、先ほど未指定の文化財もございますので、観光ポイントとしてなるようなものがございましたら、そういったものも含めまして、コースの設定というものも考えていきたいというふうに思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 第6次総合計画の中にも、サイクリングロードというのはちゃんと書かれておりましたので、一日も早くそれを具体的なものになるようお願いしたいと思います。最近、コロナ禍で、サイクリングというのがまたブームとなっているようですので、ぜひお願いします。

ところで、通告にしていなくても、レンタサイクルですけれども、サイクリング

ロードを活発に利用していただけるようにするための一つの方策として、今あるレンタサイクル、あれはふさわしくないと思うんですよね。何かもし答えていただけるんだったら、何かお考えがあればお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 確かに、今ある3台の電動アシスト付自転車はサイクリングには向いていないというところも考えております。

今後、新たな導入とかいうものは現在持ち合わせておりませんが、ただ、今コロナ禍になりまして、自転車を購入して、そしてサイクリングを楽しむという方が増えていると聞いております。そういった個人の持っているものを活用しながら、そして、自分の自転車でコースを回っていただくといったところからも、サイクリングコースの設定というのは必要だと思っています。

町のほうで、それを購入してレンタルしていくのかということ、今後の状況などを見ながら、そういった要望もあるようでしたら、それも検討の余地にはしたいと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） よろしく願いいたします。6月議会で、文化財の指定には文化財保存調査委員会の立ち上げが必要であるが、立ち上げに至っていない。今後、指定へ向けて考えていきたいと、教育課長の答弁を頂いております。

資料の3、4に上げています規則について伺いますが、まずその前に、文化財保存調査委員と文化財調査専門員とは何か伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 文化財保存調査委員と文化財調査専門員の説明ですけれども、文化財保存調査委員は文化財保護条例第4条に基づくものでありまして、町の区域内に所在する文化財の調査、保存及び活用に関して、教育委員会の諮問に応じ、文化財を調査し、かつ、これらの事項に関して必要と認める事項を建議するとなっております。定数は10名以内となっております。

文化財調査専門員のほうなんです、こちらについては非常勤職員2名となっております、業務については、文化財の指定及び解除に関する事、文化財の分布調査及び分布図の作成に関する事、埋蔵文化財、史跡等の発掘調査に関する事、その他文化財の保存及び活用等に必要業務ということで規定を定めておりますけれども、確認しましたところ、実際にこの任務を持った者は過去にはいなかったということで確認を取ったところであります。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 三股町文化財保存調査委員会議規則及び三股町文化財調査専門員に関する教育委員会規則に基づく、これまでの動きについて事前に資料を頂いておりますので、この資料の中から主なものを伺ってまいります。

1枚の紙に、その回答が資料として出されているんですけども、回答があるときに一生懸命メモする必要がある場合があるから事前にお願ひしますとお願ひしたわけですけど、本当ちょっとしかないんですね、これ。そして、中を見ても、主なものといっても、何が主なものなのかちょっと分かりませんが、その中に昭和63年度の部分は、指定がなされなかった回答の理由が書かれております。

その次、平成4年、10年、16年、これは先ほどありましたように、教育委員会から調査委員会へ諮問され、指定案件として答申がなされており、しかし、町指定には至っていないと米印で書いてあります。平成10年も同じ、16年も同じ。

町指定に至っていない理由が知りたいということなんですよ。それに、こういう資料ということは、ちょっと何を考へているのかという気がするんですけども、お答え頂けますか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） ただいまありました、平成4年度、10年度、16年度、17年度の4件につきまして、この法条例に基づいて、町教育委員会が諮問をしております。答申を頂いた結果、指定案件として答申を頂いているということは、その当時は指定に向けたということで、当然、答申はしたんだろうということは推察いたします。

ただ、指定に進まなかった理由というまでは、私のほうから確定では申し上げられないんですけども、最初の勝岡城にしましては、その後、本丸付近を一部買収いたしまして、指定にはなっていないんですが、標柱を建てるといふところは行っております。

10年度の野坂の三十六里塚、これについては、その後、ちょっと壊れてしまっている状態となっております。

中之峠茶屋につきましては、ちょっと地理的なところがありまして、ちょっと指定に向けた動きには上のほうの調査等があったもんですから、指定には至っていないところです。

梶山城については、ちょっと今少しずつですけども、指定に向けて動きを進めているところがあります。

以上であります。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今、理由が書いていないことに対して、私のほうからは申し上げられないと今言われましたけれども、誰だったら教えていただけるんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 休憩します。

午後1時25分休憩

-----  
午後1時26分再開

○議長（指宿 秋廣君） 本会議を再開します。

教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） ただいま口頭で申し上げました答弁につきまして、当然、この資料 14に最初から載せるべきだったというふうには思っております。私が、提出前の確認というか、精査ミスであったと思います。申し訳ございませんでした。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） この資料によりますと、平成元年に3件、平成2年に2件の計5件が町指定文化財となるとあります。

これまでは、この頃までは、文化財保存調査委員会が機能していた。それから後は機能していないと考えてもおかしくないという気がするんですね。

それから、もう一つ、三股町文化財調査専門員、設置された事例なしと。じゃあ、なぜこういう規則をつくったのか。必要があるから規則をつくった。けど、設置された事例はない。必要がなかったのかという形に捉えられてもおかしくないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） この当時、島津の墓地のところを調査というのがあったというふうには、現在の担当のほうから話は聞いております。

ただ、ちょうどこの年度あたりなんですけども、ただ、発掘調査をする担当が文化財調査専門員という立場ではなかったということで、町の委託職員ということであったということは確認取っておりますが、そういう理由で文化財調査専門員としては設置はなかったというふうに、ここでは書かせていただいております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 私はこれまで、町内の文化財につきまして、指定の有無にかかわらず、様々な角度から質問してきております。文化財の標柱が幾つかその後更新されてきておりますけれども、いまだに標柱が朽ちたままで文字が読めないもの、なぜか撤去されたままのところ、倒れたままの石灯籠、指定文化財でありながら倒壊した状態で放置されているものなどなどあります。

一刻も早く、文化財保存調査委員会及び文化財調査専門員が置かれることを望みます。文教三股とは言いたくないような文化財状況をこのまま放置しておくことは、文化財保護条例の目的に沿っていると言えません。本町の文化財の現状をどのようにお考えでしょうか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 本町の文化財の現状をどのように考えているかのご質問にお答えいたします。

教育委員会としましては、現在残されている文化財の保存・保護を図ることが行政の役割と考えております。その保存・保護を図る制度の一つが指定制度であり、本町では5件の文化財が指定されております。その他の文化財につきましても、標柱や説明板を設置したり、除草作業を行うなどして、保存と周知を図っております。

5年度については、古くなっている標柱の更新を行ってまいります。また、北郷兄弟墓の囲いの改修についても取り組むよう予算計上いたしました。特に、梶山城跡につきましても、これ以上壊されないように、まずは先行取得を引き続き進めているところであります。

また、近年では、町史を上程したことは大きな成果と捉えており、さらに町史のダイジェスト版を作成したことで郷土の歴史について学術的に掘り起こし、本町の文化財を分かりやすく紹介した概説書という位置づけです。

本町の文化財は失われたものもございますが、残された文化財の保存を図り、未来へ伝えられるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 先ほど、樺山どんの墓のことを言いましたけれども、今の状態では周知がなされたとは言えないような気がします。

まあ、こういうものについては言いたいことがたくさんありますけれども、次に行きます。

三股の文化財が一番少ないというのを、前にこの場で言いましたけれども、5つの指定文化財以外に指定に値する文化財はないのでしょうか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 本町には、追加指定に値する文化財はないのかとのご質問にお答えいたします。

文化財の保護行政は、様々な文化財の保存・保護を図るのが役割と考えております。文化財の指定はあくまで制度の一つであり、指定されていない文化財であっても、その価値を認め、保存を図っている文化財は数多くございます。

指定文化財の基準は、その保存状態が良好であること、資料的根拠の有無、その地域特有の文化財であることなどが上げられます。梶山城はその筆頭であると思います。

勝岡城跡の一部も考えられますが、地形測量図、縄張図が必要であり、東京大学史料編纂所が所蔵する島津家文書の調査も必要です。梶山地区の仁王像についても町内唯一のものであり、廃仏毀釈という歴史的爪痕を残す文化財として貴重なものです。

牛の峠関連の史跡も十分考えられますが、説明板や標柱の設置、現地の保存整備が可能なのかという視点や、予算措置を考慮する必要があります。

このほかには、三股町史が使いました松山家文書や西南戦争に関係する鹿児島暴動軍記、龍雲館文書などの有形文化財も町指定に該当する貴重な資料であります。これらはまず目録を作成し、資料評価を行う必要があります。

また、神社に収められている棟札も数点あり、貴重な文化財と言えます。

郷土芸能につきましては、町は保存会に対して継続して補助金を支出しており、書籍化や映像化という記録保存という予算措置を図ってきましたが、町指定に関しては、資料的根拠が見つからないこともあり、協議等は行っていませんでした。今後、他自治体の指定の事例について研究に着手したいと思います。

埋蔵文化財につきましては、現在のところ指定案件はないと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） それでは、追加指定に値する文化財はあるという認識をお持ちかどうかというふうに捉えてよろしいんですね。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 現在、お答えしたとおり、あると考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） それであるならば、三股町文化財調査専門員に関する教育委員会規則にのっとって専門員とかの設置ですか、そういうのは考えられると思ってよろしいのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 教育委員会文化財係としまして取りかかっている案件が、もちろん指定のほかにもある中ですので、まず業務の順位をつける中で、この指定について進むという部分については、また協議して、どこについて諮問が必要か。諮問が必要であれば、資料をそろえて、この委員会の立ち上げは必要であろうとは考えております。

ただ、着手時期等については、今のところ申し上げられない状態です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 文化財係ということですけど、たしか今、お一人ですよ。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 現在、職員1名と昨年4月から会計年度任用職員ということで、2名体制を取っております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） ずっとこの方お一人でなされていたようですけれども、やっぱり

やるのがかなり多いと認識していますが、1人で担当しているから順繰り順繰り遅くなってしまふ。

こんだけ今、先ほど町長のほうで、平成27年、最初の質問が文教三股についてということ言われましたけれども、ずっと文化財について言っているんですよね。ほとんど何も進んでいないんです。何か大丈夫かな、あんま価値がないのかなと自分で思うんですが、今の課長の説明の中でも、郷土芸能等については資料的根拠がないとか、薄いかいという表現がありましたけれども、ほかでは前から指定になっているところが幾つもあるということを、今でも私は述べてきております。ちゃんと調べて、ここの場で述べているわけですけども、今から進める、いつになるんでしょうかね。

みんなこういう流れというのはやっぱりあると思うんですね。考えてみれば、先日、五ヶ瀬の荒踊というのが、ユネスコの無形文化遺産に正式に登録されたようですが、あんときに「風流踊」と書いて「ふりゅうおどり」と読むの初めて知ったんですけども、そういう無形文化財についても、今、時がそうなっているような感じがします。

同じことですけど、前に言ったのと同じですが、中学校の体育祭で棒踊りを全校生徒で踊ると。これは指定文化財なんだよと言うのと、言えないと、全然違うと思うんですね。

それから、これも前に言いましたけども、谷地区では地区を挙げて、いわゆる老若男女で太郎踊りに取り組んでいると。これも町が指定しているんだよという価値を与えることによって、誇りにもつながる、地域活性化にもつながる、そんなことを今までも言ってきたんですけども、これから資料をどうのこうの、何か緩いんじゃないかなと思うんですね。

この原因が、担当職員が1人だからなのかどうなのか考えたくなるんですけども、町長どうお考えでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 27年のときに、文教三股のほうでいっぱい質問があったんですけど、平成30年に向けて、要するに町制施行70周年、それに向けて町史の編さん、物すごい莫大な作業をやりました。それについては担当者、そしてまた都城の文化財関係の協力を頂きながら多くの時間をつけて、それに対する物すごい作業量の、そして、今まで1冊だったのが、2巻になりました。

そういうのを考えると、要するに、全てのものができるわけではありません。まずは、1つずつやっていくということで町史編さんが終わり、そして町史編さんが終わったら、次は町史の今度は概要版、そちらのほうに取りかかりました。

そのように、やるのが一つ一つできています。それに合わせたところで、梶山城の指定に向けての努力をさせていただいております。

スタッフが専門というか、そういう考古学含めて、そういう文化財関係に熟知している、そういう職員を採用しようというようなことで、今のところまだ、その方が今、会計年度任用職員という形で働いていらっしゃるけれども、そういうスタッフをまた添えながら、今まで言われるような充実した、そしてまた指定に向けた努力はさせていただきたいなという気持ち。

それとともに、今度、高才第3のほうの調査もございますので、ですから、そちらのほうを含めると、職員1人、会計年度1人の対応は難しいだろうということで、来年度については、まだ公表の段階ではございませぬけれども、充実させようということで職員配置も考えているところをございます。

以上をございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） ぜひお願いいたします。そこが一番のネックだと私も思っておりますので。

埋蔵文化財について、もう一つですけれども、先日、私のところに石皿などを持ってこられた方がいらっしゃいました。見つけたのが、長原の丘付近だと言われたんですね。素人目には価値があるかどうか分かりませぬけれども、はっきりとした石皿でした。ほかにも何点か家には持っている。都城市の方なんですけれども、ちょこちょこ行かれて、そういうものを集めている。これはどんなもんかと思うんですが、そこにいらした方にちゃんと断ってから持っていつているんです。

これが、現地在埋蔵文化財地域であると分かっているれば注意もできます。ないんですね。以前は、標柱で「長原の丘 縄文遺跡」とか書いてありました。それを見ることによって、差し示すことができるんですけども、今撤去されております。そのまんまです。6年ぐらい前でしょうか。こういう現状があるというのが、埋蔵文化財について。

それから、長原以外にも坂の下遺跡とか高才原の遺跡、また新たに今度、高才原の遺跡発掘が行われるということですから、資料の5を見てください。

三股町史の上巻からですけれども、本町教育委員会は平成7年に町内の遺跡詳細分布調査の結果をまとめたとしてあるんですが、中ほどですけれども、遺跡の総数は93か所が登録されており、その中で時代の分かるものが58か所、明確でないものが35か所、縄文時代の遺跡が24、弥生時代の遺跡が32、古墳時代の遺跡が18、奈良・平安のものが12、中世の遺跡が15などなど書いてあります。

こういうものが三股町内を歩いたときに、ほとんどないんですね、標柱が。私が認識しているやつでいけば、長原はないから、坂の下に1つ、やぶん中に1本あるぐらいのもんです。道路からは確認することもできませんけれども。何か縄文・弥生、昔のものはいいや、ほこりかぶっち

よってもと、そう言われているような感じにするんですね。

先ほど課長のほうで、埋蔵文化財では本町には指定に値するようなものは確認できていないようなことを言われましたけれども、本当はないんでしょうか伺います。じゃあ、いいです。

○議長（指宿 秋廣君） 副町長がする。副町長。

○副町長（石崎 敬三君） 埋蔵文化財につきまして、93か所、たしかホームページでも公開していると思いますけれども、そこに遺跡があるということですが、ほとんどが畑の下であったり宅地になっていたりということで、現在は開発を行う際に、そこが埋蔵文化財の包蔵地であるかないかといったことの確認等に使われております。

ただ、今後そういったことで発掘等を行えば、新たな埋蔵文化財が発見されて、また価値があるものが発見されるという可能性はあると考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今度、高才第3ですか、あれ田上のほうで山之口のつながりですから、かなりのものが期待できると思うんですね。そのときに、じゃあ、今度はそれをどう公開するのかとか、新たな問題は次に来るわけなんですけれども、文化財にもうちょっと日の目を当てていただきたいなと思っております。

古いですけども、第5次三股町総合計画、この中の文化財の保護と伝統文化の継承のところを見ますと、うそが書いてあるんですね。うそと言いますと、ちょっと極端ですけども、先ほどの資料の中で、平成17年度以降活動なしとか、設置された事例なしとかいうような記述を基に見て気づいたんですけども、第5次ですから、平成これは23年から令和2年までの10年間でしょうか。

そんな中を見たのが、現在、文化財保存調査委員及び三股郷土史研究会と連携して調査を進めていますと。開催もしていないのに、進めていますと書いてあるんです。今さら言ってもしょうがない部分かもしれません。

それから、文化財の保護と継承のところ、今後も文化財の調査研究を積極的に行うとともに、文化財保護調査委員と連携を密にして、貴重な町民共有の財産を後世に継承しますと書いてあります。うそなんですね、こりゃ。ないんだから。

総合計画に載るといというのは、とんでもなくすごいことだと思うんです。けど、載っただけで、絵に描いた餅になってもらったら困る。ほかにもそれがあるんじゃないかな。

第6次総合計画を見ますと、このような表現が一切消えているんですね。ないんです。どっかで気づかれたのかどうか分かりませんが、ない。第5次と第6次では、文化財のところは全く違っているんです。

そういうことを非常に今回、この一般質問を考える中において、表現悪いですけど、腹が立つ

てしようがなかったんですね。いいかげんなことを書いてと思ったんですけども、何か通告していませんけれども、答弁頂けますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 副町長。

○副町長（石崎 敬三君） 実は、ご指摘の文化財保存調査委員会、これは制度としては存在していますけれども、現在、委員の任命はなされていないところです。

と申しますのが、この答申等を受けていた時期までは、町史の改訂版等の編さんに当たられた、三股の文化財について詳しい方々がおられました。

その後、高齢化等により、そういった方々が委員をお辞めになられて、教育委員会としては、その後任の方を探していたというふうに記憶しておりますし、文化財保護法の改正に伴って、文化財保護条例についても町としては改定したいということを教育委員会考えておりましたが、なかなか適任者が見つからないということで、現在、そのような状況になっております。

また、郷土史研究会の皆様方も高齢化のため、今回活動休止を余儀なくされたところでございます。

そういったところもございまして、ぜひ楠原議員には、そのご見識を生かしていただいて、町の文化財保護行政にお力添えを頂ければと考えておりますが、町教育委員会のほうでも、そういった適任者の発掘というのは、今後行っていくのではないかと考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 中に入ってしまうと文句を言えなくなりますので、しばらくは考えたいと思います。

次に移ります。

先日、私は都城市の野々美谷城跡に行ってみました。そこには大変立派な説明板が設置してありました。今年の2月、先月建てられたものでした。本町でも、このような整備が欲しいと、それを見て強く思いました。

資料の6を御覧ください。

梶山城跡調査整備検討委員会設置要綱です。令和元年12月3日に制定されたものですが、この後の動きについては資料の14に書かれておりますが、先ほども言いましたけれども、コロナ禍で国との協議等が延期されているとのことでした。

ウイズコロナとなって、これから全般的な計画について伺います。

この検討委員会設置要綱の第1条を見ますと、この委員会は、梶山城跡を学術的に調査し、史跡の本質的価値を明らかにするために設置するとあります。そのためには試掘等も必要となると思いますが、その予定というのはどのようにお考えですか。今後の計画とともに伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 梶山城跡調査整備につきまして、今後の計画というところでお答えいたします。

今後の計画としましては、まずは台風により崩落した箇所調査を実施し、それに伴う保全対策を都市整備課や関係機関と検討を進め、保存整備計画の再策定が必要と考えております。

現在、崩落箇所の保全について具体的な検討段階に入っており、町の方針を示せる段階に至った時点で、検討委員会と協議を進めていくこととなります。

また、梶山城の試掘予定はないかのご質問ですが、梶山城は国指定を視野に入れておりますので、学術的な発掘調査を予定しております。検討委員会の指導助言の下で行うこととなります。

調査箇所としましては、四重とされている横堀跡、本丸跡、仮屋城跡、大手口から北側へ向かう通路の一部等を計画しておりますが、次年度から高才第3地区の発掘調査を行いますので、梶山城跡の発掘調査開始時期を明確にお答えするのは、現状はちょっと難しいところであります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 休憩します。

午後1時52分休憩

-----  
午後1時53分再開

○議長（指宿 秋廣君） では、本会議を再開します。

楠原議員についてはご協力方よろしく申し上げます。

楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 野々美谷城跡につきましては、説明板に発掘調査の結果が載っております。いろんなものが出てきたと書いてありますので、一日も早い試掘予定というのをお願いしたいと思っております。

あと、大昌寺跡付近にある通行禁止はいつまでの措置かと通告しておりますけども何か答えられることはありませんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 大昌寺跡付近の立ち入り禁止につきまして、いつまでの措置かのご質問にお答えいたします。

ご質問の通行の先は、作業道の亀裂が確認されていることと作業道そのものが崩落しており、安全性が確保されるまでは当面の間は立ち入り禁止にせざるを得ないと考えております。

また、それに付随して従来の移動以外の通行路の整備は考えられないかのご質問であります。が、これまだ。

○議員（8番 楠原 更三君） いいです。

○教育課長（福永 朋宏君） いいですか。本丸跡には途中で迂回する通行路がございますので、そちらを整備することで通行は可能であると考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 実はこの時間帯、今日の午前中、中学校の遠足でしょうか、あれで定期的に梶山城に行き、そして上米公園で昼食をするというコースを今日も組まれるということでしたが、梶山城へは登れませんということで、ちょっと若干途中を変えていただくことになったようですけれども、1日も早い迂回路の整備をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。現在進行中の拠点開発事業について伺ってまいります。

昨年の町長選挙で、町民の支持を得られたわけですので、町長は推進されるのは理解できますが、将来への投資よりも不の遺産になるのではないかとの思いのほうが強いのというのが、私の正直なところですよ。市政方針の中で駅と役場、文化会館及び五本松団地跡地を結ぶエリアを中心市街地と位置づけ、回遊性や快適性を重視した道路公園等の公共空間整備や公共交通の利便性の向上に取り組んでまいりますと述べられました。

この中から、まず回遊性、快適性がどのようにすれば高まるのかについて。また、近場にあるいくつかの集客施設に伍するほどの魅力ある施設はとほどのようなものなどについて事前調査は行われたのでしょうか。または、今後計画されているのでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 中心市街地として位置づけられた地域の回遊性、快適性の事前調査はどのように計画されているのかというご質問についてお答えいたします。

本町は、平成30年3月に、まちづくりの基本的な方針となります都市計画マスタープランを策定し、その中で今お話がありましたように、三股駅と役場、文化会館及び五本松団地跡地を結ぶエリアを三股の中心地ゾーンと位置づけ、中心市街地の範囲を明確にしたところでございます。これ以降、立地適正化計画、用途地域の見直し、都市再生整備計画、未来ビジョンの策定においても中心地ゾーンを重点エリアと捉え、質の高いエリアへの発展を目指し取組を進めているところでございます。そこで、ここの地域に、いわゆる回遊性、快適性を求めていくということで考えております。

中でも、五本松団地跡地につきましては、この中心市街地の中で大変重要な新たな拠点であることから、その活用について、多くの町民の皆様の意見をもとに交流拠点施設として整備することとし、基本構想、基本計画を策定し、準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） どうやったら、回遊性が高まるのかとか快適性が高まるのかという調査は行われたのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） こちらは先ほど申しあげましたように、立地適正化計画、用途地域の見直し、都市再生整備計画等々、あと未来ビジョンの策定、こちらそれぞれ委員の皆様方、あるいは専門家の意見を聞きながら、そういった意見を聞きながら、こちらにそういったものを求めていきたいということにしたところでございます。ですから、それら多くの方々の意見をもとに、計画ということを考えてとこです。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 回遊性を高めるという、ものすごくいいことだと思うんです。その何か特効薬があるのかなという気がするんです。私は山王原でがんばっど山王原というものを皆さんと一緒にやっているわけですが、目的の1つが、過疎が進む地域に人が集まる場所。人のこの動きが見られるようにしようと考えているわけですが、なかなかできないんです。この回遊性を重視する。何かヒントがあれば役にも立つなと思っているんですが。町を上げてやる開発にこの回遊性をどうやったら求めることができる。我々の意見、ド素人の意見では限界があるんです。どんな調査をほかにされたのか。町民の声だけで回遊性が高まるものなのでしょうか。伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 中心地ゾーンにおける事前調査につきましては、これまでに、自動車、自転車、歩行者の通行量調査や各施設の利用者数、稼働率の調査など定量的な情報収集のほか、施設利用者のヒアリングやアンケート調査、まち歩きワークショップによります現地調査、地元自治公民館との意見交換など定性的な情報収集に取り組んだところでございます。

今後は、都市再生整備計画事業による交流拠点施設整備や道路公園等の整備を進めていくところでございまして。これまでのいろんな調査によりまして、ここにそういったものを、いわゆる回遊性あるいは快適性を求めていきたいという狙いのもとで中心地ゾーンの事業については進めているところでございます。

将来的にはそういったものを求めていきたいということであるというふうにご理解いただきたいと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 回遊性が高まったというのをどうやって判断するのか。どの程度回遊性が高まったと判断できるのか難しいところだと思います。それも回遊性というのが歩くことで回遊性が高まったとするのか、車が動き始めた、これで回遊性が高まったと判断するのか、

それによってもまったく違うと思うんですね。今イメージされているのはどういう形でしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 現在、未来ビジョンという中心地ゾーンにあります道路、公園等の公共空間、民間空間を活用して賑わいを創出したいという目的で、未来ビジョンの策定に取り掛かっております。この未来ビジョンの策定におきましては、エリアプラットフォーム、いわゆる町内のいろんな関係者の方々が参画していただいて、この計画の策定に取り組んでいます。こういった方々が今、三股町のこの中心地ゾーンにどういったものを呼び込んでいけば賑わいが創出できるのか、あるいはどういった道路、例えば歩道整備とか、あるいは公園整備をしたら賑わいが創出できるのかというようないろんな角度から意見を求めているところなんです。

これらの計画につきましては、この3月に策定が終わりまして4月段階になりましたら皆様方にこの中心地ゾーンにおけます取組の内容につきまして、今後こういったものができるのではないかなというようなことなど、説明できると思っておりますので。まだ今、策定が終わっておりません。4月の段階にまたご説明できたらというふうに思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 回遊性にしましても賑わいの創出にしましても、どの程度でよしとするのか。個人差もありますでしょうし、行政としてこれをリードしてこの開発計画をやるのであれば、行政としてどの程度目安として賑わうようになったと判断するのか。回遊性が高まるようになったと判断するのか。非常に難しいところだと思いますけれども、それまで考えて報告されるときに含めていただければありがたいと思いますけれども。回遊性が高まる、人が歩くことによって回遊性が高まったとした場合に、その開発予定地域の人たちの普段の生活も変わるわけです。それまで歩く人がいなかったところに歩く人がいっぱい出始めた。車がそんなにいなかったところに、通らなかったところに車がどんどん通るようになった。地域の人たちの生活が基本的に変わるわけなんです。それに対しての地域の方々を対象とした説明会というものは実施されていないんですね、私何人か聞いたんですけど、あの周辺の方に。聞いてないよということなんですけれども、そういう説明会みたいなものは今後計画されるんでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 周辺住民の説明会は行われてきているのかというご質問につきましてお答えいたします。

令和元年度に行った、交流拠点施設整備事業基本構想策定に向けた全5回の町民ワークショップでは、地域コミュニティの意見を吸い上げる趣旨で、8名の自治公民館長にご参加いただき、いろいろ意見交換をしたところがございます。令和3年11月には、基本計画の策定に際しまして、近隣自治公民館への説明と意見交換という趣旨で、仲町の自治公民館、東原の自治公民館、

それぞれ令和3年11月に地域の方々、例えば支部の支部長さん、あるいは壮年、あるいはPTAの役員の方々等々集まっていただきまして、説明会を行ったところでございます。

今年度は、中心地ゾーンの未来ビジョンを地域密着型の官民連携で策定していますが、地域とも連携した取組を進めるため、山王原、仲町、東原、上米の4つの自治公民館の館長さんに、今年の2月28日に意見交換を行ったところでございます。今後は、先ほども述べましたとおり、整備予定箇所の近隣の方々と意見交換する機会を持つなど、まずは今議会におきまして、この整備事業につきまして方向性が示されると思いますので、こういった部分を決まりましてから、地域住民との合意形成を丁寧に図りながら、事業を進めていくところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） あの周辺地域には幼稚園もありますし、子育ての終わった方々もいらっしゃいますし、様々な方がいらっしゃいますので、公民館長に説明したとか壮年会に説明したとかそれで救えない方々のほうが圧倒的に多いわけですから。その方々にこの計画の内容を伝えるというのはこまめにやっていく必要があると思います。様々な影響が起こることになるわけですから、影響評価を事前に行うということを忘れないようにして、もしこれがこれから前に進むようであれば1番気をつけていただきたいと思います。よろしく願います。

これで質問終わります。

○議長（指宿 秋廣君） これより2時20分まで休憩をいたします。

午後2時09分休憩

-----  
午後2時20分再開  
-----

## 日程第2. 総括質疑

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、総括質疑を行います。

総括質疑は、今定例会に提案された議案のうち、定例会最終日に全体審議に提出する議案第18号及び定例会初日に先議した議案第19号の2議案を除く全ての案件に対する質疑であります。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。

また、くれぐれも議題以外にわたったり、自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようにご注意願います。

なお、質疑は会議規則により1議題につき1人3回以内となっております。

質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

---

### 日程第3. 常任委員会付託

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は本日配付しました常任委員会付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、各議案は付託表案のとおりそれぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては審査方よろしくお願ひします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出くださるようお願いいたします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後2時22分休憩

---

〔全員協議会〕

---

午後2時22分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

---

○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって、本日の会議を散会します。

午後2時22分散会

---

議事日程(第5号)

令和5年3月22日 午前10時00分開議

- 日程第1 発議第1号及び発議第2号の取扱いについて
- 日程第2 常任委員長報告
- 日程第3 質疑(議案第1号から議案第17号及び議案第20号から議案第22号までの20議案)
- 日程第4 討論・採決(議案第1号から議案第17号及び議案第20号から議案第22号までの20議案)
- 日程第5 質疑・討論・採決(議案第18号)
- 追加日程第1 発議第1号上程
- 追加日程第2 質疑・討論・採決(発議第1号)
- 日程第6 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第7 閉会中における広報編集常任委員会の活動について
- 日程第8 閉会中における議会運営委員会の活動について
- 日程第9 閉会中における三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員会の活動について
- 日程第10 議員派遣の件について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 発議第1号及び発議第2号の取扱いについて
- 日程第2 常任委員長報告
- 日程第3 質疑(議案第1号から議案第17号及び議案第20号から議案第22号までの20議案)
- 日程第4 討論・採決(議案第1号から議案第17号及び議案第20号から議案第22号までの20議案)
- 日程第5 質疑・討論・採決(議案第18号)
- 追加日程第1 発議第1号上程
- 追加日程第2 質疑・討論・採決(発議第1号)

- 日程第6 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について  
 日程第7 閉会中における広報編集常任委員会の活動について  
 日程第8 閉会中における議会運営委員会の活動について  
 日程第9 閉会中における三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員会の活動について  
 日程第10 議員派遣の件について

---

出席議員（12名）

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 佐澤 やよい君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	木佐貫 辰生君	副町長 .....	石崎 敬三君
教育長 .....	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長 .....	白尾 知之君
企画商工課長 .....	山田 正人君	税務財政課長 .....	黒木 孝幸君
町民保健課長 .....	齊藤 美和君	福祉課長 .....	渡具知 実君
高齢者支援課長 .....	下沖 祐二君	農業振興課長 .....	上原 雅彦君
都市整備課長 .....	井上 政和君	環境水道課長 .....	木下 勝広君
ふるさと納税推進室長 .....	細田 高広君	教育課長 .....	福永 朋宏君
会計課長 .....	島田 美和君		

---

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

### 日程第1. 発議第1号及び発議第2号の取扱いについて

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、発議第1号及び発議第2号の取扱いについてを議題とします。

議会運営委員長から報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 内村 立吉君 登壇〕

○議会運営委員長（内村 立吉君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

去る2月20日、議会運営委員会を開き、本日、追加提案されます発議第1号及び本定例会初日に提案された議案第3号が可決された場合に、本日、追加提案されます発議第2号の取扱いについて協議をいたしました。

本件の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、発議第1号及び発議第2号は、委員会付着を省略し、既に提案されている議案全てを終了後、日程を追加し、全体審議で措置することに決定いたしました。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） お諮りします。本日、追加提案されます発議第1号及び本定例会初日に提案された議案第3号が可決された場合に、本日、追加提案されます発議第2号につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、委員会付託を省略し、既に提案されている議案全てを議了後、日程を追加し、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号及び発議第2号については、議会運営委員長の報告のとおり取り扱うことに決定しました。

---

### 日程第2. 常任委員長報告

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、常任委員長報告を行います。

まず、総務産業常任委員長よりお願いします。総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 楠原 更三君 登壇〕

○総務産業常任委員長（楠原 更三君） おはようございます。総務産業常任委員会の審査結果を、

三股町議会会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は計10件です。以下、案件ごとにその概要を説明し、審査結果を報告いたします。

議案第2号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」、本案は、植木団地、餅原団地の全部、蓼池第3団地、宮下団地、今市団地の一部を用途廃止し、削除するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第3号「三股町課設置条例の一部を改正する条例」、本案は、令和5年度組織機構の見直しに伴い、現在、企画商工課が所管しているデジタル推進と地域情報課の業務を総務課に移管して、総務課デジタル推進係とすること、また、ふるさと納税推進室を、ふるさと納税交流拠点推進室へと変更し、ふるさと納税推進係と交流拠点推進係の2つの係体制とするものです。

審査の過程におきまして、次のような意見が出されました。

現在、三股町議会は、三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員会を設置し、その特別委員会の途上であり、また、執行部もそのことを承知している中で、デジタル推進係の設置に併せて、ふるさと納税交流拠点推進室の設置をセットにした条例案が上程されたことに疑問を持つという意見です。

慎重に審査した結果、全会一致で否決すべきものと決しました。

議案第8号「令和4年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」、本案は、歳入歳出それぞれ690万円を減額するものです。

公共下水道処理場の新施設が完成し、旧施設と併用できることになり、使用する電氣量が少なくなったことなどが主な補正の理由です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第14号「令和5年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」、本案は、歳入歳出それぞれ3,606万7,000円と定めるものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第15号「令和5年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」、本案は、歳入歳出それぞれ3,996万7,000円と定めるものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第16号「令和5年度三股町公共下水道事業特別会計予算」、本案は、歳入歳出それぞれ13億5,401万3,000円と定めるものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第17号「令和5年度三股町水道事業会計予算」、本案は、業務の予定量として、給水戸数を1万1,629戸とするものです。

地下に布設してある水道管の交換、水漏れの点検や修理など、給水に付随する恒常的な費用等について詳しい説明がありました。

審査の過程におきまして、次のような意見が出されております。水道事業においても今後、少子高齢化の影響を考慮していかなければならないという意見です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第20号「第三次三股町生活排水対策総合基本計画の策定について」、本案は、本町が平成3年8月に県から生活排水対策重点地域に指定されたのを受け、これまで住民と一体となって、総合的かつ計画的に生活排水対策を推進してきており、今回、第三次三股町生活排水対策総合基本計画を策定しようとするものです。

審査の過程におきまして、次のような意見が出されました。

三股町内を流れる川は、目視できる範囲において水性生物が少ないように見える。花と緑と水のまちとして、今後豊かな川を誇れるように、定期的な水性生物調査も行ってほしいという意見です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第21号「三股町公共下水道三股中央浄化センターし尿汚泥処理棟築造工事に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について」、本案のし尿汚泥処理等築造工事は、工期が令和3年度からの4年間、事業費総額15億5,500万円で開始した工事でした。その後、建設予定地の地盤不良による建設地点の変更に伴い再設計が必要となったため、完成予定を令和6年度から令和7年度に改めるということ。

また、住民要望の臭気対策や近年の資材費等の高騰により、事業費総額を27億8,600万円に改めるものです。

審査の過程において、次のような意見が出されました。

予算規模の大きな工事であることや、町内企業の技術力向上の機会を提供するために、日本下水道事業団に対して、町内企業の本工事への参加を強く要望することを望むという意見です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第22号「三股町交流拠点施設整備事業における三股町とまちづくり合同会社みまたとの開発に関する協定について」、本案は、三股町とまちづくり合同会社みまたが、三股町交流拠点施設整備事業において、地域密着型官民連携の事業手法を取り入れた開発事業を実現するために協定書を締結するものです。

審査の過程において、第3号議案と同じような意見が出されました。現在、三股町議会は、三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員会を設置しており、その特別委員会の途上であり、現時点において判断できる状況にはないという意見です。

慎重に審査した結果、全会一致で否決すべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会の報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、文教厚生常任委員長よりお願いします。文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 西村 尚彦君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（西村 尚彦君） それでは、文教厚生常任委員会の報告を行います。

去る3月13日10時より、委員会を開催いたしました。付託されました議案は、議案第1号以下8議案であります。

まず、議案第1号「三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、本案は、出産一時期の額を改正するもので、40万8,000円を48万8,000円に改正し、産科医療補償制度の1万2,000円と合わせ50万円を支給するものです。

産科医療補償制度とは、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児と、その家族の経済的負担を速やかに補填するもので、最高3,000万円補償されるもので、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営しております。

委員より、出産費用は今、幾らぐらいかかるかについての質疑がありました。病院によって違いはあるが、都会はおおむね高いが、宮崎県内ではこの支給額ぐらいのことでした。

また、最近の出生数について質疑があり、2月末までで190人ぐらい、3月を含めると200人ちょっとということで、減少ぎみだとの報告がありました。

慎重に審査を行いました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第5号「令和4年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」について報告いたします。

本案は、既定の予算から409万7,000円を減額するものです。

執行部より補正の状況について説明を受けた後、質疑が行われました。

メタボリックシンドローム解消のため、保健指導についてやり方は決まっているかの質疑に對しまして、やり方は町の方針で決められるということ。また、保健師、管理栄養士が訪問指導も行っているとのことでした。

また、特定健診未受診者対策について質疑があり、未受診者には催告を行ったり、日曜日の受診日を3日間ほど設定したり対応をしているということでした。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第6号「令和4年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」について報告いたします。

本案は、既定の予算に737万円を追加するものです。今回の補正は、1月の調定時に2月、3月分を見込んで補正するものです。

執行部より、補正の状況について説明を受けた後、質疑が行われました。

保険料の特別徴収と普通徴収について、保険料徴収における事務費の負担額に違いがあるのではという質疑や、障がい者の後期高齢者制度への加入について質疑応答がありました。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第7号「令和4年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」について報告いたします。

本案は、規定の予算に1,888万8,000円を追加するものです。

執行部より補正の状況について説明を受けた後、質疑が行われました。

歳入において、介護保険料が増額になった理由や、歳出において重層的支援体制整備事業の対象であると考えていた一般介護予防事業が、従来の地域介護予防活動支援事業になるということで、一般会計から組み替えたことなどについて質疑応答が行われました。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第10号「令和5年度三股町国民健康保険特別会計予算」、本案は、令和5年度の予算を29億5,591万9,000円とするものであり、執行部より予算の状況について説明を受けた後、質疑が行われました。

保険税の歳入見込みについて質疑があり、1人当たりの額に被保険者見込数を掛け、さらに93%の徴収率を掛けて算出しているとの回答がありました。

また、保険税等徴収業務委託料についての算出方法について、県支出金の保険者努力支援金の内容について、また、改正前の金額で算定されている出産育児一時期について、一般被保険者療養給付費と一般被保険者療養費との違い、また、鍼灸の補助などについて質疑応答が行われました。

集団検診委託料について、検診の結果について質疑がありました。生活習慣病と言われる血糖ヘモグロビンA1c コレステロールの高い人が多く、三股町は糖尿病の方が多いという感じがするとの回答でした。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第11号「令和5年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」について、本案は、令和5年度の予算を3億2,866万2,000円とするものであり、執行部より予算の状況について説明を受けた後、質疑が行われました。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進する事業の仕組み、また、この事業を推進するための特別調整交付金交付基準について説明を受けました。

後期高齢者広域連合から、この交付基準に沿って、令和3年度に保健師の人件費として、令和3年度に1名、令和4年度、5年度は2名分の人件費の交付を受けて事業を実施しているとのこ

とでした。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第12号「令和5年度三股町介護保険特別会計予算」について、本案は、令和5年度の予算を22億6,031万7,000円とするものであり、まず説明に先立ち、被保険者と要介護・要支援認定についての説明がありました。

65歳以上の第1号被保険者の数は、令和4年11月末現在で7,267人で毎年増えており、平成28年度の6,494人より773人増の11.9%増となっております。

しかし、要支援と要介護の認定者は1,043人で、ここ数年は大きな変化はなく、この認定率は14.4%、平成28年度の認定率が17.8%ですので、それに比べ低くなっており、参考に、全国が19.1%、宮崎県が16.3%、都城市が16.6%ということで、県内で19番目のパーセントとなっているということでした。

その後、執行部より予算の状況について説明を受けた後、質疑が行われました。

居宅介護福祉用具購入や認知症ケアパス作成、家族介護継続支援事業、市郡医師会に委託している在宅医療・介護連携推進事業、三股町認知症総合支援事業、成年後見制度利用支援事業等について質疑応答がありました。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第13号「令和5年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」について報告します。

本案は、令和5年度の予算を1,697万2,000円とするものであり、執行部より予算の状況について説明を受けた後、質疑が行われました。

ケアマネジャー5名で、要支援1・2の人たちのケアプランを作成しているが、一部を外部の居宅介護支援事業者のケアマネジャーに委託しているとのことで、県内でも行政が直営で行っているのは少なくなっているということで、さらに直営で行うことのメリットや外部委託をすることのデメリットについて質疑応答がありました。

メリットとしては、介護保険のほうと連絡が密に取れるということ、デメリットとしては、今以上に費用がかかるのではないかということでした。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

最後に、3月15日午後、現地調査を3か所行っております。

まず1つ目が、令和4年度三股小学校管理教室等外壁改修工事です。事業費が5,106万2,000円。2つ目が、令和3年度給食センター調理室空調設備設置工事、事業費が4,870万9,000円。そして3つ目が、三股町健康管理センターです。

それぞれの工事の状況や成果、事業の内容等について担当課より説明を受けております。

以上で、文教厚生委員会の報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、一般会計予算・決算常任委員長よりお願いをいたします。一般会計予算・決算常任委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 田中 光子君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（田中 光子君） それでは、一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第4号、議案第9号の2件でございます。以下、案件ごとに説明させていただきます。

議案第4号「令和4年度三股町一般会計補正予算（第9号）」について説明いたします。

本案は、令和4年度の会計年度末を控え、各種事務事業の実績見込み、補助事業の決定、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業及び国の第2次補正予算に関連する経費等について所要の補正措置を行うものです。

歳入歳出予算の総額132億5,937万7,000円に7,988万円を追加し、133億3,925万7,000円とするものです。

まず、歳入の主なものとしましては、地方交付税は、普通交付税の再算定により増額補正したものです。国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金などを減額補正し、保育対策総合支援事業費補助金、出産・子育て応援交付金補助金などを増額補正したものです。

次に、歳出について主なものとしましては、総務費は、三股ふるさと納税応援事業者育成事業補助金などを増額補正したものです。

民生費は、三股町地域医療介護総合確保基金事業費補助金などを減額補正し、保育対策総合支援事業費補助金、子ども・子育て支援交付金返還金などを増額補正したものです。

衛生費は、コロナワクチン集団接種業務委託料ほか減額補正し、出産・子育て応援給付金などを増額補正するものであります。

企画商工課より、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について説明を受けました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号「令和5年度三股町一般会計予算」について説明します。

本案は、令和5年度の予算編成に当たっては、予算編成方針に基づき、国・県の予算編成の状況、地方財政計画並びに社会経済情勢の動向を見て予算編成を行ったものです。

議案第9号につきましては、堀内義郎議員より修正案が提出されました。

修正内容は、令和5年度三股町一般会計予算案について、歳入、款18繰入金、項2基金繰入金10億3,040万円から1,500万円を減額し、10億1,540万円とし、歳出、款2総

務費、項1総務管理費15億821万9,000円から1,775万円を減額し、14億9,046万9,000円とし、款14予備費、項1予備費3,000万円に275万円を増額し、3,275万円とするものです。

よって、歳入歳出の合計額を歳入歳出それぞれ117億5,500万円に修正するものです。

当委員会として、提出された修正案の提案説明を受け、これに対する質疑及び討論を行った後、まず修正案について採決を行いました。

各課より議案について説明を受けました主な意見としましては、給食費について、中学生を無償化にすれば小学生も行うべきではないか、との意見がありました。

給食費について、賛否を問いました。また、保育料の0歳から2歳の無償化についても検討すべきではないか。異次元の子育ての政策を他の市町村が行っているが、本町の取組はインパクトがないように思う、などの意見が出ました。

その結果、全会一致で修正可決すべきものと決しました。

次に、修正部分を除く原案について採決を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、委員会の報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） ここでご報告申し上げます。

議案第3号「三股町課設置条例の一部を改正する条例」に対し、堀内和義議員から本日付で修正動議がお手元に配付してある修正案のとおり、文書をもって提出されております。

本動議については、既に所定の賛成者があり、動議は成立しておりますので、本動議を議題とします。

提出者から説明をお願いいたします。堀内和義議員。

〔6番 堀内 和義君 登壇〕

○議員（6番 堀内 和義君） それでは、議案第3号「三股町課設置条例の一部を改正する条例」の修正案について、提案の理由を申し上げます。

議案第3号「三股町課設置条例の一部を改正する条例」は、DXの推進体制強化と地域情報化の促進を図るため、行政情報化とデジタル化及び地域情報化を一元化して総務課で所管しようとするものと、ふるさと納税と三股町交流拠点施設整備を一体的に進めるため、ふるさと納税推進室をふるさと納税・交流拠点推進室に変更しようとするものであります。

しかしながら、交流拠点施設に関しましては、現在、交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員会を設置し、調査・研究途中であり、事業の具体的な内容すら分からない状況でありますので、交流拠点推進室に関する部分を削り、デジタル課等の推進の部分のみを残すため、修正をするものです。

以上です。

---

**日程第3. 質疑（議案第1号から議案第17号及び議案20号から議案第22号までの  
20議案）**

○議長（指宿 秋廣君） 質疑を行います。質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑及び議案3号の修正案への質疑であります。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

なお、質疑は会議規則により1議題につき1人3回以内となっております。質疑はありませんか。西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） それでは、議案第3号「三股町課設置条例の一部を改正する条例」の総務常任委員長の報告に対して、質疑を行います。

総務委員長の報告では、議会内に交流拠点整備事業の特別委員会がまだ途上であると。セットで、条例を出すのは疑問を持つということだったんですが、委員の中でどのようなほかの意見が出たのかというのを、できれば教えていただきたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（楠原 更三君） 総務産業常任委員会の中におきましては、議会の役割は何なんだろうかと、言えるところでは言わなければならないというような意見が大勢を占めていたと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ないようですので、常任委員長に対する委員長への質疑及び議案第3号の修正案の質疑を終結をいたします。

---

**日程第4. 討論・採決（議案第1号から議案第17号及び議案20号から議案第22号までの20議案）**

○議長（指宿 秋廣君） 日程第4、討論を行います。

議案第1号「三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論はないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第1号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。ほかに討論はないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論はないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第2号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号「三股町課設置条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。本案に対しまして、修正案が提出されておりますので、まず、先に修正案について討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、修正案に対する反対討論の発言を許します。西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） それでは、私は、この議案第3号「三股町課設置条例の一部を改正する条例」の修正案に反対の立場で討論をさせていただきます。

現在ある五本松交流施設とデジタル関係がなくなるわけでもなくて、ただその業務が別の課に移るといっただけでございます。実質、何の変わりもないということを申し上げたいと思います。

それと、この条例を否決もしくは修正することによって、例えば役場の業務が活性化するだけだと思っていますし、町民に与える不利益は全くない。逆にプラスになると考えていますので、この修正案に対しては反対いたします。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、修正案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、修正案に対する反対討論の発言を許します。上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 現在の条例案の一部を改正する条例案の修正案に反対の立場で討論いたします。

企画商工課内に元からある交流拠点の部署が、元からある既存のふるさと納税室に移動するという議案でありますので、そういった意味で、働いている役場職員が業務をやりやすくするための課の設置であると思います。

ですから、私はこの原案に対して賛成の立場であります。よって、この修正案に対しては反対の立場といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、修正案に対する賛成討論の発言を許します。ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。起立により採決いたします。議案第3号の修正案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（指宿 秋廣君） 起立多数であります。よって、議案第3号の修正案は、可決されました。

議案第4号「令和4年度三股町一般会計補正予算（第9号）」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第4号は、一般会計予算決算常任委員長報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号「令和4年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第5号は、文教厚生常任委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号「令和4年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第6号は、文教厚生常任委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号「令和4年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第7号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

た。

議案第8号「令和4年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第8号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号「令和5年度三股町一般会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

議案第9号に対する一般会計予算決算常任委員長の報告は修正であります。よって、先に委員会の修正案に対する討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、委員会の修正案に対する反対討論の発言を許します。西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） それでは、ただいま議題になっております議案第9号「令和5年度三股町一般会計予算」の修正案に、反対の立場で討論いたします。

本修正案は、官民共同事業体であるまちづくり合同会社に貸し付ける1,500万円と、PFI事業を進めるための事業兼契約書の作成費用等275万円を削減するものです。今回取り組むPFI事業というものは、まちづくり合同会社を中心に特別目的会社をつくり、そこが基本計画を基に企画書を作ることになっております。現在、具体的な建設の規模も内容も費用も分からない状況では、我々議員は何も反対できない状態です。よって、予算を認め、本当にこの官民共同事業体でこの事業が進められるのか。また、この事業方法が行政にとって経費も節減でき、最適なのか。また、具体的な施設の規模や内容をしっかり見て、この施設が町民のためになるのかを判断するためにも、まあいろいろ課題はあると思いますが、議会にもその都度報告しながら事業を進めてもらいたいという考えで、この修正案には反対いたします。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 賛成案の発言を許します。楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 総務産業常任委員会委員長報告でも申し上げましたけれども、今、

我々は調査特別委員会を設置しております。まだ議会としての役割をそこで果たすために、しっかりと調査をし、判断材料を集めなければならない、そういう時期でありますので、今、認めることは早いという意味から、現時点においては、修正案に賛成という立場で申し上げます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、修正案に対する反対討論の発言を許します。上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 私は、議案第9号一般予算の修正案に、反対の立場で討論をいたします。

理由は、修正案の内容が、交流拠点施設整備基金として官民共同体への貸付金を認めないという内容だからです。この間の調査特別委員会では、複数回の説明を受け、この5年間、交流拠点施設整備に当たって、企画商工課の職員が日夜奮闘し、町民との話し合いを重ね、基本構想、基本計画をつくり上げてきたことが分かりました。そして現在は、ワークショップや将来を見据えた社会実験の取組が着々と進んでいます。参加している町民は、自分たちの意見が反映されていきながら我がまちづくりに携われることにわくわくし、計画が進むことを待ちわびる人たちもたくさんいます。特に子育て世代の人たちは、町内に子供の遊び場が少ないことを感じている人たちが多くいるため、「どんな天気でも子供が楽しく遊べる遊具があって、新しくきれいなトイレのある場所を早く造ってもらいたい。だから、交流拠点ができるのが待ち遠しい」という声を複数耳にしています。また、まちづくりの取組に参加している若い女性から、先日、「交流拠点をみんなの夢をかなえられる場所にしたい」といった力強い意気込みを聞かされました。私はそれらの生の声を聞いて、町民代表の議員として、この取組を一時的にでも止めることはしたくはありません。むしろ多少のリスクを承知の上で前向きにやってやろうという人たちの味方に立って、どうすればうまくいくのかを一緒に考える立場に立っていきたいと思います。

今回ようやく町と町民が手を携えて開発に関する協定を締結する段階において、議会で否決するという事は、新しい三股を創造していきたいと思う町民の気持ちに、水を指す結果になると思います。でありますので、私は、今回の修正案に反対の立場で討論をいたします。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） ご静粛にお願いします。

次に、修正案に対する賛成討論の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これで討論を終結します。

これより採決を行います。起立により採決いたします。議案第9号に対する一般会計予算決算常任委員長の報告は修正であります。委員会内の修正案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（指宿 秋廣君） 起立多数であります。よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、修正議決した部分を除く原案に対して、討論・採決をいたします。

まず、修正議決した部分を除く原案に対する反対討論の発言を許します。山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） 反対討論を言っているんですね。

○議長（指宿 秋廣君） はい。

○議員（12番 山中 則夫君） 今、修正がありました議案に全体としては賛成はしますが、給食費の問題ですよ。これ大事な問題です。本当に町民が分断しますよ。というのは、中学生だけじゃいかん。やっぱり全体を、全部を、保育園にしても、小学生にしても、全部無料化するのに対しては私は反対はしませんが、しかし、私も聞き取りの調査をしましたが、要するに、保育園関係が非常に、もう何回要望書も出しているということで要求をしていますが、私たちはどうなるんですかと、その保育園の理事長をやられた人が言うには、一番の生活費とかにいろいろ困っている人たちはみんな困っているけど、一番1歳児、2歳児なんかほとんど住まいは借家とか、そういうところに住んでいるもんだから、どうしても、もうそれやったら、隣町は保育料をただにするからそっちへ引っ越しますとか何とか言っていることを言われました。だから、やっぱり私は、反対討論ですけど、町民を分断するようなことはいかんで、本当に無料化するなら全部しなさいよ。それやったらいいけど、だから、結局とにかく分断はいけませんよ。子供たちと親御さん、みんな困っているわけですよ。それはこっちばかり、まして国も近いうちに無料化するようなことで、そういうふうにするや補助金とか来るわけですから、そういう補助金とかああいうのが、今のところは三股単独で我々の税金から出さなんにやいけんわけですがね。一部の人は喜ぶかも知らんけど、全体的に三股町の全体のことを考えてみると、私は本当に反対討論します。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。ほかに討論ありませんか。中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 私も議案の9号に関しては、原案に賛成ですが、執行に対して、三股町学校給食費負担軽減補助事業の中学生無償化に対して、小学生・中学生の給食費を均等に減額すべきだと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。起立により採決いたします。修正部分を除く他の部分を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（指宿 秋廣君） 起立多数であります。よって、修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

議案第10号「令和5年度三股町国民健康保険特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成議員の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第10号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号「令和5年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第11号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号「令和5年度三股町介護保険特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第12号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号「令和5年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第13号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号「令和5年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第14号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号「令和5年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」を議題として、

討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第15号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号「令和5年度三股町公共下水道事業特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第16号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号「令和5年度三股町水道事業会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第17号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第20号「第三次三股町生活排水対策総合基本計画の策定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第20号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号「三股町公共下水道三股中央浄化センターし尿汚泥処理棟築造工事に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第21号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号「三股町交流拠点施設整備事業における三股町とまちづくり合同会社みまたとの開発に関する協定の締結について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。議案第22号に対する総務産業常任委員長の報告は否決であります。

まず、総務産業委員長の報告に賛成し、原案に反対する討論の発言を許します。（発言する者あり）総務産業常任委員長の報告に賛成をして、原案に反対する討論。総務産業常任委員長は否決という結論を出しています。したがって総務産業常任委員長の報告否決に賛成して、原案に反

対するということですね。総務産業常任委員長の報告は否決ですので、否決したほうが良いということに賛成するという意味です。原案、もともとの案ですね。これには反対するという意味です。よろしいでしょうか。

休憩します。

午前11時23分休憩

-----  
午前11時24分再開

○議長（指宿 秋廣君） 再開します。

総務産業常任委員長の報告、否決に賛成し、執行部からの原案に反対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、総務産業常任委員長の報告、否決に反対し、原案に賛成する討論の発言を許します。西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） それでは、ただいま議案第22号につきましては、原案に対して賛成という立場で意見を言いたいと思います。

先ほど議案第9号の修正案のときにもちょっと話したんですが、今回のこの事業というのは、今までの行政主体でやってきた事業と違いまして、PFI事業というのを選択しております。行政が設計も建設も財務も全部自分で決めて、はいどうぞとやるんじゃなくて、PFI事業ちゅうのは官民共同事業体、官と民が一緒になって案を練って、そして、それを形にしていくという事業手法です。先ほども言いましたように、まだ今この中身というのが、今から共同事業体をつくって計画をつくっていくのに、今この時点でこれを反対してしまうと、何も見えないということになります。先ほど総務委員長の報告の中で、まだ特別委員会、交流拠点の特別委員会が途上であって判断ができないというのがありましたが、その判断をするためにも、この22号の原案を可決して先に進めてもらって事業計画が見えないと、議会としては判断できないんじゃないかという思いで賛成討論とします。原案に対しての賛成討論にします。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） ご静粛にお願いします。それと、先ほどベルが鳴ったので、確認を再度お願いします。携帯電話のベルが鳴ったのでお願いします。

次に、総務産業常任委員長の否決に、原案に対する賛成は、今、反対ですね。反対の立場でもらうと。意見を求めます。常任委員長の報告は否決ですので、その意見に反対して原案に対する賛成意見というのを今言われましたので、その逆ですね。要するに、原案に反対する意見。原案に反対する意見ですね。要するに、委員長報告のとおりという人の発言を求めます。よろし

いですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、委員長報告に対して反対する発言を求めます。委員長報告は否決ですので、否決に対して反対する議員の発言を求めます。上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 先ほども内容的には申し上げましたけれども、私も総務産業常任委員会に付託され否決されたことに反対し、議案第22号の原案に賛成の立場で討論をいたします。

同じようなことですが、既に官民共同の下で、もうワークショップや将来を見据えた社会実験の取組が着々と進んでおります。そういう段階で、今後、三股町とまちづくり合同会社みまたとの開発に関する協定について、私は今、進めるべきだと思っております。この先、議員や議会として内容を精査をしていながら、町民と一緒にどうしていけばうまくいくのかを考えていくという立場に立つべきだと思います。そのような理由で、私は、議案第22号「三股町交流拠点整備事業における三股町とまちづくり合同会社みまたとの開発に関する協定について」、原案に賛成をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） ほかに意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） これより採決を行います。起立により採決いたします。議案第22号に対する総務産業常任委員長の報告は否決であります。原案について賛成の議員の採決をしたいと思います。

再度、申し上げます。

総務産業常任委員長の報告は否決であります。ここでは、本案に対する賛成議員——総務産業常任委員長と逆の考え方ですね——という形で、以下……休憩します。

午前11時29分休憩

.....  
午前11時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 本会議を再開します。

原案について採決をいたします。

議案第22号は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（指宿 秋廣君） よろしいです。起立少数であります。よって、議案第22号は否決されました。

## 日程第5. 質疑・討論・採決（議案第18号）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第5、すぐ討論・採決を行います。

議案第18号「教育委員会教育委員の任命について」を議題とします。

全体審議において、質疑の回数は1議題につき5回までといたします。

教育委員会委員の任命について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を集結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第18号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり同意されました。

ここで休憩いたします。

午前11時32分休憩

-----  
午前11時34分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

## 追加日程第1. 発議第1号上程

○議長（指宿 秋廣君） 追加日程第1、発議第1号を議題とします。

ここで、提出者の説明を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 内村 立吉君 登壇〕

○議会運営委員長（内村 立吉君） それでは、発議第1号について提案理由を申し上げます。

まず、発議第1号「三股町議会の個人情報の保護に関する条例」であります。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、個人情報の保護に関する法律が改正され、議会は同法の適用除外となるため、議会における個人情報の保護に関する条例を新たに制定するものであります。

次に、発議第2号「三股町議会委員会条例の一部を改正する条例」であります。議案第3号

「三股町課設置条例の一部を改正する条例」が、本日修正可決されたため、追加提案はいたしません。

以上、提案理由の説明を終わります。

---

### 追加日程第2. 質疑・討論・採決（発議第1号）

○議長（指宿 秋廣君） 追加日程第2、質疑・討論・採決を行います。

発議第1号、三股町議会の個人情報保護に関する条例を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。発議第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第6. 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第6、総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の閉会后、議長宛に所管事務の調査をしたい旨、申請がある場合、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会は、閉会中も活動できることとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、本定例会閉会后、議長宛に所管事務の調査をしたい旨、申請がある場合、総務産業常任委員会、（発言する者あり）すみません、静かにお願いできますか。採決の途中なので、聞き取りにくいらしいですので、すみません。静かにしてもらえますか。私がマスクをしているので、皆さん聞き取りづらいんですね。コロナの関係で

しようがないので、すみません。静粛にお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（指宿 秋廣君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会閉会后、議長宛に所管事務の調査をしたい旨、申請がある場合、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会は、閉会中も活動できることに決しました。

---

#### 日程第7. 閉会中における広報編集常任委員会の活動について

- 議長（指宿 秋廣君） 日程第7、閉会中における広報編集常任委員会の活動についてを議題とします。

広報編集常任委員長から、会議規則第74号の規定に基づき、閉会中における広報等の編集活動の申出があります。

お諮りします。広報編集常任委員長からの申出のとおり、閉会中における広報等の編集活動を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（指宿 秋廣君） ご異議なしと認めます。よって、広報編集常任委員長からの申出のとおり、閉会中における広報等の編集活動を認めることに決定いたしました。

---

#### 日程第8. 閉会中における議会運営委員会の活動について

- 議長（指宿 秋廣君） 日程第8、閉会中における議会運営委員会の活動についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定に基づき、議会の会期日程等の運営に関する事項、並びに議長の諮問に関する事項について、閉会中における審査及び継続審査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中における審査及び継続調査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり、閉会中における審査及び継続調査を認めることに決定しました。

---

#### 日程第9. 閉会中における三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員会の活動について

- 議長（指宿 秋廣君） 日程第9、閉会中における三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特

別委員会の活動についてを議題とします。

三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって、当委員会が所管する調査等について、閉会中の活動の申出があります。

お諮りします。三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員長からの申出のとおり、閉会中に当委員会が所管する調査等の活動をすることについて、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員長からの申出のとおり、閉会中に当委員会が所管する調査等の活動をすることに決定しました。

---

### 日程第10. 議員派遣の件について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第10、議員派遣の件についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。お配りしております議員派遣資料のとおり、研修等にそれぞれ議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣について配付資料のとおり、それぞれの議員を派遣することに決定することに決しました。

お諮りします。今期定例会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

以上で、全ての案件を議了しましたが、議長の公務報告は、お手元に配付してあるとおりであります。

ここで、しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時43分休憩

-----  
〔全員協議会〕  
-----

午前11時55分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

---

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって、令和5年  
第1回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前11時55分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 指宿 秋廣

署名議員 西村 尚彦

署名議員 内村 立吉